

平成21年度

# ひょうご男女共同参画白書

平成21年9月

兵庫県

## 男女共同参画社会の実現に向けて

「男女共同参画社会基本法」が施行されてから10年を迎えました。本格的な人口減少社会を迎えようとする今、活力に満ちた21世紀の社会をつくるためには、一人ひとりがもてる力を存分に発揮し、いきいきと活動する男女共同参画社会を実現していくことが大切です。

兵庫県は、「ひょうご男女共同参画プラン21」と同後期実施計画に基づき、社会制度の見直しや意識改革、働く場や生活の場での共同参画の推進などに総合的、計画的に取り組んできました。また、県自らがモデル職場となるよう先行動計画を策定し、今年度からはその第3次計画（ひょうごアクション8）の推進に努めています。

これまで、県の審議会委員や管理職に占める女性割合が向上するなど、その成果は着実にあらわれる一方、地域活動等のリーダーとして女性が活躍する機会が少なく、参画が十分に進んでいない分野も多く見られます。女性の社会参画をさらに促進するとともに、地域や家庭の場でのあらゆる活動に、男女が共に参画していくには、「仕事と生活のバランス」の推進が重要な課題となっています。

このため、今年6月、県と連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働のもと、「ひょうご仕事と生活センター」を設置しました。同センターを全県拠点として、啓発・情報発信、相談・実践支援等に取り組むほか、多子世帯の保育料軽減や事業所内保育所の整備支援など、働きやすい環境づくりを推進します。また、市町での「女性チャレンジひろば」開設を進め、就職や起業、地域活動に取り組もうとする女性を積極的に応援します。

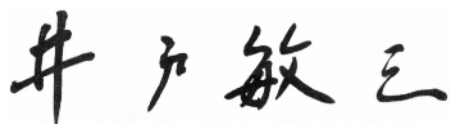
この白書では、男女共同参画社会づくり条例に基づく年次報告書として、男女共同参画社会の形成状況、それを促進する県及び市町の施策の実施状況等をまとめています。

明日の兵庫をつくるのは、夢と意欲をもって活動する皆さんです。男女共同参画の第2ステージとなる次の10年、一人ひとりが考え、行動することで、家庭、職場、地域での取り組みが広がっていくことを期待しています。

ともに力を合わせ、だれもが豊かさや生きがいを実感できる「元気で安全安心な兵庫」の実現をめざしていきましょう。

平成21年9月

兵庫県知事



# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み              | 1  |
| 第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況        |    |
| 男女共同参画に向けての社会システムの変革                | 3  |
| 働く場における男女共同参画の推進                    | 5  |
| 生活の場における男女共同参加・参画の推進                | 8  |
| 女性がすこやかにすごせる社会の形成                   | 11 |
| 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備               | 13 |
| 第2部 兵庫県の男女共同参画の取組状況                 |    |
| 1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況           | 15 |
| 2 平成21年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表         | 25 |
| 3 兵庫県立男女共同参画センターの概要                 | 32 |
| 4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - | 34 |
| 第3部 市町の男女共同参画の取組状況                  |    |
| 1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況             | 39 |
| 2 県内市町における女性の公職参加状況                 | 57 |
| 3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧               | 62 |
| 参考資料                                |    |
| 男女共同参画社会基本法施行10年を迎えて                | 65 |
| 男女共同参画社会づくり条例、規則                    | 70 |
| 男女共同参画社会づくり協定制度の概要                  | 76 |
| 男女共同参画推進員制度の概要                      | 78 |
| 男女共同参画申出処理制度の概要                     | 79 |
| 男女共同参画推進本部設置要綱                      | 80 |
| 女性問題に関する相談機関一覧                      | 83 |

# 兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み

## 男女共同参画社会基本法（H11.6.23 公布・施行）

< 5つの理念 >

男女の人権の尊重  
政策等の立案及び決定への共同参画  
国際的協調

社会における制度又は慣行についての配慮  
家庭生活における活動と他の活動の両立

### 計 画

法定計画

### 推 進 体 制

## ひょうご男女共同参画プラン 2.1（H13.3 策定）

【計画期間】平成13～22年度（10年間）

- 【基本理念】・男女の人権の尊重
- ・あらゆる分野への男女の共同参加・参画
  - ・参画と協働による成熟した市民社会の構築
- 【構成】基本理念のもとに、基本目標、基本課題を設定し、施策の基本的方向と具体的施策を記述

## 男女共同参画推進本部（H13.8）

本部長：知事  
メンバー：政策会議構成員

### 条 例

## 男女共同参画社会づくり条例（H14.4 施行）

- 【基本理念】・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
  - ・政策等の立案及び決定への共同参画
  - ・家庭生活における活動と他の活動の両立
  - ・国際的協調
  - ・男女の性の尊重、身体への理解に基づいた生涯にわたる健康の保持及び増進
  - ・参画と協働による取組
- 【構成】・責務（県、県民、事業者、団体）
- ・禁止・留意事項（性別による差別的取扱いの禁止等）
  - ・男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（男女共同参画計画、事業者との協定等）
  - ・男女共同参画社会づくりのための基盤整備（推進体制の整備、男女共同参画推進員の設置等）

## 男女共同参画審議会（H14.9）

- ・委員は20人以内
- ・知事の諮問に応じ、男女共同参画計画の決定又は変更に関するなどを調査審議

< 参考 > 国における男女共同参画社会づくりの枠組み

## 男女共同参画基本計画（第2次）

（H17.12 策定）

### 【計画期間】

- ・施策の基本的方向：平成32年まで
- ・具体的施策：平成22年度まで

### 【構成】

- ・基本的考え方
- ・計画の推進
- ・施策の基本的方向と具体的施策

## 男女共同参画推進本部（H6.7）

【組織】本部長：内閣総理大臣  
副本部長：内閣官房長官  
男女共同参画  
担当大臣

【構成】本部長：全閣僚

### 【所掌事務】

- ・施策の円滑かつ効果的な推進

## 男女共同参画会議（H13.1）

【議長】内閣官房長官

【構成】・国務大臣12人  
・有識者 12人

### 【所掌事務】

- ・基本的な方針・政策、重要事項等についての調査審議
- ・施策の実施状況の監視 等

\* 国においては、平成13年1月の中央省庁等改革により、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画推進体制が強化された。とりわけ、「男女共同参画会議」は国の重要政策会議（4大重要会議）の一つに位置づけられている。

## 第 1 部

「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

## 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎えようとするなか、男女がともに社会の担い手として、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野に参画し、多様な視点から、一人ひとりがもてる力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる環境づくりが求められています。そのため、女性の活躍支援や、仕事と家庭・地域活動の両立に向けた職場環境づくり、地域における男女共同参画の推進、男女がともに安心してすこやかに暮らせる社会の形成等が重要な課題となっています。

### 男女共同参画に向けての社会システムの変革

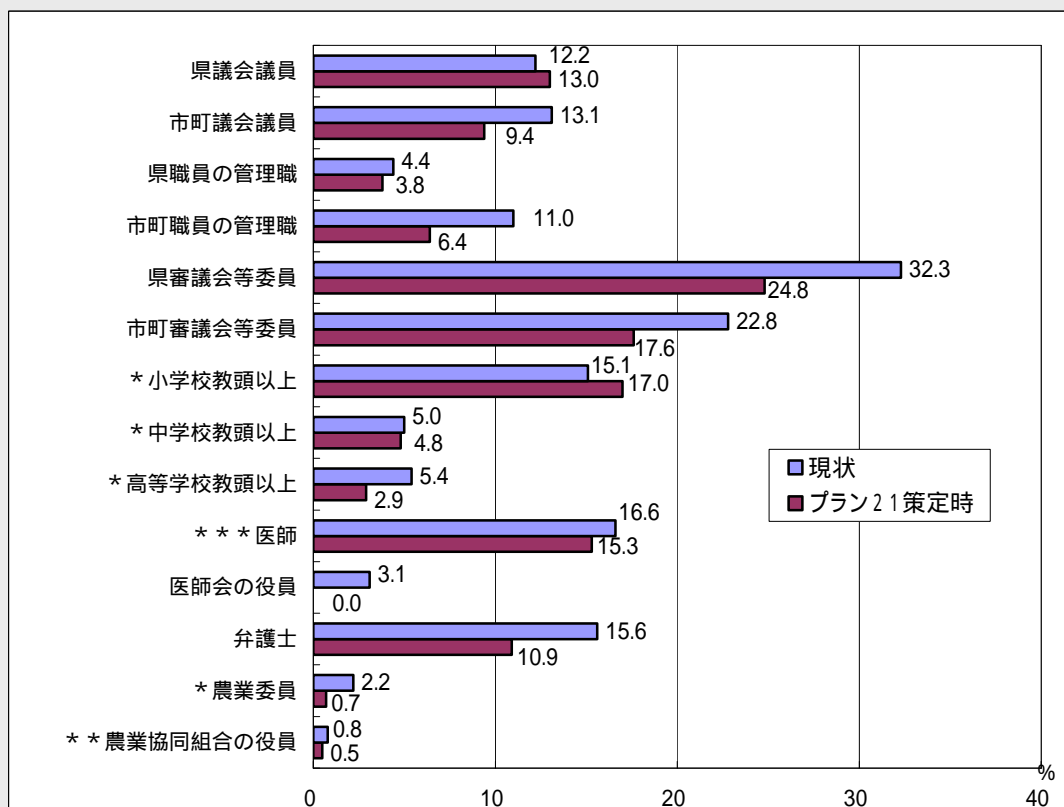
県では、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、同後期実施計画において、県の審議会等委員の女性割合等の数値目標を定めて取組を進めていますが、様々な分野で活躍する女性の割合は増加しているものの、指導的地位に立つ女性の割合は依然として低く、政策・方針決定過程の場に女性が十分に参画しているとは言えない状況にあります。

#### 政策・方針決定過程への女性の参画

依然として各分野で指導的地位に占める女性割合は低い

県審議会等委員の女性割合は着実に上昇していますが、一方で、プラン21策定時から、女性割合がほとんど上昇していない分野も多く、審議会等委員以外は20%未満にとどまっています。

各分野における指導的地位に占める女性割合（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ（現状：平成21年現在。\*は20年、\*\*は19年、\*\*\*は18年現在）

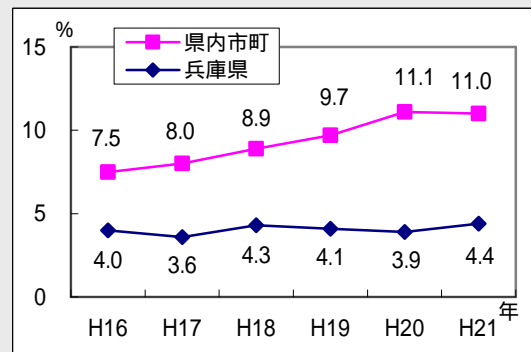
女性管理職の割合は、県職員4.4%、市町職員11.0%となっている

県職員の管理職に占める女性の割合は、4.4%で、前年より0.5ポイント増加しています。一方、市町は11.0%と、前年より0.1ポイント減少しています。

また、県議会議員に占める女性割合は12.2%、市町議会議員は13.1%で、いずれも前年より増加し、上昇傾向が続いています。

備考：兵庫県企画県民部調べ（各年4月現在）

県・市町職員の管理職に占める女性割合(兵庫県)



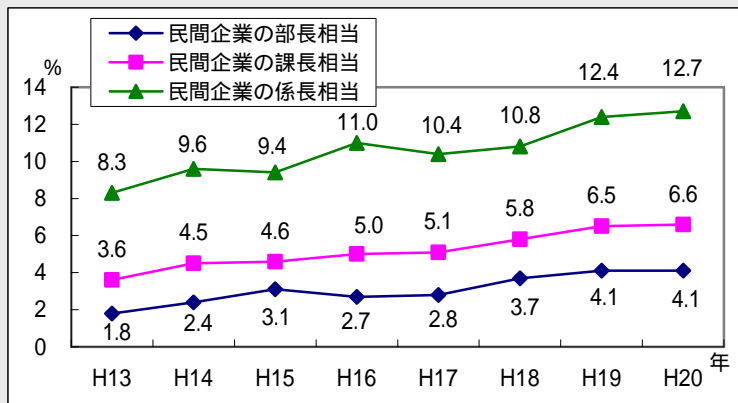
女性管理職の割合は、役職が上がるにつれ低下する

民間の女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が12.7%で最も多く課長相当職は6.6%、部長相当職は4.1%となっています。いずれも上昇傾向にあります。役職が上がるにつれて女性の割合は低くなっています。

資料：厚生労働省

「賃金構造基本統計調査」

民間企業の役職別管理職に占める女性割合(全国)

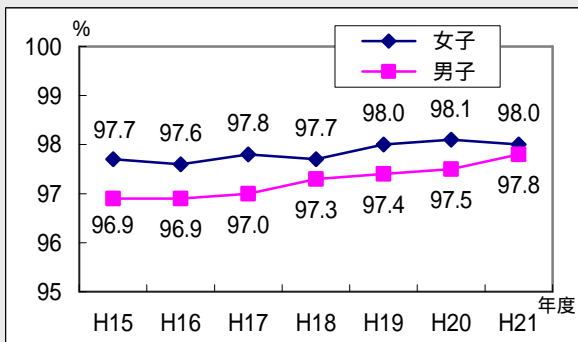


学校教育における現状

男女とも高等学校等への進学率は約98%で、高等学校卒業者の過半数が大学等へ進学している

中学校の卒業生(平成21年3月卒)の進路では、高等学校等への進学率が97.9%(全国平均97.9%)で、前年より0.1ポイント上昇しています。男女別にみると男性97.8%、女性98.0%で、女子が男子を上回る傾向が続いています。

高等学校等進学率(兵庫県)

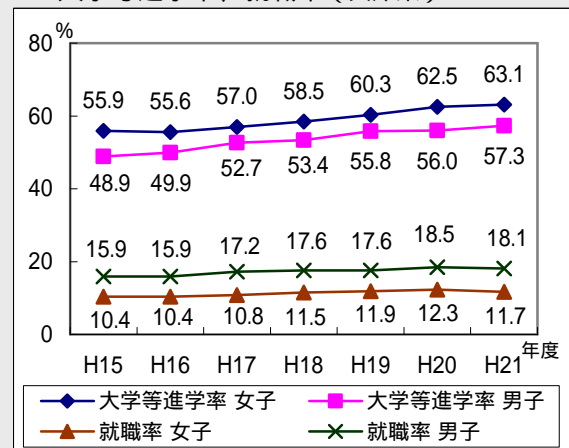


資料：文部科学省「学校基本調査」

(ただし、平成21年度は速報値)

高等学校の卒業生(平成21年3月卒)の大学等進学率は60.3%(全国平均53.9%)で、前年より1.0ポイント上昇しています。男女別にみると、女子が男子を上回る傾向が続いています。

大学等進学率、就職率(兵庫県)



資料：文部科学省「学校基本調査」

(ただし、平成21年度は速報値)

## 働く場における男女共同参画の推進

年々増加する非正規労働者の7割が女性であり、男女間の賃金格差があることなど、共働き世帯は増えているものの、結婚・出産した女性が継続就業できる環境が整っていないのが現状です。兵庫県の女性労働力率は45.3%（全国平均48.8%）で、全国的にみても46位と低い水準にあり、職場環境の整備や、再就職を希望する女性を支援する取組が求められています。

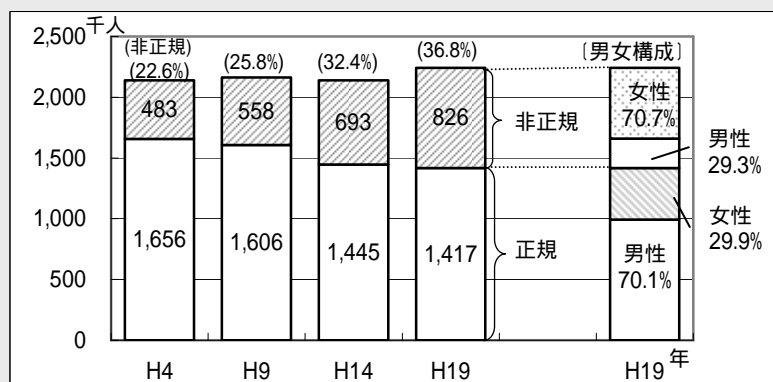
### 男女の労働の現状

非正規労働者の7割を女性が占めている

非正規労働者の割合は、一貫して増加しており、そのうち女性が70.7%を占めています。一方で、正規労働者については、女性の占める割合が29.9%にとどまっています。

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

正規労働者と非正規労働者の推移（兵庫県）



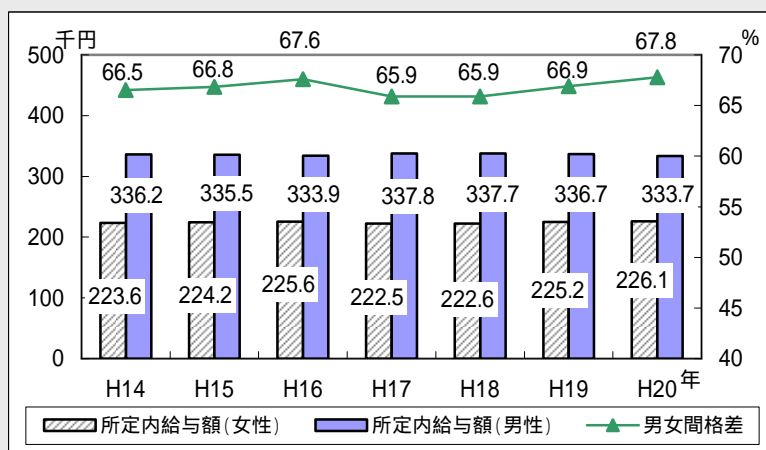
男女間賃金格差は、なかなか改善されない

所定内給与額の男女間格差については、男性100に対し、女性は67.8となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

資料：厚生労働省

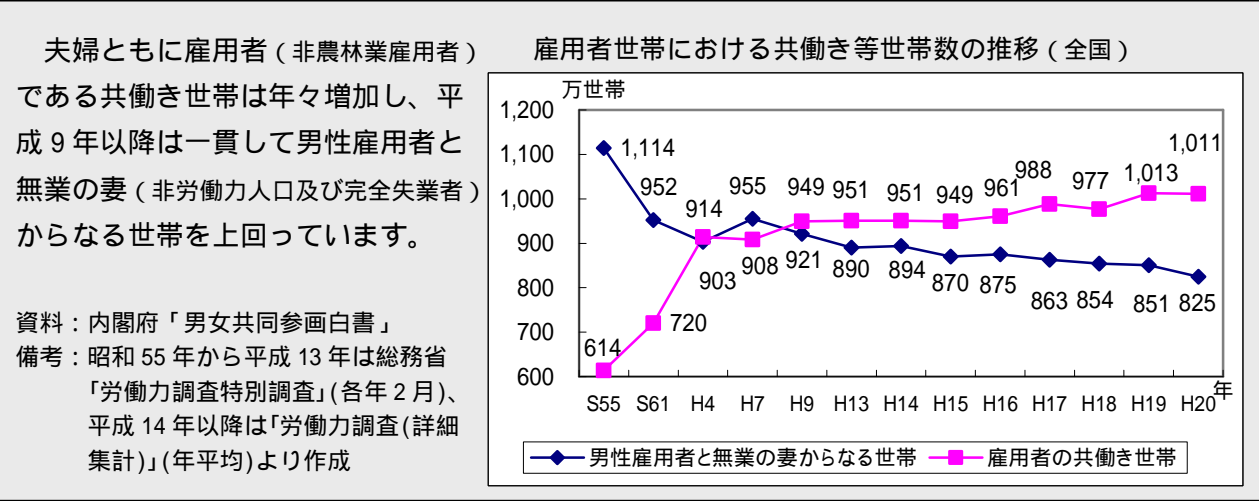
「賃金構造基本統計調査」

所定内給与額と男女間賃金格差の推移（全国）

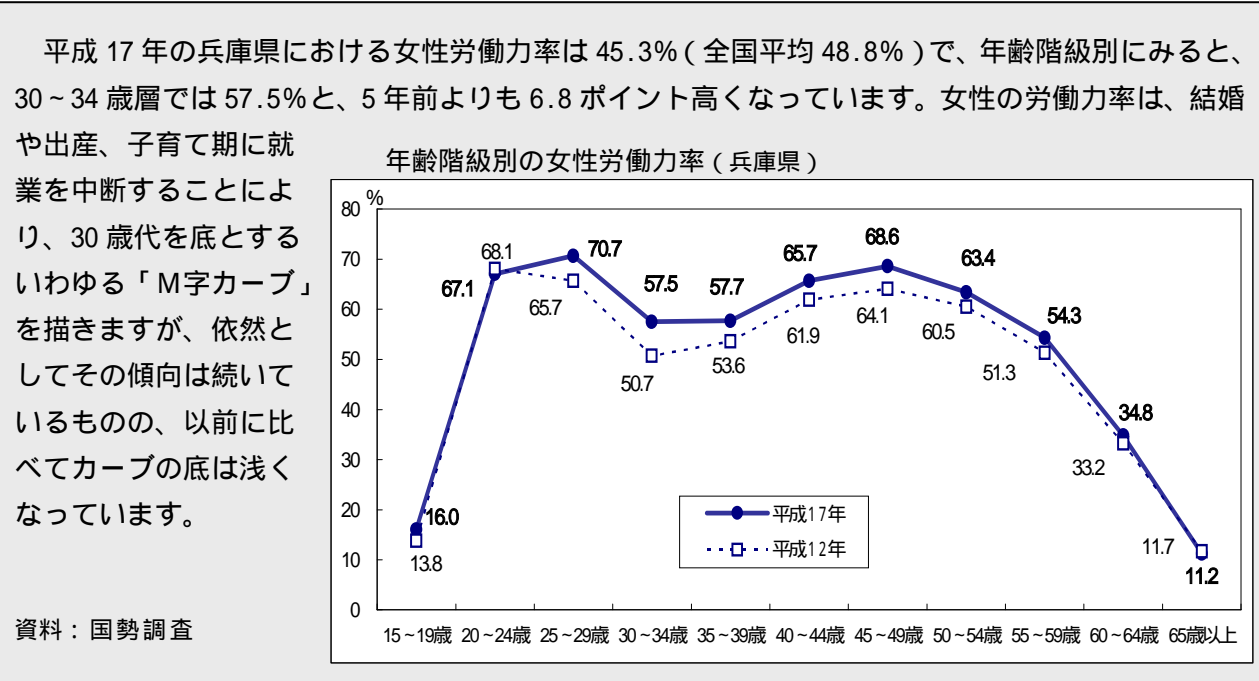




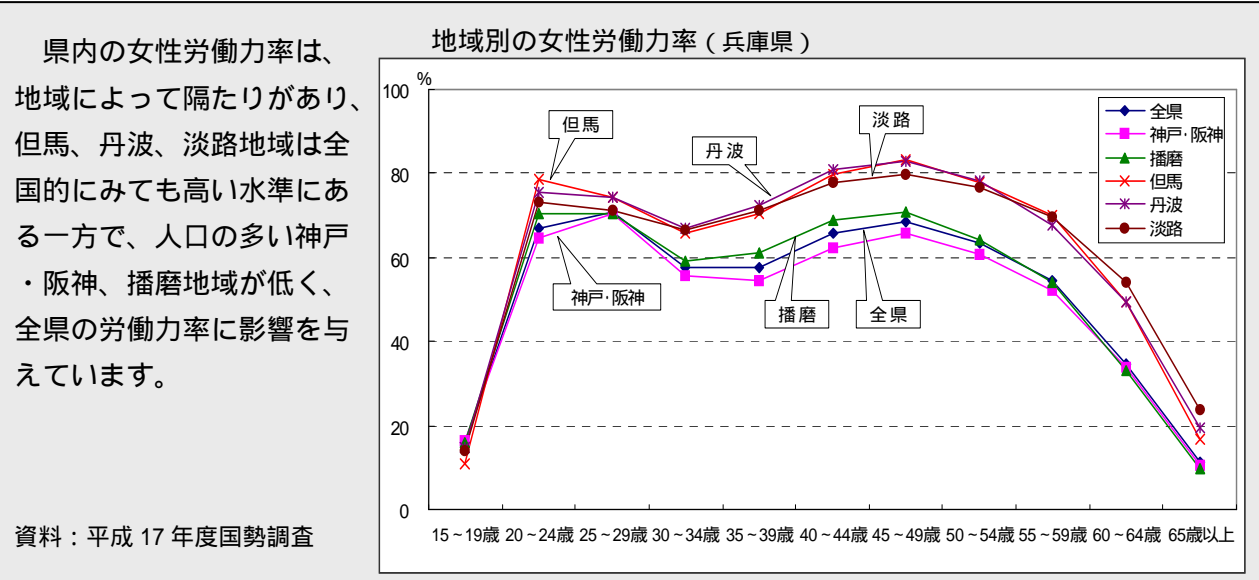
雇用者世帯における共働き世帯は、年々増加している



女性労働力率は依然としてM字カーブを描いている



地域によって女性労働力率の差が開いている



**農業分野、医療分野における女性の参画状況**

分野別にみると、農業分野では、農業就業人口に占める女性割合が5割を超え、農山漁村・農林水産業の活性化において女性が大きな役割を果たしているにもかかわらず、農業委員に占める女性の割合は2%前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

また、国の「女性の参画加速プログラム」で重点分野としてあげられている、女性医師や女性研究者については緩やかな増加傾向にあります。また、「2020年までに30%」の目標を実現するためには、男女共同参画の取組をさらに加速させていく必要があります。

農業従事者の過半数は女性が占めているが、女性農業委員は2.2%となっている

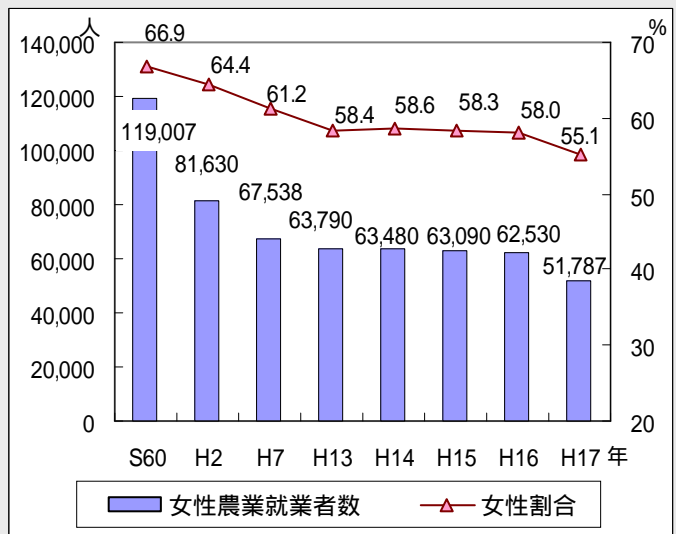
県内の農業委員に占める女性の割合は、平成20年10月現在2.2%（全国平均4.6%、全国39位）となっています。また、農業協同組合の女性組合員が19.9%、うち女性役員は0.8%にとどまり、農業就業人口の女性割合が5割を超える状況から考えると、大変低い割合となっています。

|        | 農業委員数(うち女性) | 女性割合 |
|--------|-------------|------|
| H16.4  | 1,562 (38)人 | 2.4% |
| H18.10 | 1,056 (25)人 | 2.4% |
| H20.10 | 1,006 (22)人 | 2.2% |

備考：兵庫県企画県民部調べ

|       | 農業協同組合数(うち女性)    | 女性割合  |
|-------|------------------|-------|
| 正組合員数 | 211,783(42,248)人 | 19.9% |
| 役員数   | 395 (3)人         | 0.8%  |

農業就業人口に占める女性割合（兵庫県）



資料：兵庫県農林水産統計年報

資料：農林水産省「平成19事業年度総合農協統計表」

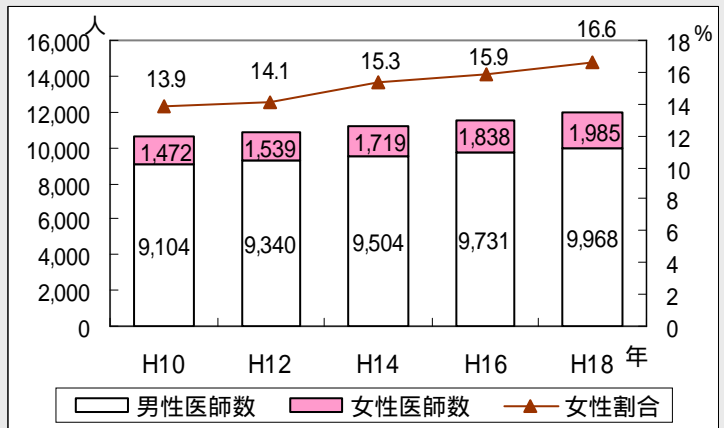
県医師会に初めて女性役員が1人誕生している

平成18年における県内の女性医師数は1,985人で、2年前より147人増加しています。女性割合も16.6%（全国平均17.2%）と、増加傾向にあります。

また、県医師会では現役員32人（任期：H20.4～H22.3）のなかで初めて女性役員が1人（3.1%）誕生しました。（全国平均4.5%）

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

女性医師の割合（兵庫県）

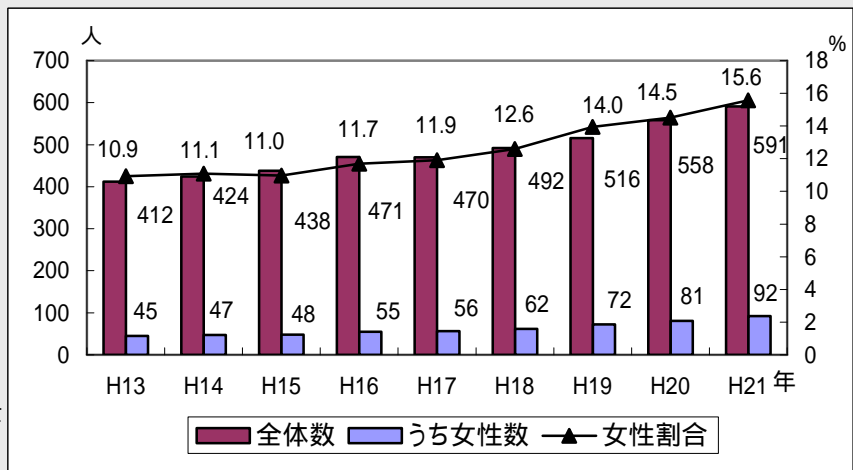


### 女性弁護士数は年々増加している

平成21年9月1日現在、県内の女性弁護士数は92人で、県内の弁護士数全体（591人）の15.6%（全国平均15.4%）を占めており、年々増加しています。

備考：兵庫県弁護士会、日本弁護士連合会調べ

女性弁護士の割合（兵庫県）

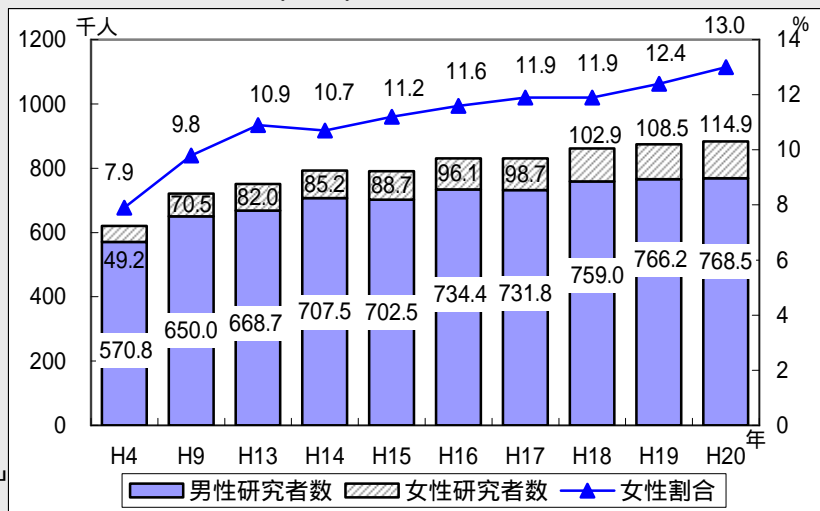


### 女性研究者数は緩やかな増加傾向にある

研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にあります。依然として低い水準で、平成20年現在で13.0%にとどまっています。

資料：内閣府「男女共同参画白書」  
備考：総務省「科学技術研究調査報告」より作成

女性研究者の割合（全国）



## 生活の場における男女共同参加・参画の推進

地域が抱える幅広い課題には、男女ともの視点から解決策に取り組むことが重要ですが、自治会長等の地域活動リーダーの女性割合は少なく、女性が意思決定過程に十分に参画しているとは言えない状況です。男女がともにあらゆる活動に参加・参画していくためには、家庭や地域社会の理解と協力が不可欠となっています。

また、仕事と家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現したいと考える人が増える一方で、雇用就業状況や職場環境、育児や介護との両立の問題などでその実現が難しい人も多く、働き方の見直しや職場環境の整備が急務となっています。

## 地域活動への参加・参画状況

地域で活動する女性が多い中で、女性リーダーは依然少ない

様々な分野で活動している女性の割合は増加していますが、自治会長等の地域リーダーは依然少ない状況です。

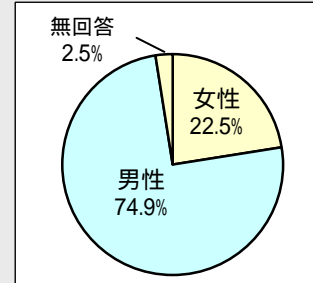
主な地域活動リーダーの女性割合

| 区 分                           | 女性割合  |
|-------------------------------|-------|
| 農業委員（兵庫県：H20）                 | 2.2%  |
| 自治会長（兵庫県：H21）                 | 5.2%  |
| 市町議会議員（兵庫県：H20）               | 13.1% |
| P T A 会長（小中学校単位）<br>（兵庫県：H20） | 18.2% |

備考：兵庫県企画県民部調べ

特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合は22.5%で、主に男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成、保健・医療又は福祉の増進を図る活動等の分野で割合が高くなっています。

N P O 法人の代表者性別割合（全国）



資料：経済産業研究所

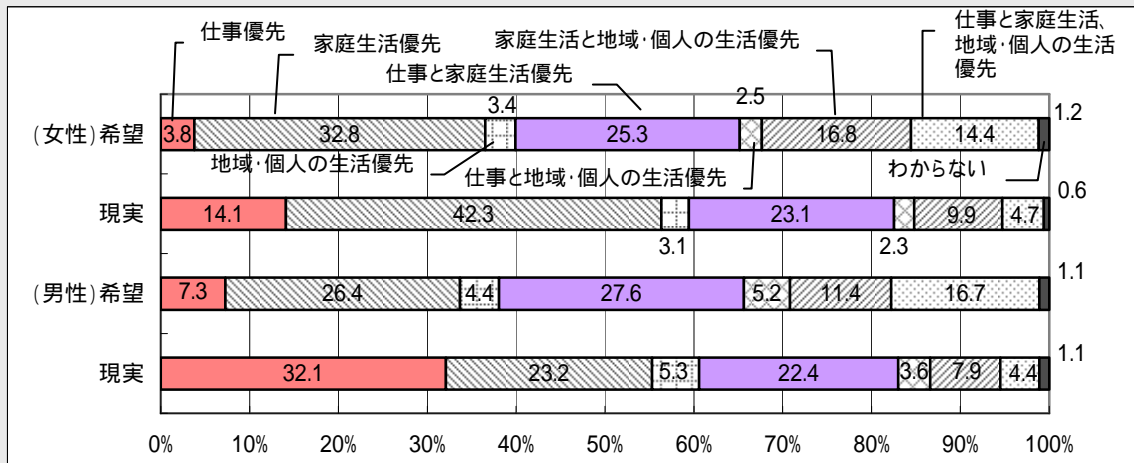
「NPO 法人の活動に関する調査研究報告書（平成 19 年）」

## 仕事と生活のバランスの推進

仕事と生活をバランスよく両立したいという希望と現実に差がある

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」によると、男女とも「仕事」を優先する生活を希望する人は少なく、「仕事と家庭生活」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が多いものの、現実には希望と異なる生活を送っています。

生活の中での仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について（全国）



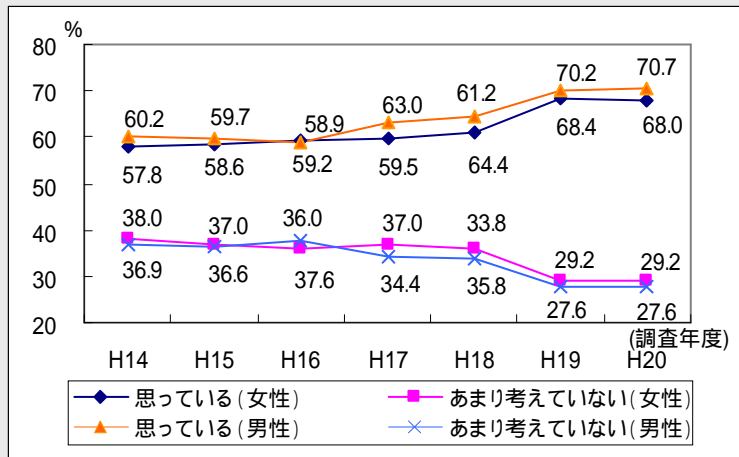
備考：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」（平成 20 年 6 月調査）より作成

男女とも社会貢献意欲は高まっている

内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、70%前後が、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っており、社会への貢献意欲は、男女ともに年々高まっています。

資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

社会への貢献意識の推移（全国）



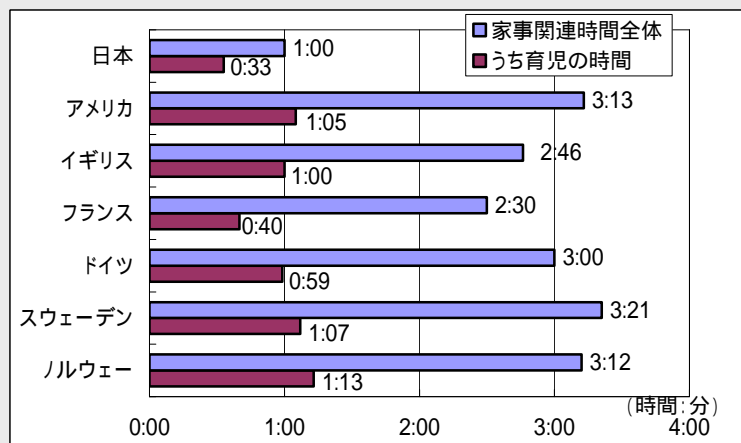
夫の育児時間は1日あたり（週全体平均）30分程度となっている

日本において、6歳未満児のいる夫の1日の家事関連時間（週全体平均）は1時間で、3時間を超えるスウェーデン、アメリカ等と比べ大きな差があり国際的に低い水準となっています。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

備考：Eurostat“ How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S“America Time-Use Summary” (2006)及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成

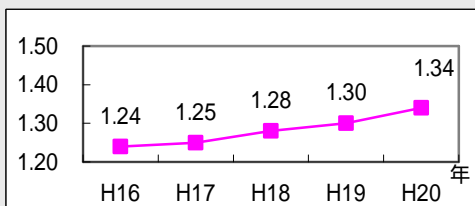
6歳未満児のいる夫の家事・育児時間（1日あたり）(全国)



出生数は5万人近い水準で推移し、合計特殊出生率の全国順位は35位に上昇している

平成20年における県の合計特殊出生率は1.34（全国平均1.37）で、前年より0.04上回っており、全国順位も36位から35位に上昇しました。また、出生数は、5万人に近い水準で推移しています。

合計特殊出生率（兵庫県）



出生数（兵庫県）

（単位：人）

|     | H16    | H17    | H18    | H19    | H20    |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出生数 | 49,789 | 47,951 | 49,573 | 49,289 | 49,222 |

資料：厚生労働省「人口動態統計」

男性の育児休業取得率は1.23%にとどまる

育児休業取得率（全国）（単位：％）

|       | 女性   | 男性   |
|-------|------|------|
| H15年度 | 73.1 | 0.44 |
| H16年度 | 70.6 | 0.56 |
| H17年度 | 72.3 | 0.50 |
| H18年度 | 88.5 | 0.57 |
| H19年度 | 89.7 | 1.56 |
| H20年度 | 90.6 | 1.23 |

平成20年の育児休業取得率は、女性は90.6%で、前年度から0.9ポイント上昇し、初めて9割を上回るものの、内閣府資料によると、第1子出産前後も継続就業している女性は、38.0%にとどまっているのが現状です。

また、男性の取得率は1.23%と、0.33ポイント低下しており、男女の差は広がっています。

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（18年度は参考値）  
ただし、平成18年までは「女性雇用管理基本調査」

女性がすこやかにすごせる社会の形成

夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする女性に対する暴力の相談件数は増加しており、暴力被害者への支援や、暴力根絶のための意識啓発などが男女共同参画社会を形成するうえで重要な課題となっています。

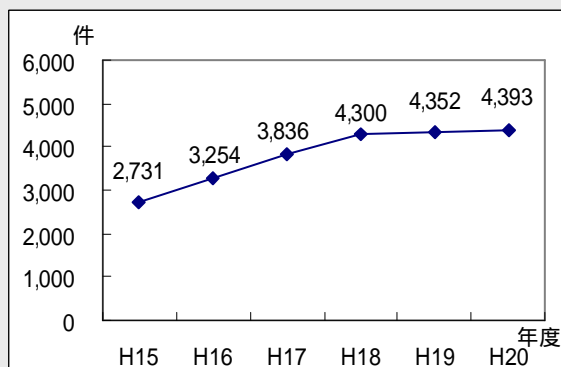
さらに、がん検診の受診率の向上や自殺予防・防止対策など、男女がともに生涯を通じて健康にすごせる社会をめざした取組が求められています。

女性に対する暴力・児童虐待への対策

DV相談件数は年々増加しており、セクハラ相談も増加傾向にある

平成20年度に、県の配偶者暴力相談支援センター（県立女性家庭センター）、県立男女共同参画センター、県民局女性問題相談員、県子ども家庭センター、健康福祉事務所及び、県警察本部に寄せられた相談は合計4,393件で、年々増加しています。

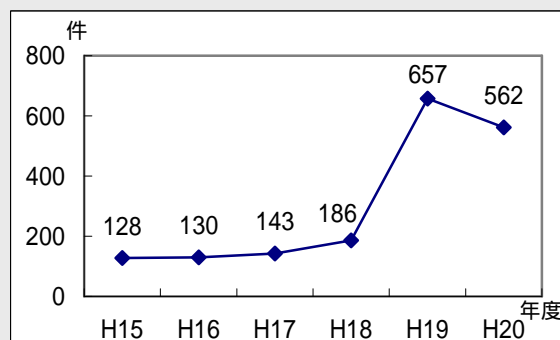
配偶者等からの暴力(DV)相談件数(兵庫県)



備考：兵庫県健康福祉部調べ

平成20年度に兵庫労働局に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、562件で、前年度よりも減少したものの、平成19年4月の改正男女雇用機会均等法施行以前に比べると明らかに多くなっています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数(兵庫県)

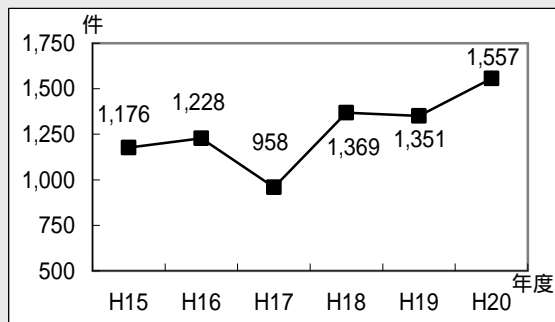


備考：兵庫労働局雇用均等室の資料から作成

児童虐待の相談件数は1,500件を超えており、虐待者の約9割が実父母となっている

こども家庭センター（神戸市を含む）における虐待相談受付件数については、平成20年度は1,557件で、前年度に比べ206件増となっています。これは、虐待の問題に関する県民の認識が高まってきたことありますが、なお一層の取組が必要です。

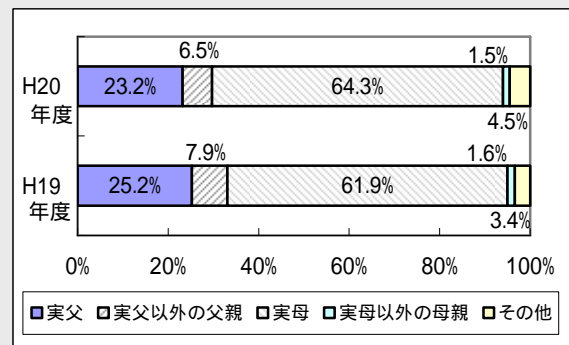
児童虐待相談受付件数（兵庫県）



備考：兵庫県健康福祉部調べ

こども家庭センター（神戸市を含む）における児童虐待の主な虐待者については、平成20年度は実母が64.3%、次いで実父が23.2%となっており、実父母が9割近くを占めています。

主な虐待者（兵庫県）



備考：兵庫県健康福祉部調べ

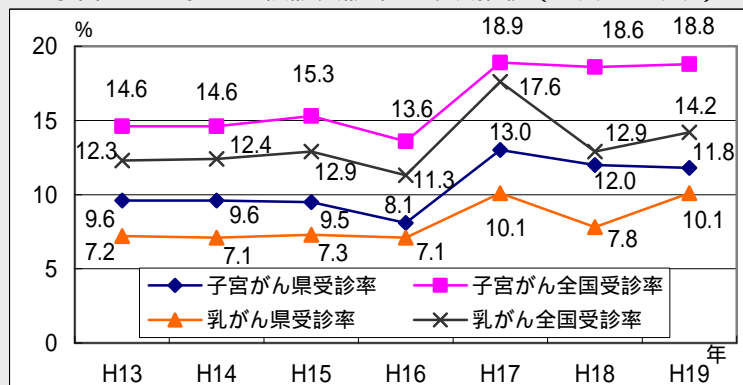
### 心身の健康の保持・増進

子宮がん・乳がん検診の受診率は10%前後と低い

主な死因として、がんによる死亡率が年々増加していますが、厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」によると、県内の市町が実施した女性の子宮がん、乳がん検診の受診率は11.8%（全国47位）、10.1%（全国38位）と低い状況です。

資料：厚生労働省  
「地域保健・老人保健事業報告」

子宮がん・乳がん検診受診率の年次推移（全国・兵庫県）

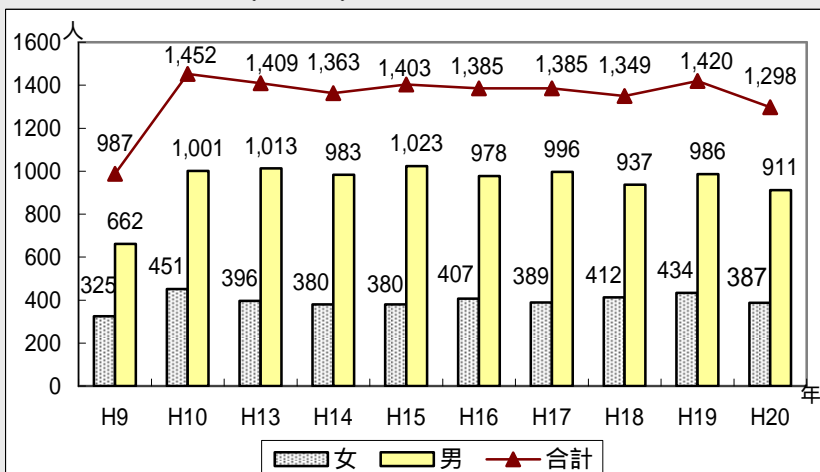


自殺者数の7割は男性となっている

平成20年の兵庫県における自殺者数は1,298人と、前年より122人減少しています。全国の自殺者数についても、844人減少したものの、32,249人となっており、平成10年以降は毎年3万人を超えています。またそのうち、70.8%（県は70.2%）を男性が占めるとい状況です。

備考：兵庫県警察本部調べ

自殺者数の推移（兵庫県）



## 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者における女性の割合は高く、高齢化社会が直面する介護をはじめとする様々な問題の多くは女性に大きな影響を与えます。ひとり暮らしの高齢者のおよそ4人に3人が女性という現状にあり、主な介護者及び要介護者についても7割前後が女性となっています。

### 高齢者をめぐる状況

ひとり暮らしの高齢者の約7割を女性が占める

高齢者における女性割合（兵庫県）

|       | 女性人口     | 女性割合  |
|-------|----------|-------|
| 65歳以上 | 703,069人 | 57.5% |
| 75歳以上 | 350,919人 | 62.6% |

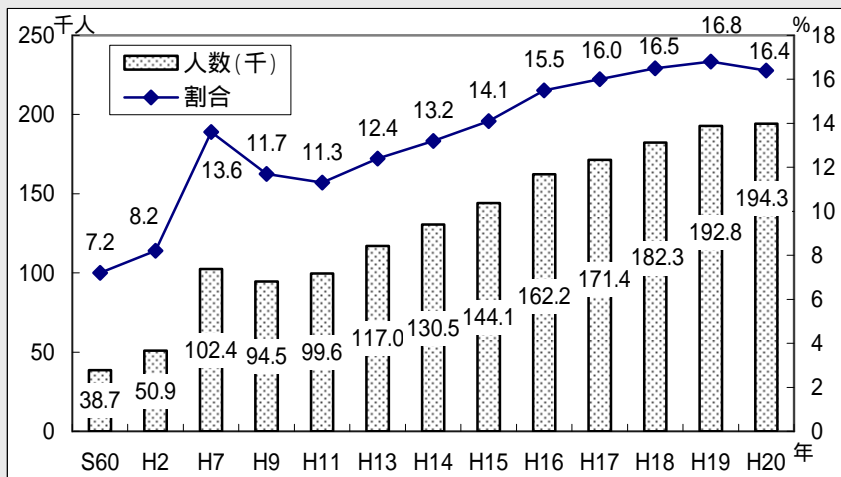
備考：兵庫県健康福祉部調べ  
（平成21年2月1日現在）

ひとり暮らし高齢者に占める女性割合（兵庫県）

|                      | 女性人口     | 女性割合  |
|----------------------|----------|-------|
| ひとり暮らし高齢者<br>（65歳以上） | 142,182人 | 73.2% |

備考：国勢調査（平成17年）

ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）数の年次推移（兵庫県）



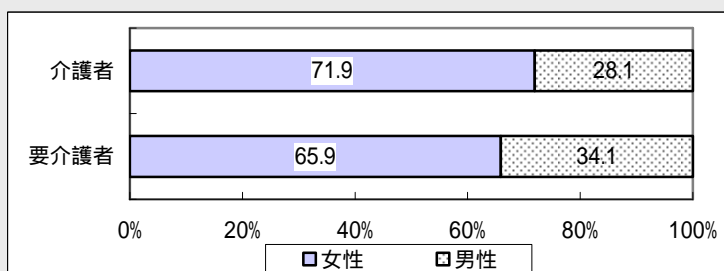
備考：兵庫県健康福祉部調べ

65歳以上高齢者のうち女性の割合は、57.5%と過半数を占めており、75歳以上になるとその割合は62.6%とさらに高くなっています。

高齢者のひとり暮らしが年々増加していますが、女性割合は73.2%で、およそ4人に3人が女性という状況です。

介護者・要介護者とも女性が約7割となっている

同居している主な介護者と要介護者の構成割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）

要介護者と同居している主な介護者の71.9%は、女性が占めています。

また、要介護者のうち、65.9%は女性です。



高齢者虐待の対象は約8割が女性、虐待者の6割が男性となっている

被虐待者の状況（兵庫県）

|    | 男性    | 女性    | 合計   |
|----|-------|-------|------|
| 人数 | 118人  | 468人  | 586人 |
| 割合 | 20.1% | 79.9% | -    |

資料：平成20年度高齢者虐待の報告

家庭において介護する近親者等からの虐待について、通報相談を受け、市町が訪問調査等により事実確認を行ったところ、養護者による虐待の対象は、79.9%が女性となっています。

また、被虐待者との関係でみると、虐待者は息子が最も多く、夫、娘婿を合わせると59.5%となっています。

虐待者の状況（複数回答）（兵庫県）

|    | 夫     | 息子    | 娘婿   | 妻    | 娘     | 嫁    | 兄弟姉妹 | 孫    | その他  | 不明   |
|----|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 件数 | 101件  | 267件  | 10件  | 28件  | 111件  | 45件  | 7件   | 29件  | 27件  | 11件  |
| 割合 | 15.9% | 42.0% | 1.6% | 4.4% | 17.5% | 7.1% | 1.1% | 4.6% | 4.2% | 1.7% |

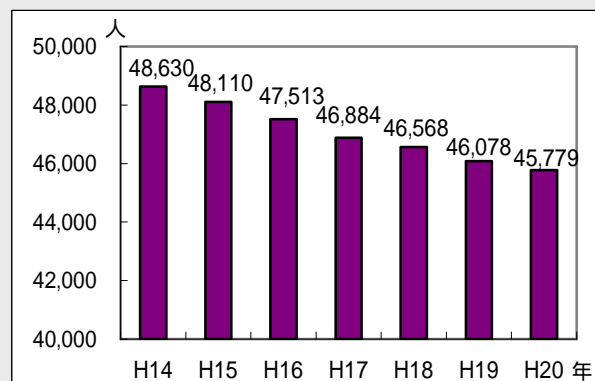
資料：平成20年度高齢者虐待の報告

防災・災害復興への取組

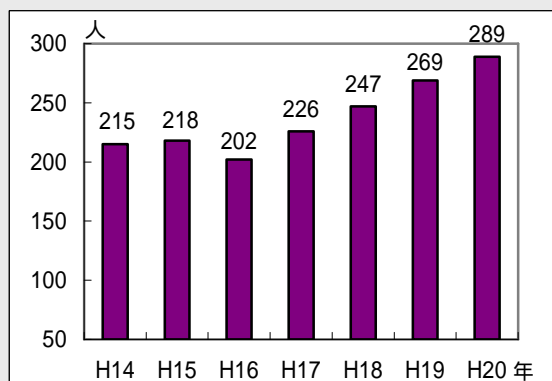
消防団員数は年々減少しているが、女性の消防団員は年々増加している

消防団員数は、年々減少傾向にあり、その確保は急務となっています。こうしたなか、県の女性消防団員数は平成20年現在289人で、全体（45,779人）の0.6%（全国平均1.9%）を占めており、年々増加しています。

消防団員数（兵庫県）



女性消防団員数（兵庫県）



備考：兵庫県企画県民部調べ

## 第2部

### 兵庫県の男女共同参画の取組状況

## 1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況

## 男女共同参画施策の状況

男女共同参画社会の実現に向けて「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(計画期間：平成13年度～22年度、以下「プラン21」という。)、同プランの後期実施計画(計画期間：平成18年度～22年度)及び「男女共同参画社会づくり条例」(平成14年4月施行)に基づき、全庁をあげて男女共同参画社会づくりのための取組を進めてきた。

## 平成21年度取組方針

プラン21後期実施計画に基づき、全庁的な取組を進めており、平成21年度は、次の5つを基本的な方針として、重点的に展開する。

また、第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - (計画期間：平成21年度～23年度、以下「第3次率先行動計画」という。)に基づき、県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう取組を進めていく。

女性の活躍支援

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

家庭生活、地域社会への参画促進

仕事と生活のバランスの推進、少子対策・子育て支援との連携

第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の推進

## 女性の活躍支援

男女共同参画社会の実現のため、男女が対等な構成員として、政策・方針決定過程に参画する機会を確保するとともに、さらなる活躍をめざす女性を支援していく。

女性チャレンジひろばの一層の活動支援(企画県民部)

「ひょうご女性チャレンジひろば」では、相談、情報提供などの入り口から出口(就職・起業・在宅ワーク・地域活動)まで、ワンストップによる総合的な支援を行っている。今後、県民のより身近なところで必要な情報が得られ、気軽に相談に応じられるよう、市町における「女性チャレンジひろば」の開設をさらに支援していく。

また、官民がネットワークを組んだ「ひょうご女性チャレンジねっと」により、女性チャレンジひろばの活動を支援し、女性のチャレンジをサポートしていく。

## 【20年度実績】

- ・ 女性チャレンジひろばでの情報提供・相談件数 3,857件  
(県ひろば 2593件、市ひろば 1,264件)
- ・ 再就職パソコン講座等受講者の就職率 65.1%(19年度実施分)

## 【女性チャレンジひろば開設市】16市

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、養父市、朝来市

【「ひょうご女性チャレンジねっと」構成団体】

兵庫県経営者協会、尼崎経営者協会、姫路経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会、  
 兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫労働局、21世紀職業財団、  
 兵庫県雇用開発協会、兵庫県社会福祉協議会（ひょうごボランタリープラザ）、  
 ひょうご産業活性化センター、市町、県 計42団体

「ひょうご女性キャリアカフェ」の実施（企画県民部）

女性の活躍を推進するため、特に医療福祉、農業従事者及び企業、公務員等を対象に、関係団体等と協働しながら、セミナーや情報提供、意見交換会等を実施する。

【対象分野】 医療福祉関係者・農業従事者、企業・公務員等

【内 容】

- ・ 第1回「女性医師の明るい未来を語ろう！」（6/13）
- ・ 第2回「農学女性たちの日々」（6/22）
- ・ 第3回「ひょうごお役所ウーマンサミット」（7/11）
- ・ 第4回「保健学研究科とあなたの“研究への情熱”を“カタチ”にするコツ&支援」（8/24）
- ・ 第5回「女性の自己啓発推進セミナー」（9/10）



第2回キャリアカフェ（H21.6.22）  
共催：神戸大学男女共同参画推進室

再就業支援事業の実施（産業労働部）

育児等の理由による離職者の再就業や、起業・在宅ワークなど、多様なライフスタイルに合わせた就業を支援する。

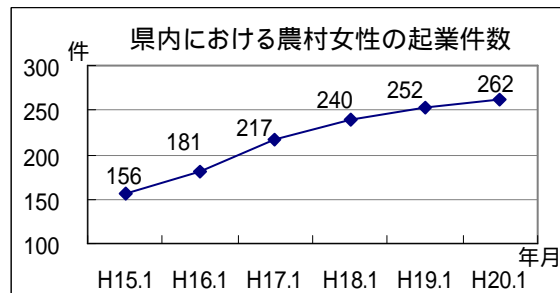
【20年度実績】

再就業支援セミナー参加者数506人（目標数値：450人）

農業における女性の活動の促進（農政環境部）

地元農産物を用いた加工品の開発や経営指導など、女性の起業活動や女性リーダーの育成を支援し、農村女性の能力向上を図る。

また、女性が、農業委員として幅広く登用されるよう市町に対して働きかけを行い、農業経営における女性の参画を支援する。



資料：農政環境部調べ

【女性の農業委員】

|     | 全委員数    | うち女性委員数 | 女性割合 |
|-----|---------|---------|------|
| 全 国 | 37,456人 | 1,741人  | 4.6% |
| 兵庫県 | 1,006人  | 22人     | 2.2% |

資料：農林水産省経営局調べ（20年10月現在）

地域団体・NPO、企業、市町等との一層の協働の推進

職場や家庭、地域などあらゆる場において、関係団体との連携を充実するとともに、企業、市町との一層の連携、協働のもと、男女共同参画社会づくりの基盤整備を進める。

## 男女共同参画社会づくり協定締結制度の推進（企画県民部）

仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備や女性の管理職登用などに積極的に取り組む県内事業所と県が協定を結び、さらなる取組が進むよう、出前講座の実施などの支援を行っている。



男女共同参画社会づくり協定締結式（H20.11.17）

## 【協定締結事業所数】

396社2団体（H21.7末現在）

## 【協定事業所の取組事例】

株式会社エス・アイ [所在地] 姫路市石倉26番地の3 [従業員数] 約70人  
[主要業務] データ入力加工、アウトソーシング等

ワークシェアリングの効果的な実践で、多様な働き方や企業の成長を実現している。「残業をしない」という社長の方針から、パートも正社員も同一賃金、同一労働を実施し、全従業員に時間給による「自由出勤制度」を採用。そのことで、結婚や出産を機に退職した経験豊富で優れた人材を獲得でき、また、仕事と家庭の両立が図れることから、従業員が意欲的に仕事に取り組み、時間を大切にするため生産効率が上がるという好循環を生み出している。

## 兵庫県地域女性団体ネットワーク会議の活動支援（企画県民部、健康福祉部）

地域づくり、健康福祉、農林水産等のさまざまな分野で活動している18の女性団体からなる「兵庫県地域女性団体ネットワーク会議」による登下校時の見守り・声かけなど、「子育て応援ネット」の活動を支援する。

## 【構成団体】

兵庫県連合婦人会、神戸市婦人団体協議会（神戸市消費者協会）、兵庫県消費者団体連絡協議会、あすの兵庫を創る生活運動協議会、兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会、兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会、兵庫県いずみ会、兵庫県愛育連合会、兵庫県民生委員児童委員連合会、兵庫県更正保護女性連盟、兵庫県老人クラブ連合会、兵庫県婦人共励会、神戸市母子福祉たちばな会、兵庫県商工会女性部連合会、兵庫県J A女性組織連絡会、兵庫県生活研究グループ連絡協議会、兵庫県女性農漁業士会、兵庫県漁協女性部連合会

## ひょうご女性未来会議の活動支援（企画県民部）

地域団体・NPO、企業・労働組合、行政など、さまざまな立場・分野で活躍する女性たちが持ち回りで例会を開催し、ネットワークづくりや情報交換などを行う「ひょうご女性未来会議」の活動を支援する。（代表：南裕子 近大姫路大学長）

【会 員 数】 650人

## 【20年度開催】

- ・ 第15回例会「ざ・おやつ in 姫路」（4/26）
- ・ 第16回例会「輝け女性の“のう・ぎょ！” in 神戸」（11/22）
- ・ 第17回例会「ようこそ淡路島へ！共に築こう輝く未来」（3/29）

## 【21年度予定】

- ・ 第18回例会「子どもを育むまちづくり」（11/28 宝塚）

兵庫県経営者協会女性産業人懇話会（VAL21）との協働の推進

（産業労働部、企画県民部）

女性産業人と行政会員からなるVAL21では、女性産業人の自己啓発等を進めるとともに、女性管理職の登用など企業トップの理解を得るための啓発活動を行っており、さらなる女性産業人のスキルアップやネットワークづくりに取り組む。（代表：有光毬子 コープこうべ顧問）

男女共同参画推進員（地域、企業・労組）の活動支援（企画県民部）

男女共同参画社会づくりを推進するためのキーパーソンとして、地域・企業・労組に第4期男女共同参画推進員（任期2年）を設置し、地域住民とともに推進員自らがセミナー等を企画・運営するなど、地域や職場において積極的に取り組む推進員活動を支援する。

【第4期男女共同参画推進員】663人（地域202人・企業397人・労組64人）（H21.9.1現在）

ひょうご男女共同参画推進連携会議の設置（企画県民部、健康福祉部、産業労働部）

地域団体・NPO、企業、国、市町等で構成する連携会議を設置し、内閣府との共催による「男女の仕事と生活のバランス推進フォーラム」をリレー開催した。

今後とも各団体と行政が協働して、男女共同参画社会づくりを進める。

【団体数】 45団体

（ひょうご家庭応援ネットワーク会議、VAL21、ひょうご女性未来会議 など）

【4つのリレーフォーラム開催実績】

- ・「雇用対策」 ひょうご仕事と生活バランス推進フォーラム(H.20.10.22)
- ・「家庭応援」 ひょうご家庭応援県民大会(H20.11.16)
- ・「少子対策」 ひょうご子育て支援フォーラム(H20.12.1)
- ・「男女共同参画」男女の仕事と生活のバランス推進フォーラム(H21.2.12)

県・市町男女共同参画合同会議の活動強化（企画県民部）

市町における男女共同参画社会づくりの一層の推進を図るため、県・市町男女共同参画担当課・男女共同参画センター等による合同会議等を通じて、必要な情報共有・提供や支援を行う。

【市町男女共同参画に関する条例・計画・活動拠点施設の整備状況】（H21.4.1現在）

| 区分     | 制定等市町（比率）   | 備考                          |
|--------|-------------|-----------------------------|
| 計画     | 34市町（82.9%） | 計画策定予定市：淡路市、宍粟市             |
| 条例     | 6市（14.6%）   | 制定市：神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市 |
| 活動拠点施設 | 19市（46.3%）  | 開設予定市：西脇市、朝来市、新温泉町          |

家庭生活、地域社会への参画促進

男女ともに、家庭や地域社会の一員として、子育てや地域活動等に参画できるよう、地域で家庭を応援する主体的で自発的な活動への参画を促進する。

## ひょうご家庭応援県民運動の推進支援（企画県民部）

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える多様な取組を進めるため、「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」による「ひょうご家庭応援県民運動」を支援する。

### 「家族の日」運動の普及推進

- ・ 第2回「家族の日」写真コンクールの開催及び啓発ポスターの作成
- ・ 「わが家のルール」づくりの取組支援  
それぞれの家族で話し合っただけで決めた各家庭のルールとその実践事例（エピソード）の募集
- ・ 「家族の日」キャンペーンの展開  
企業・店舗・団体等による家族向けの特典や割引、イベント等をひろく募集し、県のHP等で情報提供
- ・ 参画団体による具体的取組  
家庭応援県民運動の参画団体（地域団体・NPO、企業等 625 団体）が主体的にそれぞれの特色を活かした様々な取組を展開

### 「家族の日」運動

家族のきずなを深めるきっかけづくりとして、各家庭それぞれが話し合い、最もふさわしい日を「家族の日」として自主的に取り組む運動。

### 「ひょうご家庭応援県民大会」の開催

家庭応援県民運動の実践事例を発表、広く情報を共有・発信していくため、国の定める「家族の日」「家族の週間」に合わせ、県民大会を開催する。



平成 20 年度ひょうご家庭応援県民大会(H20.11.16)

開催時期：平成 21 年 11 月 8 日（日）  
開催場所：神戸市内  
内 容：上記の写真コンクール、  
わが家のルールの表彰・  
展示・発表など

## 「ひょうご親学び応援プロジェクト」の推進（企画県民部）

「ひょうご家庭応援県民運動」の一環として、地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う『地域三世同居』をめざし、「わくわく親ひろば」の開催と「ひょうごおやじネットワーク」等の活動を支援する。

### 「わくわく親ひろば」の開催

親子や三世代で共に学ぶ自主的な親学び学習会等を「わくわく親ひろば」として、「親ひろばコーディネーター」により家庭応援県民運動の参画団体やNPO等を開催を働きかける。（昨年度作成した「ひょうご親学び応援学習プログラム」等も活用）

【親学習プログラム】

学識者等で構成する「親学び応援学習プログラム開発委員会」において作成親、祖父母世代自らが成長するための学びや、親子、三世代が共に学ぶ機会を提供する37のプログラムを掲載

研修会等に幅広く活用できるよう、5つの分野、3つの実施形式に対応各プログラムに応じた講師等を紹介（講師の謝金等は団体等の負担）

【連携事業例】

県民交流広場事業、携帯電話等インターネット上の有害情報対策事業、まちの子育てひろば事業、乳幼児子育て応援事業、まちの寺子屋、地域ビジョン委員会等

「ひょうごおやじネットワーク」等の活動支援

父親の子育てや地域活動等への参画とネットワークづくりを支援するため、情報交換やネットワークづくりなどを進めている「ひょうごおやじネットワーク」の更なる活動支援を行う。

【ひょうご・おやじサミット】

開催時期：平成21年6月14日（日）

開催場所：兵庫県公館

テーマ：今、父親に求められているもの

～父親が変わると、家庭が変わり社会が変わる～

内容：講演、おやじたちのトークバトル 等

仕事と生活のバランスの推進、少子対策・子育て支援との連携

家庭・地域生活と職業生活との両立を支援していくため、仕事と生活のバランスを推進する事業や少子対策・子育て支援との連携をより一層図っていく。

ひょうご仕事と生活センター事業の実施（産業労働部）

企業に人材確保や生産性の向上をもたらし、勤労者の働く意欲を高める「仕事と生活のバランス」の取り組みを全県的に推進するための拠点を、連合兵庫、県経営者協会との協働のもと、兵庫県中央労働センターに設置する。

【ひょうご仕事と生活センター】

開設日：平成21年6月3日

設置場所：（財）兵庫県勤労福祉協会

相談・実践支援

・ 来所者等へのワンストップ相談、企業や組合等への相談員の派遣、研修プログラムの開発、実施等

啓発・情報発信

・ ポータルサイトの開設、企業向け啓発情報誌の作成、調査研究の実施等

企業顕彰

・ 「仕事と生活のバランス」に取り組む先進的な企業を、県・連合兵庫・県経営者協会の三者で表彰

企業助成

・ 出産・育児等による離職者を再雇用した企業への支援や、中小企業における育児休業取得者の代替要員確保を支援



### 少子対策・子育て支援の充実（健康福祉部）

ひょうご子ども未来プランプログラム2009に基づき、すべての子育て家庭を対象とした支援、若者の就業や結婚の支援、仕事と生活のバランスの推進、妊婦・出産支援とセーフティネットの充実、いきいきとした子どもの育ちと社会全体の子育て家庭への支援を重点的な取組とした少子対策・子育て支援を総合的に展開する。

#### 【主な新規・拡充事業】

- ・ 「新ひょうご子ども未来プラン」の策定（リ-フォー-ム60回の開催等）
- ・ 「安心こども基金」を活用した保育所・認定こども園の整備等の推進、地域子育て創生事業の展開
- ・ 事業所内保育施設整備推進事業の実施
- ・ ひょうご出会い支援事業（ひょうご出会いサポート事業・こうのとりの会の運営）の推進、こうのとりに大使を活用した新展開
- ・ 病児病後児保育施設やカンガルーネットの推進
- ・ 子育て応援企業等との協定締結や、ひょうご子育て応援の店を展開
- ・ 大学コンソーシアムひょうご神戸との協定による「まちの寺子屋師範塾」の展開
- ・ まちの子育てひろば、こどもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の3ひろばの推進
- ・ 子育て応援ネットの一層の推進 など

## 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の推進

県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動するための「ひょうごアクション8」により取組を行ってきたが、この度、第3次率先行動計画を策定し、庁内の男女共同参画をより一層推進していく。（「ひょうごアクション8」の概要は34頁に掲載）

### 職員チャレンジプログラムの実施（全部局）

第3期職員チャレンジプログラム（平成19・20年度）では、8つのグループに分かれてグループ研究を実施した。その結果、平成21年度「職員提案事業化テスト」では、「地域ディレクター派遣制度」が採択され、「わが町わが村の『地域の担い手』発掘プログラム」を実施する。

また、第4期職員チャレンジプログラムでは、地域単位での講座の充実 事業実施現場への体験学習の導入などを特徴とし、平成21年度は7月から実施している。

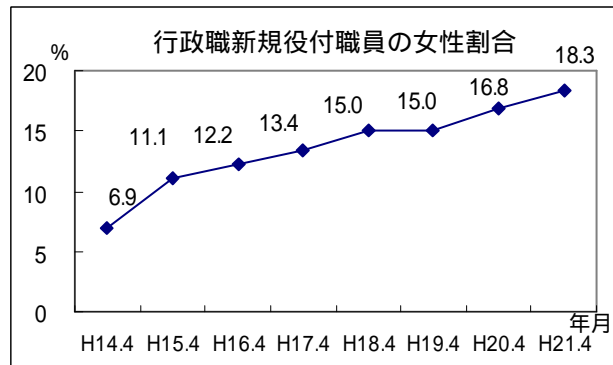


第3期職員チャレンジプログラム(H20.12.20 最終報告会)

### 行政職新規役付職員の女性割合の増加（全部局）

平成21年4月に行政職新規役付職員（教育委員会・警察本部は除く。）の女性割合が18.0%になるよう取り組んできた結果、平成21年4月には18.3%となり目標を達成している。

また、第3次率先行動計画では、数値目標を「平成24年4月に20.0%」とし、引き続き行政職新規役付職員の女性登用に取り組んでいく。

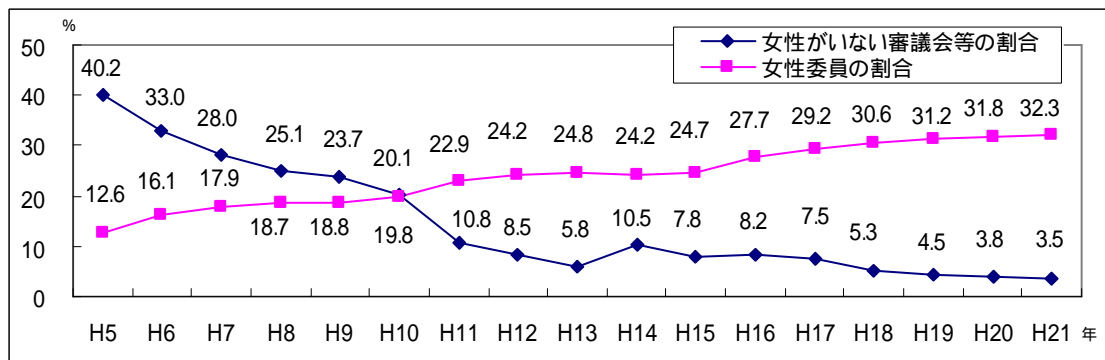


資料：企画県民部調べ

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（全部局）

県の審議会等における女性委員の登用促進について「平成20年度末までに32%とする」との目標の達成に向けて取組を進めた結果、32.3%を達成した。（部局別の女性委員登用状況は別紙2のとおり。）

プラン21後期実施計画では、「平成22年度末までに女性委員の割合が3分の1を下回らないようにする」としており、第3次率先行動計画の中でも、数値目標を「平成22年度末に女性委員の割合を33.3%とする」として、取り組んでいく。



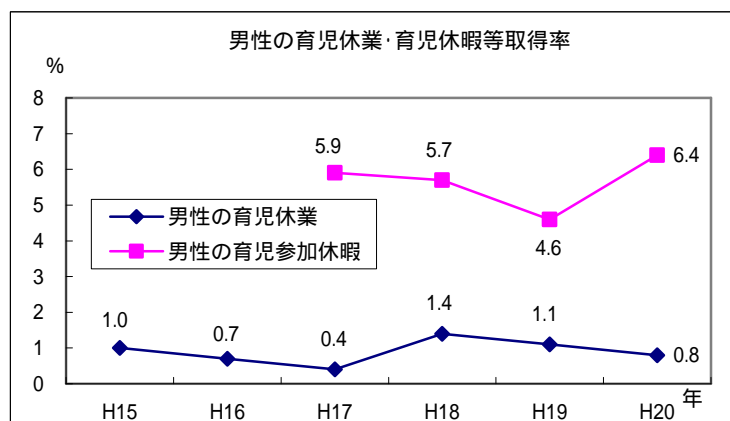
資料：企画県民部調べ

### 庁内の推進体制の充実強化

庁内の男女共同参画の推進体制をより充実強化するため、これまで各部局に2名配置（計43名）していた庁内男女共同参画推進員を全所属に配置（計600名）し、各職場での情報発信や意識啓発など、組織的な取組を進めていく。

### 男性職員の育児休業等の取得促進（全部局）

第3次率先行動計画では、男性職員の育児参加の積極的推進を重点課題としており、新たに「職員の子育て支援に関する条例」に基づく男性職員の育児休業・育児休暇等取得率30%（育児休業4%、育児休暇等26%）を目標に掲げ、男性の育児休業等の取得促進に取り組んでいく。



資料：企画県民部調べ

ひょうご男女共同参画プラン2 1後期実施計画（平成18年度～22年度）  
における目標数値の達成状況

| 項 目                      | 目 標 数 値<br>(20年度) | 実 績<br>(20年度) | 20年度の<br>達成状況 |
|--------------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 県の審議会等委員の女性割合            | 32.0%             | 32.3%         | 100.9%        |
| 再チャレンジ支援セミナー<br>参加者数     | 450人              | 506人          | 112.4%        |
| 男女共同参画社会づくり協定<br>締結事業所数  | 150事業所            | 352事業所        | 234.7%        |
| 男女共同参画推進員（企業・労組）設置数      | 720人              | 866人          | 120.3%        |
| 男女共同参画推進員（地域）設置数         | 765人              | 821人          | 107.3%        |
| 農村女性の起業件数                | 245件              | 267件          | 106.9%        |
| 子育て応援ネット<br>（子育て家庭応援推進員） | 1,650人            | 1,613人        | 97.8%         |
| まちの保健室開設数                | 520か所             | 559か所         | 107.5%        |
| まちの子育てひろば実施箇所数           | 1,643か所           | 1,886か所       | 114.8%        |
| 一時・特定保育実施施設数             | 240か所             | 203か所         | 84.6%         |
| ファミリーサポートセンターの設置市町数      | 23市町              | 26市町          | 113.0%        |
| 保育所定員増加人数                | 2,800人            | 2,804人        | 100.1%        |
| 事業所内小規模保育施設の設置助成         | 10か所              | 23か所          | 230.0%        |
| 一時保護委託先施設数               | 20施設              | 20施設          | 100.0%        |
| 特定不妊治療費の助成件数             | 1,600件            | 1,780件        | 111.3%        |

## 各 部 局 別 審 議 会 等 の 女 性 委 員 比 率 ( 平 成 2 0 年 度 末 )

| 部 局 名             | 審議会等数 | 委 員 数 | うち<br>女性委員数 | 女性委員比率<br>(H21.3.31) | 女性委員比率<br>(H20.3.31) |
|-------------------|-------|-------|-------------|----------------------|----------------------|
| 企画県民部<br>(防災部局除く) | 34    | 601   | 166         | 27.6%                | 28.3%                |
| 企画県民部<br>(防災部局)   | 6     | 212   | 19          | 9.0%                 | 5.4%                 |
| 健康福祉部             | 18    | 274   | 82          | 29.9%                | 27.4%                |
| 産業労働部             | 16    | 149   | 49          | 32.9%                | 32.7%                |
| 農政環境部             | 17    | 200   | 53          | 26.5%                | 23.4%                |
| 県土整備部             | 14    | 200   | 55          | 27.5%                | 27.4%                |
| 企業庁               | 1     | 5     | 2           | 40.0%                | 40.0%                |
| 病院局               | 11    | 123   | 37          | 30.1%                | 34.2%                |
| 教育委員会             | 13    | 168   | 56          | 33.3%                | 32.8%                |
| 警察本部              | 0     | -     | -           | -                    | -                    |
| 県民局               | 42    | 1,395 | 555         | 39.8%                | 38.8%                |
| 神戸                | 8     | 181   | 78          | 43.1%                | 41.6%                |
| 阪神南               | 4     | 145   | 60          | 41.4%                | 39.3%                |
| 阪神北               | 4     | 139   | 50          | 36.0%                | 32.9%                |
| 東播磨               | 3     | 111   | 39          | 35.1%                | 35.1%                |
| 北播磨               | 3     | 113   | 47          | 41.6%                | 41.1%                |
| 中播磨               | 3     | 125   | 55          | 44.0%                | 44.0%                |
| 西播磨               | 5     | 149   | 56          | 37.6%                | 36.2%                |
| 但馬                | 4     | 134   | 39          | 29.1%                | 29.7%                |
| 丹波                | 4     | 144   | 69          | 47.9%                | 47.6%                |
| 淡路                | 4     | 154   | 62          | 40.3%                | 41.4%                |
| 全部局合計             | 172   | 3,327 | 1,074       | 32.3%                | 31.8%                |

\* 連絡調整等を目的とする審議会等は除外している。

## 2 平成21年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表

### 基本目標1 男女共同参画に向けての社会システムの変革

#### 基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 審議会等の委員への女性の登用促進 ・ 県の審議会等委員への女性の登用促進 [男女家庭室]
  - 県における女性職員の管理職への登用の促進・女性職員の管理職への登用促進 [人事課]
  - 女性職員の研修機会の充実 [男女家庭室、人事課]
- (2) 市町・民間における取り組みへの支援 ・ 市町の審議会等委員への女性の登用促進 [男女家庭室]

#### 基本課題2 男女の平等を阻む社会制度・慣行の見直しと意識の改革

- (1) 男女共同参画に向けた県民意識の形成
- ・ ひょうご男女共同参画白書の作成 [256千円 男女家庭室]
  - ・ 「男女共同参画週間」記念事業の開催 [男女家庭室]
  - ・ 人権総合情報誌「人権ジャーナルさずな」の発行 [12,420千円 人権推進課]
  - ・ イーブンニュースの発行 [1,032千円 男女家庭室]
- (2) 法律・制度の理解促進と相談の充実
- ・ 女性問題相談事業の実施 [556千円 男女家庭室]
  - ・ 女性問題カウンセラーの設置 [15,117千円 男女家庭室]
  - ・ 県民からの申出処理制度の運用 [717千円 男女家庭室]
- (3) メディアにおける男女共同参画への配慮 ・ 男女共同参画審議会の運営 [980千円 男女家庭室]
- (4) 男女共同参画に関する意識・現状の把握と情報の提供
- ・ 男女共同参画に関する統計資料の収集・提供 [男女家庭室]
- (5) 女性のチャレンジ支援
- 県立男女共同参画センターにおける女性のチャレンジ支援
- ・ 学習機会の提供 [男女家庭室]
- ひょうご女性再チャレンジ支援システムの推進
- ・ ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施 [1,047千円 男女家庭室]
  - ・ ひょうご女性チャレンジねっとの運営 [(1,047千円) 男女家庭室]
  - 新・ひょうご女性活躍推進プロジェクトの発進 [552千円 男女家庭室]

#### 基本課題3 男女の平等を推進する学校教育の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 男女平等をめざす教育の推進
- ・ 人権教育新副読本の活用 [人権教育課]
- 家庭科教育の充実
- ・ 学力と学習意欲の向上のための教育課程推進事業の実施 [3,257千円 義務教育課]
- 主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくみ、自主的な社会参画の意識を醸成する教育の推進
- ・ 高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - の実施 [85,690千円 高校教育課]
  - ・ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業の実施 [208,243千円 義務教育課]
- (2) 多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底
- ・ 進路指導部長研修の実施 [255千円 高校教育課]
  - ・ 高等学校における職業教育の充実 [255,288千円 高校教育課]
  - ・ 高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施 [14,048千円 高校教育課]
- (3) 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進
- 教職員研修の推進
- ・ 人権教育指導者等研修事業の実施 [4,088千円 人権教育課]
  - ・ 兵庫県立教育研修所カリキュラムにおける研修の実施 [5,673千円 高校教育課]
- セクシュアル・ハラスメント防止に向けた教育環境の整備
- ・ 教職員に対する意識啓発 [教職員課]
- 女性教職員の管理職への登用の促進
- ・ 女性教職員の管理職への登用推進 [教職員課]

#### 基本課題4 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

- (1) 家庭教育の推進
- ・ 幼児教育(子育て)相談事業の実施 [2,070千円 少子対策課]
  - ・ 家庭と地域の子育て力アップ事業の推進 [2,053千円 少子対策課]

(2) 生涯学習の充実

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 男女共同参画を推進する学習の支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立嬉野台生涯教育センターの運営 [81,841千円 県民生活課]</li> <li>・ 男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設 [937千円 男女家庭室]</li> <li>・ 学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」の運営 [9,572千円 県民生活課]</li> <li>・ ふるさとひょうご創生塾の開設 [5,848千円 県民生活課]</li> <li>・ 生涯学習情報プラザの運営 [25,168千円 県民生活課]</li> </ul> |
| 生涯学習関係職員に対する男女共同参画の視点に立った研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設(再掲) [(937千円)男女家庭室]</li> </ul>  |

**基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進**

**基本課題 5 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保**

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

|                    |  |
|--------------------|--|
| 男女雇用機会均等法の啓発活動の強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女雇用機会均等月間の推進 [しごと支援課]</li> <li>・ 職場でのパートナーシップ啓発事業の実施 [1,042千円 しごと支援課]</li> </ul> |
| 企業における女性の管理職への登用促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進 [男女家庭室]</li> </ul>   |
| 企業における取り組みへの支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) [男女家庭室]</li> </ul>   |

(2) 女性の能力発揮促進のための援助

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 女性の能力開発への支援                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再就業・在宅ワーク支援事業の実施 [4,496千円 しごと支援課]</li> </ul>   |
| 女性の就業に関する相談の実施や情報提供        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施(再掲) [(1,047千円) 男女家庭室]</li> </ul>  |
| セクシュアル・ハラスメント防止に向けた職場環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県職員に対する意識啓発 [人事課]</li> <li>・ 県における相談窓口の設置 [職員課]</li> <li>・ 男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) [男女家庭室]</li> </ul> |
| 母性保護対策の推進                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正男女雇用機会均等法の周知 [しごと支援課]</li> </ul>   |
| 女性労働に関する情報等の収集・提供          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性労働に関する資料・情報等の収集・提供 [しごと支援課]</li> </ul>   |

**基本課題 6 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備**

(1) 多様な働き方に対する支援

|                      |   |
|----------------------|---|
| パートタイム労働等における労働条件の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場でのパートナーシップ啓発事業の実施(再掲) [(1,042千円) しごと支援課]</li> </ul>  |
| 在宅ワーク等多様な就業形態への支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうご・しごと情報広場の運営 [89,792千円 しごと支援課]</li> <li>・ 新・ひょうご仕事と生活センター(仮称)事業の実施 [49,423千円 しごと支援課]</li> <li>・ ひょうご仕事と生活のバランス推進事業の実施 [5,761千円 しごと支援課]</li> </ul> |

(2) 女性起業家への支援

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再就業・在宅ワーク支援事業の実施(再掲) [(4,496千円) しごと支援課]</li> </ul> |
|---|

**基本課題 7 農林水産業や商工業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立**

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 農林水産業や商工業等の自営業に携わる女性の経営・方針決定過程への参画促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村女性起業活動等支援事業の実施 [5,551千円 農業改良課]</li> <li>・ 女性の農業協同組合運営への参画促進の指導 [農林経済課]</li> </ul> |
| 女性リーダーの育成とネットワーク化の支援                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 兵庫県JA女性組織連絡会に対する活動支援 [農林経済課]</li> <li>・ 商工会等女性部活動の推進 [経営振興課]</li> </ul>             |

(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 女性の役割の適正な評価とパートナーシップの確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定締結の推進 [農業改良課]</li> </ul>                    |
| 女性の能力開発と就業環境の整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村女性起業活動等支援事業の実施(再掲) [(5,551千円) 農業改良課]</li> </ul> |

## 基本目標3 生活の場における男女共同参加・参画の推進

## 基本課題8 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の促進

|                        |                                  |                     |
|------------------------|----------------------------------|---------------------|
| (1) 家庭生活への男女共同参加・参画の促進 | ・ 地域・家庭の伝統行事普及推進事業の実施            | [1,010千円 男女家庭室]     |
|                        | ・ ひょうご家庭応援県民運動推進支援               | [1,000千円 男女家庭室]     |
|                        | 新・「わが家のルール」づくりの推進                | [238千円 男女家庭室]       |
|                        | ・ 地域三世同居をめざす「ひょうご親学び応援プロジェクト」の推進 | [200千円 男女家庭室]       |
|                        | ・ 家庭力強化地域啓発事業の実施                 | [1,000千円 男女家庭室]     |
|                        | ・ 「ひょうご家庭応援プログラム」推進事業の実施         | [145千円 男女家庭室]       |
| (2) 地域社会への男女共同参加・参画の促進 |                                  |                     |
| 地域活動への県民の参画と協働の推進      | 新・「ザ・わかもの座談会」- 実践編 - の実施         | [388千円 地域協働課]       |
| 地域活動における方針決定への女性の参画促進  | ・ 女性リーダー育成のためのセミナーの開催            | [男女家庭室]             |
| 地域活動への参加促進のための環境整備     | ・ 地域づくり活動応援事業の実施                 | [55,800千円 地域協働課]    |
|                        | ・ ひょうごボランティアプラザの運営               | [246,162千円 地域協働課]   |
|                        | ・ 女性団体の活動支援                      | [864千円 男女家庭室]       |
|                        | ・ 地域女性団体ネットワーク会議の開催              | [男女家庭室]             |
|                        | ・ 女性グループネットワーク化促進事業の推進           | [男女家庭室]             |
|                        | ・ ひょうご女性未来会議の支援                  | [男女家庭室]             |
|                        | ・ 県立男女共同参画センターの運営                | [71,697千円 男女家庭室]    |
|                        | ・ 生活創造センターの運営                    | [327,685千円 県民生活課]   |
|                        | ・ 但馬文教府・文化会館の運営                  | [55,653千円 県民生活課]    |
|                        | ・ 市町ボランティア活動支援事業の実施              | [60,000千円 福祉法人課]    |
|                        | ・ 県民交流広場事業の実施                    | [2,048,493千円 県民生活課] |
| (3) 各種地域活動への支援         |                                  |                     |
| 地域で見守り、応援する子育て支援       | ・ 子育て応援ネット等の推進                   | [9,469千円 少子対策課]     |
|                        | ・ まちの寺子屋プロジェクトの推進                | [738千円 少子対策課]       |
| 地域における防犯力の向上           | ・ まちづくり防犯グループの活動支援               | [31,535千円 地域安全課]    |
|                        | ・ パートナーシップによる悪質商法等の被害防止          | [4,575千円 消費生活室]     |
| 環境保全活動への取り組み支援         | ・ 人と環境が適正な調和を保つ環境適成型社会づくりの推進     | [1,407千円 環境政策課]     |
|                        | ・ 地球環境時代に適応した新しいライフスタイル展開推進      | [3,190千円 環境政策課]     |
| 地域おこし、まちづくりによるツーリズムの推進 | ・ ひょうごの観光地活性化の支援                 | [16,547千円 観光振興室]    |
| 団塊世代の地域活動等への支援         | ・ コミュニティ・ビジネス等総合支援事業の実施          | [75,112千円 しごと支援課]   |
|                        | ・ シルバー人材センターの育成                  | [18,726千円 しごと支援課]   |
| (4) 子育て家庭への支援          |                                  |                     |
| 子育てに関する相談、学習機会の充実      | ・ 家庭と地域の子育て力アップ事業の実施(再掲)         | [(2,053千円) 少子対策課]   |
|                        | ・ まちの子育てひろば事業の推進                 | [60,380千円 少子対策課]    |
|                        | 新・ まちの子育てひろばサポーター設置事業の推進         | [31,767千円 少子対策課]    |
|                        | ・ ひょうご子育て支援カード交付事業の実施            | [515千円 児童課]         |
|                        | ・ 乳幼児子育て応援事業の実施                  | [153,984千円 児童課]     |
|                        | ・ 子育て相談事業の実施                     | [7,500千円 児童課]       |
|                        | ・ 小学校連携推進事業の実施                   | [3,132千円 児童課]       |
|                        | ・ 子どもの冒険ひろば事業の推進                 | [23,220千円 青少年課]     |
|                        | ・ 若者ゆうゆう広場事業の推進                  | [6,008千円 青少年課]      |
|                        | ・ 虐待した親等への家族再生指導事業の実施            | [13,993千円 児童課]      |
|                        | ・ 県立神出学園の運営                      | [101,509千円 青少年課]    |
|                        | ・ 県立山の学校の運営                      | [36,221千円 青少年課]     |
|                        | ・ いのちの大切さを学び育むひょうごユースケアネットの推進    | [1,749千円 青少年課]      |
| 地域で見守り、応援する子育て支援(再掲)   | ・ 子育て応援ネット等の推進(再掲)               | [(9,469千円)少子対策課]    |
|                        | ・ 青少年いきいき体験事業の実施                 | [1,500千円 青少年課]      |
|                        | ・ ファミリーサポートセンターの設置促進             | [10,926千円 少子対策課]    |
|                        | ・ 「ひょうご子ども・若者応援団」の推進             | [29,086千円 青少年課]     |

基本課題9 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

- (1) 子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの充実
    - 新・安心こども基金事業の実施 [2,382,634千円 児童課]
    - ・認定こども園運営助成事業の実施 [(安心こども基金)児童課]
    - ・休日保育事業の実施 [7,686千円 児童課]
    - ・一時・特定保育サービスの充実 [126,616千円 児童課]
    - ・待機児童解消促進等事業(家庭的保育等事業)の実施 [1,269千円 児童課]
    - ・私立幼稚園預かり保育推進事業の実施 [324,590千円 教育課]
  - 子育てに関する相談、学習機会の充実(再掲)
    - ・家庭と地域の子育て力アップ事業の実施(再掲) [(2,053千円) 少子対策課]
  - 子育てのための経済的負担の軽減
    - ・児童手当の支給 [11,336,209千円 児童課]
    - ・多子世帯保育料軽減事業の実施 [207,909千円 児童課]
  - 企業等と協働した子育てしやすい環境づくりの推進
    - ・企業における両立推進応援事業の実施 [1,155千円 男女家庭室]
    - ・子育て応援企業との協定締結の推進 [616千円 少子対策課]
    - ・ひょうご子育て応援の店(子育て応援・関西キャンペーン)事業の実施 [3,204千円 少子対策課]
- (2) 介護支援の充実
- (3) 育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備
- 育児・介護休業法の周知徹底と制度の定着
    - ・育児・介護休業制度の普及啓発 [しごと支援課]
    - ・家庭・地域生活と職業生活との両立の率先 [男女家庭室、人事課]
    - ・男女共同参画ワークスタイルフォーラムの開催 [各部局]
    - ・男女共同参画社会づくり協定の締結推進(再掲) [男女家庭室]
  - 仕事と育児、介護の両立支援の充実
    - ・企業における両立推進応援事業の実施(再掲) [(1,155千円) 男女家庭室]
    - ・ファミリーサポートセンターの設置促進(再掲) [(10,926千円) 少子対策課]
    - ・病児・病後児保育推進事業の実施 [64,494千円 児童課]
    - ・ひょうご病児保育サポート事業の実施 [2,638千円 児童課]
    - ・事業所内保育施設整備推進事業の実施 [243,000千円 少子対策課]
    - ・県職員子育てサポートプランの推進 [人事課]
- (4) 労働時間の短縮等就業条件の整備
- 労働時間短縮に向けた普及啓発
    - ・ゆとり創造推進事業の実施 [700千円 しごと支援課]
  - フレックスタイム制等の普及啓発
  - ボランティア休暇制度等の普及促進
- (5) 女性の再就職を支援する取り組みの推進
  - ・再就業・在宅ワーク支援事業の実施(再掲) [(4,496) しごと支援課]

基本目標4 女性がすこやかにすごせる社会の形成

基本課題10 女性に対する暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- 意識啓発の推進
    - ・図書等の貸し出し、パネル展示 [男女家庭室]
  - 相談・カウンセリング対策の充実
    - ・女性問題相談事業の実施(再掲) [(556千円) 男女家庭室]
    - ・女性問題カウンセラーの設置(再掲) [(15,117千円) 男女家庭室]
    - ・少年相談室(ヤングトーク)の運用 [1,091千円 警察本部少年育成課]
  - 関係機関の職員への研修の充実
    - ・関係機関ネットワークシステム事業の実施 [143千円 児童課]
  - 関係機関の連携促進
    - ・関係機関ネットワークシステム事業の実施(再掲) [(143千円) 児童課]
    - ・ひょうご人権ネットワークの運営 [2,916千円 人権推進課]
    - ・被害者支援連絡協議会の開催 [387千円 警察本部警務課]
  - 性の商品化・暴力志向等の有害環境の浄化と防犯対策の推進
    - ・青少年愛護条例等に基づく良好な社会環境づくりの推進 [4,478千円 青少年課]
    - ・ひょうご防犯ネットによる防犯情報等の配信 [4,299千円 警察本部生活安全企画課]



|                                  |                                    |                       |
|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| メディア等における女性の人権の尊重                | ・ 男女共同参画審議会の運営(再掲)                 | [(980千円) 男女家庭室]       |
| (2) DV対策の推進                      |                                    |                       |
| DVへの厳正な対処                        | ・ DV防止法の厳正な運用                      | [警察本部生活安全企画課]         |
| 相談・カウンセリング体制の充実                  | ・ DV法律相談の実施                        | [736千円 児童課]           |
|                                  | ・ 配偶者暴力相談受理体制の充実                   | [7,427千円 警察本部生活安全企画課] |
| 被害者保護対策の充実                       | ・ 県立女性家庭センター一時保護所の運営               | [7,603千円 児童課]         |
|                                  | ・ 県立女性家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)の運営     | [42,460千円 児童課]        |
|                                  | ・ NPO等民間支援団体への支援                   | [960千円 児童課]           |
| 自立支援対策の強化                        | ・ 県営住宅への優先入居                       | [公営住宅課]               |
|                                  | ・ 一時入居住宅(ステップハウス)の確保               | [児童課]                 |
| DV対策の環境整備                        | ・ 関係機関によるネットワーク事業の実施(再掲)           | [(143千円) 児童課]         |
| 担い手対策の充実                         |                                    |                       |
| (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進         |                                    |                       |
|                                  | ・ 県職員に対する意識啓発(再掲)                  | [人事課]                 |
|                                  | ・ 教職員に対する意識啓発(再掲)                  | [教職員課]                |
| (4) 性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への対策の推進 |                                    |                       |
| 性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等への厳正な対処     | ・ 売春防止法等の厳正な運用                     | [警察本部生活環境課・生活安全企画課]   |
| 性犯罪の被害者に配慮した捜査等の推進               | ・ 相談電話「性犯罪被害110番(レディースサポートライン)」の設置 | [警察本部捜査第一課]           |
| 売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援の充実         | ・ 県立女性家庭センター一時保護所の運営(再掲)           | [(7,603千円) 児童課]       |
| ストーカー被害者の支援及び防犯対策                | ・ ストーカー・DV相談電話の設置                  | [246千円 警察本部生活安全企画課]   |

**基本課題 1 1 生涯にわたる女性の健康の保持・増進**

|                                   |                                  |  |
|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| (1) 生涯にわたる女性の心身の健康の保持増進への支援       |                                  |  |
| 生涯にわたる健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実 | ・ 女性問題相談事業の実施(再掲)                | [(556千円) 男女家庭室]                        |
|                                   | ・ 女性問題カウンセラーの設置(再掲)              | [(15,117) 男女家庭室]                       |
|                                   | ・ 健康ひょうご21大作戦の推進                 | [41,233千円 健康増進課]                       |
|                                   | ・ 女性の生涯すこやか支援事業の実施               | [健康増進課]                                |
|                                   | ・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む)     | [3,459千円 健康増進課]                        |
|                                   | ・ 「まちの保健室」推進事業の実施                | [23,940千円健康増進課]                        |
|                                   | ・ 自殺対策の推進                        | (基金)18,500(一般)5,440<br>[4,907千円 障害福祉課] |
| 成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援            | ・ 食生活改善地区組織「いずみ会」の育成強化           | [2,900千円 健康増進課]                        |
|                                   | ・ 健康づくり声かけ運動の推進                  | [2,043千円 健康増進課]                        |
| (2) 妊娠・出産期における女性の健康支援             |                                  |  |
| 妊娠・出産期における女性の健康支援                 | ・ 不妊・妊娠の総合専門相談事業(思春期の保健対策含む)(再掲) | [(3,459千円) 健康増進課]                      |
|                                   | ・ 特定不妊治療費助成事業の実施                 | [159,032千円 健康増進課]                      |
|                                   | ・ 妊婦健康診査費補助事業の実施                 | [3,044,741千円 健康増進課]                    |
|                                   | ・ 市町母子保健事業の促進                    | [健康増進課]                                |
|                                   | ・ 虐待未然防止のための母子保健強化事業の実施          | [1,482千円 健康増進課]                        |
| (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進       |                                  |  |
| HIV/エイズ、性感染症対策                    | ・ エイズ・性感染症対策の推進                  | [8,137千円 疾病対策課]                        |
| 薬物乱用防止対策の推進                       | ・ 薬物乱用防止啓発活動の実施                  | [2,373千円 薬務課]                          |
| 受動喫煙防止対策の推進                       | ・ たばこ対策事業の推進                     | [2,114千円 健康増進課]                        |
|                                   | 新・ひょうご禁煙ありがとうキャンペーン              | [3,893千円 健康増進課]                        |

**基本目標 5 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備**

**基本課題 1 2 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備**

|                             |                         |                         |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) 高齢者の人権を尊重した介護体制の確立      |                         |                         |
| 介護基盤体制の整備                   | ・ 在宅・施設サービス基盤の整備        | [高齢社会課]                 |
| 介護保険相談体制の整備                 | ・ 介護保険相談センターの設置         | [209千円 高齢社会課]           |
| 在宅介護支援施策の充実                 | ・ 地域支援事業の実施             | [1,602,178千円 高齢社会課]     |
| 施設介護サービスの充実                 | ・ 特別養護老人ホーム施設整備費補助      | [540,000千円 高齢社会課]       |
|                             | ・ 養護老人ホーム施設整備費補助        | [高齢社会課]                 |
|                             | ・ 介護老人保健施設整備費補助         | [高齢社会課]                 |
|                             | ・ 軽費老人ホーム施設整備費補助        | [162,000千円 高齢社会課]       |
|                             | ・ 医療療養病床転換支援補助          | [35,000千円 高齢社会課]        |
| 人材の養成・確保と資質向上               | ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 | [高齢社会課]                 |
|                             | ・ 介護技術向上研修事業の実施         | [20,467千円 高齢社会課]        |
|                             | ・ 福祉人材確保対策事業の実施         | [249,760千円 福祉法人課]       |
| 介護予防施策の推進                   | ・ 地域支援事業の実施(再掲)         | [(1,602,178千円) 高齢社会課]   |
| 高齢者虐待防止対策の推進                | ・ 介護者等のための専門相談の実施       | [高齢社会課]                 |
|                             | ・ 介護者等を支援する職員への専門研修の実施  | [高齢社会課]                 |
|                             | ・ 高齢者権利擁護等推進事業の運営       | [700千円 高齢社会課]           |
| (2) 高齢者の自立に向けた支援            |                         |                         |
| 学習機会の充実                     | ・ 地域高齢者大学の運営            | [7,399千円 県民生活課]         |
|                             | ・ いなみ野学園の運営             | [46,611千円 県民生活課]        |
|                             | ・ 阪神シニアカレッジの運営          | [53,290千円 県民生活課]        |
| 知識・経験を生かした社会参加の支援           | ・ 兵庫県生きがい創造協会の運営        | [101,358千円 県民生活課]       |
| 能力を活用した就業の促進                | ・ ひょうごしごと情報広場の運営        | [89,792千円 しごと支援課]       |
|                             | ・ シルバー人材センターの育成(再掲)     | [(18,726千円)しごと支援課]      |
| 健康づくりに対する支援                 | ・ 健康ひょうご21大作戦の推進(再掲)    | [(41,233千円)健康増進課]       |
| (3) 高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりの整備 |                         |                         |
| 福祉のまちづくりの推進                 | ・ 公共交通バリアフリー化の促進        | [262,203千円 都市政策課]       |
|                             | ・ 小野長寿の郷(仮称)構想の推進       | [2,805千円 公園緑地課]         |
|                             | ・ 日常生活自立支援事業の実施         | [89,936千円 福祉法人課]        |
| 高齢者等に対応した住環境の整備             | ・ 人生80年いきいき住宅助成事業の推進    | [268,820千円 高齢社会課、都市政策課] |

**基本課題 1 3 社会的に困難な状況にある男女の生活安定**

|                                   |                         |                     |
|-----------------------------------|-------------------------|---------------------|
| (1) ひとり親家庭に対する支援                  | ・ 児童扶養手当の支給             | [728,145千円 児童課]     |
|                                   | ・ 母子自立支援員の設置            | [756千円 児童課]         |
|                                   | ・ 高度技能訓練促進事業の実施         | [4,944千円 児童課]       |
| (2) 障害者への支援                       |                         |                     |
| 障害者の経済的自立の支援                      | ・ 法定雇用率達成に向けた取り組みの強化    | [26,602千円 しごと支援課]   |
| 障害者の日常生活の自立支援及び障害児(者)を抱えている家族への支援 | ・ 障害者福祉施設整備費補助          | [693,030千円 障害福祉課]   |
|                                   | 新・チャレンジホームの運営費の助成       | [33,600千円 障害福祉課]    |
|                                   | ・ 社会復帰施設等の運営            | [278,804千円 障害福祉課]   |
|                                   | ・ 障害者自立支援給付(居宅系サービス)の支援 | [2,217,965千円 障害福祉課] |

**基本課題 1 4 防災・災害復興への取り組みの促進**

|                        |                        |                 |
|------------------------|------------------------|-----------------|
| (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ・ 関係審議会等への女性の参画促進      | [防災計画室]         |
| (2) 地域の消防・防災力の向上       | ・ 消防団への女性の入団促進         | [消防課]           |
|                        | ・ 自主防災組織の活性化           | [824千円 消防課]     |
|                        | ・ 防災力強化県民運動の展開         | [2,570千円 防災企画課] |
|                        | ・ 「1.17は忘れない」地域防災訓練の推進 | [8,165千円 災害対策課] |

|             |                     |                  |
|-------------|---------------------|------------------|
| (3) 防災・復興支援 | ・ 防火思想、防火知識の普及      | 【消防課】            |
|             | ・ 防災教育の充実           | 【1,500千円 教育企画課】  |
|             | ・ 災害救援専門ボランティア制度の運営 | 【630千円 防災企画課】    |
|             | ・ 「ひょうご安全の日」の推進     | 【14,735千円 防災企画課】 |

## 基本目標 6 国際社会への貢献と交流・協調の推進

### 基本課題 1 5 地域における多文化の共生

|               |                |   |                                     |
|---------------|----------------|---|-------------------------------------|
| (1) 外国人県民への支援 | 地域国際化の推進       | ・ 外国人県民共生会議の運営                          | 【288千円 国際交流課】                       |
|               | 外国人県民に対する支援の充実 | ・ 多言語による情報提供<br>・ 外国人県民インフォメーションセンターの運営 | 【2,000千円 国際交流課】<br>【21,660千円 国際交流課】 |

### 基本課題 1 6 「平等・開発・平和」に向けた女性問題への取り組みの推進

|                |                  |               |
|----------------|------------------|---------------|
| (1) 国際理解の推進    | ・ 女性団体国際化促進事業の支援 | 【492千円 男女家庭室】 |
| (2) 国際交流・協力の推進 |                  |               |

## 計画の推進

### 1 総合的な推進体制の整備・強化

|                               |                             |                                      |                         |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| (1) 計画の推進及びフォローアップのための専門機関の運営 | ・ 男女共同参画審議会の運営(再掲)          | 【(980千円) 男女家庭室】                      |                         |
|                               | (2) 庁内推進体制の運営               | ・ 男女共同参画推進本部の運営<br>・ 男女共同参画率先行動計画の推進 | 【男女家庭室】<br>【45千円 男女家庭室】 |
|                               | (3) 男女共同参画推進員の設置            | ・ 男女共同参画推進員の活動支援                     | 【2,175千円 男女家庭室】         |
|                               | (4) 県職員に対する研修の充実            | ・ 女性職員の研修機会の充実(再掲)                   | 【男女家庭室、人事課】             |
|                               |                             | ・ 男女共同参画ワークスタイルフォーラムの開催(再掲)          | 【各部局】                   |
|                               |                             | ・ 職員に対する意識啓発                         | 【男女家庭室】                 |
| (5) 県の実施する施策についての申出等への対応      | ・ 県民からの申出処理制度の運用(再掲)        | 【(717千円) 男女家庭室】                      |                         |
|                               | (6) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・提供 | ・ ひょうご男女共同参画白書の作成(再掲)                | 【(256千円) 男女家庭室】         |
| ・ 職員に対する意識啓発(再掲)              |                             | 【男女家庭室】                              |                         |

### 2 市町との連携の強化

|             |         |
|-------------|---------|
| ・ 各種連携会議の開催 | 【男女家庭室】 |
|-------------|---------|

### 3 企業、団体・グループ、NPO等の参画と協働の推進

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ・ 男女共同参画推進員の活動支援(再掲) | 【(2,175千円) 男女家庭室】 |
|----------------------|-------------------|

### 4 県立男女共同参画センターの機能の充実

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ・ 県立男女共同参画センターの運営(再掲) | 【(71,697千円) 男女家庭室】 |
|-----------------------|--------------------|

### 5 女性のチャレンジ支援

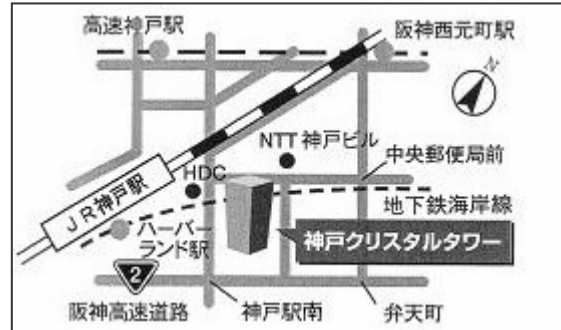
|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ・ ひょうご女性チャレンジ支援事業の実施(再掲) | 【(1,047千円) 男女家庭室】 |
| ・ ひょうご女性チャレンジねっこの運営(再掲)  | 【(1,047千円) 男女家庭室】 |

### 3 兵庫県立男女共同参画センターの概要

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に推進するための施設である（愛称：イーブン）。

#### 所在地

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3  
 神戸クリスタルタワー7階  
 TEL 078-360-8550 FAX 078-360-8558  
 URL <http://www.hyogo-even.jp/>



#### 沿革

- 平成4年10月1日 県立女性センターを神戸市中央区三宮町に開設  
 県立就業援助センターを廃止し、事務を県立女性センターに移管
- 平成5年10月12日 兵庫県神戸ハーバーランド庁舎（神戸市中央区東川崎町）に移転
- 平成14年4月1日 県立男女共同参画センターに名称変更

#### 開館時間

|             |            |           |
|-------------|------------|-----------|
| 月曜日から金曜日    | ・・・・・・・・・・ | 午前9時～午後7時 |
| 土曜日         | ・・・・・・・・・・ | 午前9時～午後5時 |
| 日曜日・祝日・年末年始 | ・・・・・・・・・・ | 休館        |

#### センターで実施している相談事業〔概要〕

|          | 名称                                | 内容  | 実施方法  |   |
|----------|-----------------------------------|---|---|---|
| 女性のための相談 | なやみの相談<br>* 電話、面接相談<br>(面接は要予約)   | 女性のカウンセラーが、女性が抱える様々な悩みの相談に応じる。            | 電話  | 【相談電話番号】<br>078-360-8551<br>【相談受付日時】<br>月～土曜日 9:30～16:30                    |
|          |                                   |   | 面接<br>(要予約)   | 【予約電話番号】<br>078-360-8554<br>【相談受付日時】<br>月～金曜日 11:00～18:40<br>土曜日 9:20～16:50 |
|          | 女性のための<br>こころの健康相談<br>* 面接相談(要予約) | 女性の看護師が、女性のより健康なライフスタイルづくりを支援するために相談に応じる。 | 【予約電話番号】078-360-8554<br>原則として毎月第1・3木曜日<br>13:30～16:40 |   |
|          | 法律相談<br>* 面接相談(要予約)               | 女性の弁護士が、女性が抱える様々な問題について、法的手続等の相談に応じる。     | 「なやみの相談(面接)」後予約<br>原則として毎月第2火曜日                       |   |

|                                  | 名 称                                     | 内 容   | 実施方法  |  |
|----------------------------------|---|---|---|--|
| 女性<br>の<br>た<br>め<br>の<br>相<br>談 | 不妊専門相談<br>* 電話、面接相談<br>(面接は要予約)         | 不妊の治療や悩みについて、専門的な知識を有する医師・助産師等が、不妊治療に関する相談のほか、不妊にかかわる様々な相談に応じる。       | 電話<br>(助産師)   | 【相談電話番号】<br>078-360-1388<br>毎月第1・3・4土曜日<br>10:00～16:00   |
|                                  |   |   | 面接<br>(医師等)<br>(要予約)                                  | 【予約電話番号】<br>078-360-8554<br>毎月第2土曜日、第4水曜日<br>14:00～17:00 |
|                                  | 女性のための<br>チャレンジ相談<br>* 面接・電話相談<br>(要予約) | 社会保険労務士・キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性相談員が、出産・育児等による離職者の就職や地域活動等へのチャレンジの相談に応じる。 | 【予約電話番号】078-360-8554<br>原則として毎月第1～4木曜日<br>10:00～13:00 |  |
|                                  | 男性のための相談<br>* 電話相談                      | 男性の臨床心理士が、男性の新しいライフスタイルづくりを支援するための相談に応じる。                             | 【相談電話番号】078-360-8553<br>原則として毎月第3火曜日<br>17:00～20:00   |  |

#### 4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -

##### 趣旨

本県では、男女共同参画社会の実現を目指した「ひょうご男女共同参画プラン21」及び「男女共同参画社会づくり条例」に基づく取組をより効果的なものにするために、協働のパートナーである県自らが男女共同参画のモデル職場となるよう率先して行動することが重要であるとの認識から、平成15年5月に「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -」を、平成18年4月に「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション8 -」を策定し、庁内の男女共同参画を進める取組を行ってきた。

この第2次の計画期間が平成20年度で終了することに伴い、平成21年度から平成23年度までの「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 -」（以下、第3次率先行動計画という。）を策定した。

##### 経緯

第3次率先行動計画の策定にあたっては、男女共同参画推進本部事務局員からの実績報告により、これまでの各取組を評価・検証するとともに、職員対象の「男女共同参画に関する意識・実態調査」により庁内の男女共同参画の現状を把握し、その結果を踏まえ、庁内男女共同参画ワーキンググループでの検討を行った。また計画案に対する庁内パブリック・コメントを実施し、職員の意見を反映したものとまとめてまとめた。

##### 概要

###### 期間

平成21年度から平成23年度までの3年間

###### 対象

知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、教育委員会事務局・県立学校、各種行政委員会事務局、警察本部

###### 構成

県が男女共同参画のモデル職場となるための大きな柱として「3つの目標」を置き、それを実現するための取組として「8つの取組」を設定。

###### 重点項目

本計画では、これまでの課題や現在の状況を踏まえ、女性の活躍支援の一層の充実 庁内男女共同参画推進員体制の充実強化 男性職員の育児参加の積極的推進の三点を重点的に取り組む。(次表の下線部分)

##### 【内 容】

数値目標で特に記載のないものはH23年度末まで

| 目 標             | 取 組   |
|-----------------|---|
| 意思決定過程への女性の参画促進 | <p><b>【 女性の能力発揮】</b><br/> <u>管理・監督職を目指す女性職員の育成として、その職責を担っていくために必要なキャリア開発と意識改革を行う。</u><br/> <u>男女が共に働くバランスの良い人事配置や職員採用試験面接員の女性割合への配慮など女性が活躍できる場の拡大に取り組む。</u></p> <p>[職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)]<br/>                     [県庁キャリアカフェ(女性職員交流会)の参加者:270人(のべ)]<br/>                     [長期派遣研修等参加者の女性割合:25%(3年平均目標)]<br/>                     [本庁における女性職員ゼロ課室の解消:(H24.4目標)]<br/>                     [職員採用試験(一般事務職)面接員の女性割合:30%以上を維持]</p> |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>意思決定過程への女性の参画促進</p>     | <p><b>【 女性の登用促進】</b><br/> <u>管理・監督職として指導的地位に立つ女性の登用拡大・活躍促進に取り組む。</u><br/>                 [行政職新規管理職(7級)の女性割合(教委・県警除く.):8%(H24.4目標)]<br/>                 [行政職新規役付職員の女性割合(教委・県警除く.):20%(H24.4目標)]<br/>                 [管理職に対する女性活躍支援の研修参加者:800人(のべ)]<br/>                 [県審議会等の女性委員割合:33.3%(H23.3末)]</p>   |
| <p>一人ひとりが能力を發揮できる環境づくり</p> | <p><b>【 “男女共同参画” の理解の促進】</b><br/>                 職員一人ひとりが“男女共同参画の視点”を持つため、意識啓発の取組を一層充実する。<br/>                 セクシュアル・ハラスメント防止のため研修実施や窓口周知を徹底する。<br/>                 [男女共同参画に関するメールマガジンの配信:36回(のべ)]<br/>                 [男女共同参画の日の庁内放送の実施:36回(のべ)]<br/>                 [県庁版男女共同参画標語の設定:3回(のべ)]<br/>                 [セクシュアル・ハラスメント防止等の研修実施:60回(のべ)]</p> <p><b>【 キーパーソンづくり】</b><br/>                 各職場での情報発信や取組実践を行うキーパーソンとして、各所属に1名の「<u>庁内男女共同参画推進員</u>」を設置する。<br/>                 職員公募の「<u>男女共同参画ワーキンググループ</u>」を設置し、庁内の男女共同参画の推進に多様な意見を採り入れる。<br/>                 [庁内男女共同参画推進員の設置:1,800人(のべ)]<br/>                 [庁内男女共同参画ワーキンググループの設置:60人(のべ)]</p> <p><b>【 職場内外のネットワークの構築】</b><br/>                 庁内の職員が、お互いの理解を深め協力や相談ができる人的ネットワークの構築を促進する。<br/>                 市町、企業、地域団体・NPO等、より多様な立場の人と理解を深め県政に生かすため庁外のネットワークの構築を促進する。<br/>                 [職員チャレンジプログラムの参加者:2,400人(のべ)]&lt;再掲&gt;<br/>                 [コミュニケーションの日の実施:月1回実施の徹底]<br/>                 [ネットワークづくりに資する研修等の参加者:480人(のべ)]</p> |
| <p>仕事と生活のバランスの実現</p>       | <p><b>【 働きやすい職場づくり】</b><br/>                 仕事と生活のバランスを推進するため「働き方」と「意識」の双方からの見直しを図る。<br/>                 [事務改善等の取組設定:毎年1所属1項目以上の取組の徹底]<br/>                 [定時退庁励行のための庁内放送の実施:180回(のべ)]<br/>                 [ワークスタイルフォーラムの開催:60回(のべ)]<br/>                 [管理職に対する仕事と生活のバランス推進研修等の実施:12回(のべ)]</p> <p><b>【 家庭・地域責任の分担】</b><br/>                 男女ともに職員が、仕事だけでなく、家庭・地域生活の責任を担い「生活者の視点」を持つため、地域活動への参加と家族のきずなを深める取組を促進する。<br/>                 [地域活動等の情報提供・参加呼びかけ:36回(のべ)]<br/>                 [家族の日推進の全庁ノー残業デー実施:月1回実施の徹底]</p> <p><b>【 子育て支援・介護支援】</b><br/>                 職員の育児・介護参加への理解を深め、各種支援制度を利用しやすい職場づくりを進める。<br/>                 特に男性職員の育児参加について、その喜びを享受し、責任を担えるよう、<u>育児休業・休暇等取得率の向上に取り組む。</u><br/>                 [育児・介護に関する制度周知の研修等の参加者:840人(のべ)]<br/>                 [男性職員の育児休業・休暇等取得率:30%(育児休業4%・育児休暇等26%)(目標)]</p>  |

第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション8 -  
(計画期間：平成18年度～20年度)

平成21年3月末の実績

1 女性が活躍できる場の拡大

数値目標・実績とも特に記載のない場合はH20年度末のもの

| 8つの取組                       | 具体的取組項目                 | 内容等〔下段：数値目標〕   | 実績                | 達成率    |
|-----------------------------|-------------------------|--|-------------------|--------|
| 女性の<br>チャレンジ<br>支援          | 職員チャレンジ<br>プログラムの<br>開催 | 職員チャレンジプログラム参加者数<br>2,400人(のべ)                         | 2,585人(のべ)        | 107.7% |
|                             |                         | 職員チャレンジプログラム・地域講座の参加者数<br>180人(のべ)                     | 125人(のべ)          | 69.4%  |
|                             | 女性管理・監<br>督職の活躍<br>支援   | 行政職新規役付職員(教育委員会及び警<br>察本部を除く)の女性割合<br>18.0%(目標)(H21.4) | 18.3%(H21.4)      | 達成     |
|                             |                         | 職員採用試験(一般事務職)の女性面接<br>試験員の割合<br>30.0%(目標)              | 30.2%             | 達成     |
| 審議会等<br>委員への<br>女性の選任<br>促進 | 県審議会等へ<br>の女性の選任<br>促進  | 県審議会等の女性委員割合<br>32.0%                                  | 32.3%<br>(H20年度末) | 達成     |

2 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境づくり

| 8つの取組                        | 具体的取組項目                            | 内容等〔下段：数値目標〕                 | 実績       | 達成率   |
|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|----------|-------|
| キーパー<br>ソンづくりと<br>その活動<br>支援 | 庁内男女共同<br>参画推進員の<br>活動充実           | 庁内男女共同参画推進員数<br>138人(のべ)     | 136人(のべ) | 98.6% |
|                              |                                    | 推進員研修参加者数<br>185人(のべ)        | 163人(のべ) | 88.1% |
|                              | 庁内男女共同<br>参画ワーキン<br>ググループの<br>活動支援 | 庁内男女共同参画ワーキンググループ<br>60人(のべ) | 59人(のべ)  | 98.3% |
|                              | キャリア相談員<br>の活動の実践                  | キャリア相談員数<br>150人             | 141人     | 94.0% |
|                              |                                    | ネットワークづくりの場の設定<br>30回(のべ)    | 30回(のべ)  | 100%  |



| 8つの取組                         | 具体的取組項目                       | 内容等〔下段：数値目標〕               | 実績                                       | 達成率    |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|--|--------|
| 職場内外における「たて・よこ・ななめ」のネットワークづくり | 庁内でのネットワーク構築                  | ランチミーティングの参加者数<br>450人(のべ) | 198人<br>(H18年度末)<br>(H19.4～休憩時間短縮により中止)  | 44%    |
|                               | 庁外でのネットワーク構築                  | 研修参加者数<br>800人(のべ)         | 906人(のべ)                                 | 113.3% |
| 職員の意識啓発・職場慣行の見直し              | “男女共同参画”の啓発・協働のしくみづくり         | 男女共同参画推進メールの発信<br>36回(のべ)  | 36回(のべ)<br>(H19.7より、「ひょうご男女共同参画情報」として発信) | 100%   |
|                               | セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口・研修の充実 | 人事委員会における職場の苦情処理受付件数       | 0件                                       | -      |

### 3 家庭・地域生活と職業生活との両立推進

| 8つの取組                | 具体的取組項目         | 内容等〔下段：数値目標〕   | 実績                            | 達成率   |
|----------------------|-----------------|--|-------------------------------|-------|
| 家庭・地域責任の分担           | 職員の育児・介護等への参加促進 | 育児休業取得者数(取得率)  | 男性 8人(0.8%)<br>女性 776人(97.0%) | -     |
|                      |                 | 介護休暇取得者数   | 男性 16人<br>女性 56人              | -     |
|                      |                 | 配偶者出産補助休暇取得者数(取得率)                                     | 887人(63.3%)                   | -     |
|                      |                 | 男性の育児参加のための休暇取得者数(取得率)                                 | 89人(6.4%)                     | -     |
|                      | 職員の地域活動への参加促進   | 地域活動に向けた研修の参加者数<br>500人(のべ)                            | 451人(のべ)                      | 90.2% |
| 男女共同参画を進めるワークスタイルの実践 | 「働き方」の見直し       | ワークスタイルフォーラムの開催回数<br>140回(のべ)                          | 129回(のべ)                      | 92.1% |
|                      | 体験型研修の充実        | 体験型研修の参加者数<br>950人(のべ)                                 | 730人(のべ)                      | 76.8% |
| 子育て支援の職場づくり          | 子育てをしやすい職場づくり   | 県庁WAN掲示板「職員向け次世代育成支援」を活用した「子育て支援に関する手引き」・「子育て支援シート」の提供 |                               | -     |
|                      |                 | 兵庫県臨時任用職員(技術職)登録制度(リリーブバンク)の実施                         | 登録数 367人<br>採用数 40人           | -     |

## 第3部

### 市町の男女共同参画の取組状況

1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況

男女共同参画を実現するためには、国、県、市町が相互に連携を図るとともに、それぞれが独自性を持った施策を推進することが必要です。とりわけ、住民にとって最も身近な市町が果たす役割は、重要です。

県内市町の取組状況の主なものをみると、男女共同参画に関する条例を制定している市町は、神戸市、尼崎市、芦屋市、赤穂市、宝塚市、小野市の6市、計画を策定している市町は27市7町、活動拠点施設を設置している市町は19市となっています。こうしたなか、「女性チャレンジひろば」が開設されるとともに、相談体制の充実によりDV防止対策も図られるなど、女性が活躍できる環境が整備され、支援策も充実してきています。

(平成21年8月31日現在)

|               | 市町名   | 条 例         | 計 画          | 拠点施設         | 女性チャレンジひろば   | ひょうご女性チャレンジねっと | 庁内連絡会議       | 諮問機関         |
|---------------|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 市             | 神戸市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 姫路市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 尼崎市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 明石市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 西宮市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 洲本市   | -           |              |              | -            | -              | -            |              |
|               | 芦屋市   |             |              |              |              | -              |              |              |
|               | 伊丹市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 相生市   | -           |              |              |              |                |              | -            |
|               | 豊岡市   | -           |              |              | -            | -              |              | -            |
|               | 加古川市  | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 赤穂市   |             |              |              |              |                |              | -            |
|               | 西脇市   | -           |              |              |              | -              | -            |              |
|               | 宝塚市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 三木市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 高砂市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 川西市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 小野市   |             |              |              |              |                |              |              |
|               | 三田市   | -           |              |              |              |                |              | -            |
|               | 加西市   |             |              |              |              |                |              | -            |
|               | 篠山市   | -           |              |              |              | -              |              |              |
|               | 養父市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 丹波市   | -           |              |              | -            |                |              | -            |
|               | 南あわじ市 | -           |              |              | -            | -              |              | -            |
|               | 朝来市   | -           |              |              |              |                |              |              |
|               | 淡路市   | -           |              |              | -            | -              | -            | -            |
|               | 宍粟市   | -           |              |              | -            | -              |              | -            |
| 加東市           | -     |             |              | -            | -            |                | -            |              |
| たつの市          | -     |             |              | -            | -            |                | -            |              |
| 阪神北           | 猪名川町  | -           |              | -            | -            | -              |              |              |
| 東播磨           | 稲美町   | -           |              | -            | -            | -              |              |              |
|               | 播磨町   | -           |              | -            | -            | -              | -            |              |
| 北播磨           | 多可町   |             |              | -            | -            |                |              |              |
| 中播磨           | 神河町   | -           | -            | -            | -            |                | -            |              |
|               | 市川町   | -           | -            | -            | -            |                | -            |              |
|               | 福崎町   | -           | -            | -            | -            | -              | -            |              |
| 西播磨           | 太子町   | -           | -            | -            | -            | -              | -            |              |
|               | 上郡町   | -           | -            | -            | -            | -              | -            |              |
|               | 佐用町   | -           | -            | -            | -            | -              | -            |              |
| 但馬            | 香美町   | -           |              | -            | -            |                | -            |              |
|               | 新温泉町  | -           |              | -            | -            | -              | -            |              |
| 合 計           |       | 有 6 (14.6%) | 有 34 (82.9%) | 有 19 (46.3%) | 有 16 (39.0%) | 有 30 (73.2%)   | 有 23 (56.1%) | 有 18 (43.9%) |
| 41市町(市29・町12) |       | 検討中5        | 検討中2         | 検討中3         | 検討中3         | -              | 検討中4         | 検討中5         |

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 兵庫県 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

: 有 : 検討中 - : 無

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

|   |   |   |                           |
|---|---|---|---------------------------|
| 1 神戸市   |   | 備考: 1 条例の日付は、左から順に、「可決日」「公布日」「施行日」                    |                           |
| 主管課： 市民参画推進局市民生活部男女共同参画課<br>所在地： 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1<br>電話： 078-322-5179 FAX： 078-322-6034<br>e-mail： danjyo@office.city.kobe.lg.jp<br>ホームページ： <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/index.html">http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/index.html</a> |   | 2 計画の日付は、左から順に、「策定年月日」「計画期間」<br>3 職員数は各自治体の正規職員の人数を記載 |                           |
|   |   | 職員数   |                           |
|   |   | 男女共同参画担当課(室)  | 5名(専任5名)                  |
|   |   | 男女共同参画センター等   | 3名(専任3名)                  |
| 条例  | 神戸市男女共同参画の推進に関する条例  |   | H15.3.20 H15.3.27 H15.4.1 |
| 計画  | 神戸市男女共同参画計画(第2次)  | H20.3   | H20.4~H23.3               |
| 庁内連絡会議  | 神戸市男女共同参画推進本部   |   |                           |
| 諮問機関  | 神戸市男女共同参画審議会  |   |                           |
| 活動拠点施設  | 神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOB E)<br>設置年月日：平成4年3月(平成12年4月「生活学習センター」より名称変更)<br>開館日・時間：火~土曜 9時~21時 日曜・祝日 9時~17時<br>〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3<br>電話：078-361-6977 FAX：078-361-6477<br>e-mail： <a href="mailto:astep@smile.odn.ne.jp">astep@smile.odn.ne.jp</a><br>ホームページ： <a href="http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/index.html">http://www.city.kobe.lg.jp/life/community/cooperation/asuteppu/index.html</a> |   |                           |
| 主要事業  | ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進<br>人口減少社会を迎え、将来的に労働力不足が予測されるなかで、働き方や雇用形態を変え、家庭生活や地域活動を大切にするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る。<br>(1) 多様な働き方の調査研究<br>(2) モデル地域(六甲アイランド)における事業展開<br>DV対策の強化<br>「神戸市配偶者暴力対策基本計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、DV予防啓発や被害者支援を担う関係者への研修の実施及び関係機関の連携強化に取り組む<br>(1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実<br>(2) 被害者の緊急時における安全の確保<br>(3) DVの予防啓発事業<br>(4) 被害者支援を担う関係者への研修の実施及び関係機関の連携強化   |   |                           |

|   |  |              |               |
|---|--|--------------|---------------|
| 2 姫路市   |  |              |               |
| 主管課： 交流振興局市民参画部男女共同参画推進課<br>所在地： 〒670-0012 姫路市本町68番地290<br>イーグレひめじ3階<br>電話： 079-287-0803 FAX： 079-287-0805<br>e-mail： <a href="mailto:danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp">danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp</a><br>ホームページ： <a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html</a> |  | 職員数          |               |
|   |  | 男女共同参画担当課(室) | 3名(専任2名・兼務1名) |
|   |  | 男女共同参画センター等  | 5名(専任4名・兼務1名) |
| 条例  | (検討中)  |              |               |
| 計画  | 姫路市男女共同参画プラン   | H13.3        | H13.4~H25.3   |
| 庁内連絡会議  | 姫路市男女共同参画プラン推進本部   |              |               |
| 諮問機関  | 姫路市男女共同参画プラン推進懇話会  |              |               |
| 活動拠点施設  | 姫路市男女共同参画推進センター(あいめっせ)<br>設置年月日：平成13年9月1日 開館日・時間：毎日9時~21時 年末年始(12/28~1/4)、臨時休館日を除く<br>〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階<br>電話：079-287-0803 FAX：079-287-0805<br>e-mail： <a href="mailto:i-messae@city.himeji.hyogo.jp">i-messae@city.himeji.hyogo.jp</a><br>ホームページ： <a href="http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/">http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/</a>  |              |               |
| 主要事業  | 啓発講演会、講座<br>男女共同参画についての講演会や講座の開催を通じて意識啓発を図る。<br>・男女共同参画週間講演会<br>講演：「女性の落語家第1号からのメッセージ 落語家人生夢に向かって」 講師：露の都さん<br>定員：280名 (他に1回開催予定)<br>・講座 キャリアアップセミナー、男性講座、市民企画講座等14講座開催予定<br>あいめっせフェスティバル<br>登録団体の活動内容を広く市民に公開する場。講演会、セミナー、展示等<br>女性のチャレンジ支援<br>・「ひめじ女性チャレンジひろば」での情報提供・チャレンジ情報端末の設置<br>・社会保険労務士によるチャレンジ相談の実施(月1回)<br>・チャレンジ支援セミナーの実施<br>配偶者等からの暴力に関する調査<br>DVをはじめとする女性の人権を侵害する問題について市民の意識、被害・加害経験のある実態、被害の潜在の程度を把握し、被害者支援のあり方等を検討するための資料とする調査。<br>若者向け啓発資料の発行<br>男女共同参画に関する若者向けの啓発資料の作成、発行 |              |               |

| 3 尼崎市  |   |     |  |              |               |             |       |
|--|---|-----|--|--------------|---------------|-------------|-------|
| 主管課： 環境市民局 女性・消費生活課<br>所在地： 〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-36-1<br>電話： 06-6436-8635 FAX： 06-6436-5757<br>e-mail： ama-jo@city.amagasaki.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.amagasaki.hyogo.jp | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任3名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>                  | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | 4名(専任3名・兼務1名) | 男女共同参画センター等 | 指定管理者 |
| 職員数  |   |     |  |              |               |             |       |
| 男女共同参画担当課(室)   | 4名(専任3名・兼務1名)   |     |  |              |               |             |       |
| 男女共同参画センター等  | 指定管理者   |     |  |              |               |             |       |
| 条 例  | 尼崎市男女共同参画社会づくり条例 H17.12.22 H17.12.27 H17.12.27<br>(一部条項を除く)   |     |  |              |               |             |       |
| 計 画  | 尼崎市男女共同参画計画 H19.4 H19.4～H24.3   |     |  |              |               |             |       |
| 庁内連絡会議   | 尼崎市男女共同参画推進本部   |     |  |              |               |             |       |
| 諮問機関   | 尼崎市男女共同参画審議会  |     |  |              |               |             |       |
| 活動拠点施設   | 尼崎市立女性・勤労婦人センター(尼崎市女性センター・トレピエ)<br>設置年月日：平成5年11月2日 開館日・時間：月～土曜 9時～21時<br>〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目3番1号<br>電話：06-6436-6331 FAX：06-6436-5757<br>e-mail： info@amagasaki-trepied.com<br>ホームページ： http://www.amagasaki-trepied.com/ |     |  |              |               |             |       |
| 主要事業   | 男女共同参画社会づくり関係事業<br>男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等事業を実施する。<br>女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業<br>女性・勤労婦人センターの管理運営業務(男女共同参画社会づくりに係る啓発、就業支援、相談、情報提供、施設の管理運営など)を、地方自治法に基づき、指定管理者に代行させる。  |     |  |              |               |             |       |

| 4 明石市   |   |     |  |              |          |             |          |
|---|---|-----|--|--------------|----------|-------------|----------|
| 主管課： コミュニティ推進部男女共同参画課<br>所在地： 〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1<br>アスピア明石北館7階<br>電話： 078-918-5611 FAX： 078-918-5617<br>e-mail： danjyo@city.akashi.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/index.html | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>6名(兼務6名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名(専任3名)</td> </tr> </tbody> </table>  | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | 6名(兼務6名) | 男女共同参画センター等 | 3名(専任3名) |
| 職員数   |   |     |  |              |          |             |          |
| 男女共同参画担当課(室)  | 6名(兼務6名)  |     |  |              |          |             |          |
| 男女共同参画センター等   | 3名(専任3名)  |     |  |              |          |             |          |
| 条 例   | -   |     |  |              |          |             |          |
| 計 画   | あかし男女共同参画プラン「きらめきプラン21」 H13.3 H13.4～H22.3   |     |  |              |          |             |          |
| 庁内連絡会議  | あかし市男女共同参画プラン推進連絡会議   |     |  |              |          |             |          |
| 諮問機関  | あかし市男女共同参画プラン推進懇話会  |     |  |              |          |             |          |
| 活動拠点施設  | あかし男女共同参画センター<br>設置年月日：平成14年4月18日 開館日・時間：火～日曜日 9時～22時<br>〒673-0886 明石市東仲ノ町6-1 アスピア明石北館7階<br>電話：078-918-5611 FAX：078-918-5617<br>e-mail： danjyo@city.akashi.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjo/index.html   |     |  |              |          |             |          |
| 主要事業  | 啓発事業<br>・男女共同参画週間記念事業「きらめきあかしクイズラリー」<br>男女共同参画に関係する施設などをクイズを解きながら回るウォークラリー<br>・男女共同参画社会づくりをめざして講座等の実施<br>女性生活大学、男性生活大学<br>・女性フェア・男女共同参画フォーラムの開催<br>チャレンジ広場<br>・チャレンジ相談、情報提供<br>あかし女と男の情報誌「きらめき」の発行<br>年2回 各15,000部発行 配布対象：自治会、市内各公共施設 等<br>相談事業<br>女性カウンセラーによる女性問題相談を実施<br>女性のための健康相談(7月より実施) |     |  |              |          |             |          |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 5 西宮市   |   |     |  |              |            |             |
|---|---|-----|--|--------------|------------|-------------|
| 主管課： 総合企画局文化まちづくり部男女共同参画推進課<br>所在地： 〒662-8567(663-8204)<br>西宮市六湛寺町10-3<br>(西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階)<br>電話： 0798-35-3768(0798-64-9495) FAX： 0798-64-9496<br>e-mail： jyosei@nishi.or.jp<br>ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 4名(兼務4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>  | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | } 4名(兼務4名) | 男女共同参画センター等 |
| 職員数   |   |     |  |              |            |             |
| 男女共同参画担当課(室)  | } 4名(兼務4名)  |     |  |              |            |             |
| 男女共同参画センター等   |   |     |  |              |            |             |
| 条 例   | 〔懇話会で必要性を検討〕  |     |  |              |            |             |
| 計 画   | 西宮市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H29.3  |     |  |              |            |             |
| 庁内連絡会議  | 西宮市男女共同参画推進会議   |     |  |              |            |             |
| 諮問機関  | 西宮市男女共同参画懇話会  |     |  |              |            |             |
| 活動拠点施設  | 西宮市男女共同参画センター(ウェブ)<br>設置年月日：平成12年10月1日 開館日・時間：年末年始以外(12/29～1/3)9時～22時<br>〒663-8204 西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階<br>電話：0798-64-9495 FAX：0798-64-9496<br>e-mail： vo_jyosei@nishi.or.jp<br>ホームページ： http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/  |     |  |              |            |             |
| 主要事業  | 主催講座<br>男女共同参画社会実現に向けての講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間テーマ講座</li> <li>・センパイ転勤族の妻から転勤族の妻たちへ</li> <li>・男女共同参画週間記念講演会</li> <li>・親子関係セミナー</li> <li>・チャレンジ支援パソコン講座</li> <li>・人材育成講座</li> <li>・先輩シングルマザーに聞く</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動講演会</li> <li>・Re・Beワークセミナー(財)21世紀職業財団兵庫事務所と共催)</li> <li>・相談室企画講座</li> <li>・語り合いグループ講座</li> <li>・市民企画講座(5講座程度)</li> </ul> 女性のための相談<br>女性のための相談室を設置し相談事業を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談(月・木)10:00～12:00 13:00～16:00<br/>1人40分程度 電話：0798-64-9499</li> <li>・面接相談(火・水・土)10:00～12:00 13:00～16:30<br/>1人50分 要予約 電話：0798-64-9498</li> <li>・法律相談(第3金)14:00～17:00 弁護士による<br/>1人30分 要予約 電話：0798-64-9498</li> <li>・キャリア相談</li> </ul> 学習室の貸館<br>男女共同参画について活動しているグループ等を支援するため、学習室の貸館を行う。<br>学習室5室、子ども室1室 |     |  |              |            |             |

| 6 洲本市  |  |     |  |              |            |             |
|--|--|-----|--|--------------|------------|-------------|
| 主管課： 市民生活部人権推進課<br>所在地： 〒656-8686 洲本市本町3-4-10<br>電話： 0799-22-2580 FAX： 0799-23-0974<br>e-mail： jinken@city.sumoto.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.sumoto.hyogo.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">} 3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table> | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | } 3名(兼務3名) | 男女共同参画センター等 |
| 職員数  |  |     |  |              |            |             |
| 男女共同参画担当課(室)   | } 3名(兼務3名)   |     |  |              |            |             |
| 男女共同参画センター等  |  |     |  |              |            |             |
| 条 例  | -  |     |  |              |            |             |
| 計 画  | 洲本市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3   |     |  |              |            |             |
| 庁内連絡会議   | 洲本市男女共同参画推進委員会幹事会  |     |  |              |            |             |
| 諮問機関   | 洲本市男女共同参画推進委員会   |     |  |              |            |             |
| 活動拠点施設   | -  |     |  |              |            |             |
| 主要事業   | 男女共同参画講演会<br>年間2回開催予定<br>啓発事業 男女共同参画週間中に講演会の開催<br>市広報紙への掲載<br>市ケーブルテレビ文字放送<br>実施計画の中間見直し(平成21年3月)  |     |  |              |            |             |

| 7 芦屋市   |  |              |                 |
|---|--|--------------|-----------------|
| 主管課： 市民生活部男女共同参画推進担当<br>所在地： 〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階<br>電話： 0797-38-2023 FAX： 0797-38-2175<br>e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women |  |              |                 |
|   |  |              | 職員数             |
|   |  | 男女共同参画担当課(室) | } 3名(専任2名、兼務1名) |
|   |  | 男女共同参画センター等  |                 |
| 条 例   | 芦屋市男女共同参画推進条例 H21.4  |              |                 |
| 計 画   | 第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)「ウィザス・プラン」H20.2 H20.4～H25.3  |              |                 |
| 庁内連絡会議  | 芦屋市男女共同参画推進本部  |              |                 |
| 諮問機関  | 芦屋市男女共同参画推進審議会   |              |                 |
| 活動拠点施設  | 芦屋市男女共同参画センター ウィザスあしや<br>設置年月日：平成6年8月1日 開館日・時間：平日・第一土曜 9時～17時30分<br>〒659-0092 芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋 2階<br>電話：0797-38-2023 FAX：0797-38-2175<br>e-mail： josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women   |              |                 |
| 主要事業  | 啓発事業<br>・男女共同参画週間記念事業(男女共生のための映画上映) ・法律講座<br>・就労支援パソコン講座 ・就労準備講座 ・護身術講座<br>・女性の健康講座 ・コミュニケーション講座 ・市民企画講座 ・大人の読書タイム<br>・DV防止キャンペーンを街頭啓発にて実施(芦屋警察、市内各団体が参加)<br>情報紙の発行<br>毎回テーマを決め、ジェンダーの視点に沿った問題提起<br>年4回、毎回4,000部発行、市内公共施設、市内学校PTA協議会に配布<br>相談事業<br>・女性のなやみ相談(毎月第1土曜日・第2～5金曜日)<br>・暴力(DV)に関する相談(毎月第1・3水曜日)<br>男女共生をめざす団体間のネットワークづくり<br>定例会(毎月開催)での情報交換と年1回の合同事業の開催(「ウィザスあしやフェスタ」3月実施) |              |                 |

| 8 伊丹市  |  |              |             |
|--|--|--------------|-------------|
| 主管課： 市民部同和・人権室男女共同参画課<br>所在地： 〒664-8503 伊丹市千僧1-1<br>電話： 072-784-8146 FAX： 072-780-3519<br>e-mail： danjyokyodo@city.itami.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.itami.lg.jp/ |  |              |             |
|  |  |              | 職員数         |
|  |  | 男女共同参画担当課(室) | 4名(専任4名)    |
|  |  | 男女共同参画センター等  | 指定管理者       |
| 条 例  | -  |              |             |
| 計 画  | 伊丹市男女共同参画計画  | H18.3        | H18.4～H28.3 |
| 庁内連絡会議   | 伊丹市男女共同参画推進本部  |              |             |
| 諮問機関   | 伊丹市男女共同参画政策懇話会   |              |             |
| 活動拠点施設   | 伊丹市女性交流サロン<br>設置年月日：平成10年4月1日 開館日・時間：休館日の火曜・祝日以外 9時～17時15分<br>〒664-0855 伊丹市御願塚6丁目1-1 伊丹市立女性・児童センター内<br>電話：072-772-7248 FAX：072-772-7248<br>e-mail： salon@itami-danjo.jp<br>ホームページ： http://www.itami-danjo.jp/  |              |             |
| 主要事業   | いたみ女性チャレンジひろば(女性交流サロン内)<br>チャレンジ情報コーナー、再チャレンジ支援セミナー、チャレンジ相談(予約制・無料)<br>男女共同参画推進市民フォーラム<br>平成21年6月27日(土)、スワンホール。講演会やオンブード報告など<br>男女共同参画施策市民オンブード<br>市長の委嘱を受け、市男女共同参画計画の進捗状況をチェックし報告(人数3人、任期2年)<br>また、公募市民による「オンブード・サポーターズ」がオンブード活動を支援(人数5人、任期1年)<br>女性のための相談<br>一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談、チャレンジ相談、DV相談<br>その他 男女共同参画出前学習会、男女共同参画情報紙 ほか |              |             |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 9 相生市   |  |  |     |              |               |             |          |
|---|--|--|-----|--------------|---------------|-------------|----------|
| 主管課： 市民福祉部まちづくり推進室<br>所在地： 〒678-0031 相生市旭1丁目19-33<br>電話： 0791-23-7130 FAX：0791-23-7137<br>e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(専任1名・兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>                      |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 4名(専任1名・兼務3名) | 男女共同参画センター等 | 1名(兼務1名) |
|   | 職員数  |  |     |              |               |             |          |
| 男女共同参画担当課(室)  | 4名(専任1名・兼務3名)  |  |     |              |               |             |          |
| 男女共同参画センター等   | 1名(兼務1名)   |  |     |              |               |             |          |
| 条 例   | -  |  |     |              |               |             |          |
| 計 画   | 相生市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3   |  |     |              |               |             |          |
| 庁内連絡会議  | 相生市男女共同参画推進会議、幹事会、作業部会   |  |     |              |               |             |          |
| 諮問機関  | -  |  |     |              |               |             |          |
| 活動拠点施設  | 相生市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成15年6月1日<br>開館日・時間：平日(土日・祝日・年末年始除く)9時～17時15分<br>〒678-0031 相生市旭1丁目19-33(相生市民会館内)<br>電話：0791-23-7130 FAX：0791-23-7137<br>e-mail： machizukuri@city.aioi.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.aioi.hyogo.jp |  |     |              |               |             |          |
| 主要事業  | 男女共同参画セミナー、フォーラムの開催<br>男女共同参画週間事業<br>女性チャレンジひろば<br>パンプ等情報提供(H21.4.1～)  |  |     |              |               |             |          |

| 10 豊岡市   |  |  |     |              |          |             |   |
|--|--|--|-----|--------------|----------|-------------|---|
| 主管課： 秘書広報課<br>所在地： 〒668-8666 豊岡市中央町2-4<br>電話： 0796-23-1111(代) FAX： 0796-24-2575<br>内線 2183<br>e-mail： kouhou@city.toyooka.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.toyooka.lg.jp | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>  |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 3名(兼務2名) | 男女共同参画センター等 | - |
|  | 職員数  |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画担当課(室)   | 3名(兼務2名)   |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画センター等  | -  |  |     |              |          |             |   |
| 条 例  | -  |  |     |              |          |             |   |
| 計 画  | 豊岡市男女共同参画プラン H18.11 H19.4～H24.3  |  |     |              |          |             |   |
| 庁内連絡会議   | 庁議、経営戦略会議、政策調整会議   |  |     |              |          |             |   |
| 諮問機関   | -  |  |     |              |          |             |   |
| 活動拠点施設   | -  |  |     |              |          |             |   |
| 主要事業   | 男女共同参画社会推進に係る一時保育事業<br>男女を通じて子育て世代が、審議会、委員会等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市の実施するさまざまな事業で保育士を配置して一時保育を行う。<br>男女共同参画社会啓発事業<br>但馬地域の兵庫県男女共同参画推進員が主催する事業に本市も共催し、協働して男女共同参画週間事業を実施。<br>開催日：平成21年6月27日(土)<br>講師：小野市ヒューマンライフグループ課長 中村和子さん<br>内 容：基調講演およびパネルディスカッション<br>女性チャレンジ事業<br>・女性が安心して子供を産み育てる地域づくり、環境づくりを進めるため、子育て後の再就職等に対する女性の意欲向上を目的としたセミナーを開催する。(日時・場所・講師等詳細は未定)<br>概ね各小学校区単位に設置している公民館でも、子育て教室、女性学級、高齢者教室、男性料理教室、パソコン教室等各館の特色を活かした事業を行っている。 |  |     |              |          |             |   |



| 11 加古川市   |   |
|---|---|
| 主管課：企画部政策企画局男女共同参画センター<br>所在地：〒675-0066 加古川市加古川町寺家町45（JALビル3階）<br>電話：079-424-7172 FAX：079-454-4190<br>e-mail：danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/ |   |
|   | 職員数   |
|   | 男女共同参画担当課（室） -  |
|   | 男女共同参画センター等 3名（専任3名）  |
| 条 例   | -   |
| 計 画   | 加古川市男女共同参画行動計画 H18.3 H18.4～H23.3  |
| 庁内連絡会議  | 加古川市男女共同参画推進本部会議  |
| 諮問機関  | 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会  |
| 活動拠点施設  | 加古川市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成18年6月5日<br>開館日・時間：月～金曜9時～17時45分（祝日及び12/29～1/3を除く）<br>〒675-0066 加古川市加古川町寺家町4番地（加古川産業会館JAビル3階）<br>電話：079-424-7172 FAX：079-454-4190<br>e-mail：danjyo@city.kakogawa.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/   |
| 主要事業  | 男女共同参画週間記念事業<br>日時：平成21年6月23日（火）～29日（月） 場所：加古川市男女共同参画センター<br>市民スタッフ養成講座の卒業生のグループなどと協働により実施<br>市民スタッフ養成講座<br>時期：平成21年9月～平成22年1月（12回講座）<br>男女共同参画社会の実現に向け、地域においてその推進的役割を担うスタッフを養成する。<br>男女共同参画センターにより<br>年2回、1400部発行 各施設等へ配布<br>男女共同参画の啓発や男女共同参画センターの事業紹介<br>女性のチャレンジ支援事業<br>女性のチャレンジ相談、就業支援セミナー、就職フェア、チャレンジショップ等 |

| 12 赤穂市  |   |
|---|---|
| 主管課：市民部市民対話室 人権・男女共同参画係<br>所在地：〒678-0292 赤穂市加里屋8番地<br>電話：0791-43-6818 FAX：0791-43-6810<br>e-mail：taiwa@city.ako.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.city.ako.hyogo.jp |   |
|   | 職員数   |
|   | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）   |
|   | 男女共同参画センター等 -   |
| 条 例   | 赤穂市男女共同参画社会づくり条例 H17.3.11 H17.4.1 H17.4.1（一部7.1施行）  |
| 計 画   | 赤穂市男女共同参画プラン H16.3 H16.4～H26.3  |
| 庁内連絡会議  | -   |
| 諮問機関  | 赤穂市男女共同参画審議会  |
| 活動拠点施設  | 赤穂市女性交流センター<br>設置年月日：平成10年10月30日 開館日・時間：火～日曜 9時～17時<br>〒678-0233 赤穂市加里屋中洲3丁目5番地 赤穂市民会館3階<br>電話：0791-43-7800 |
| 主要事業  | 男女共同参画フォーラム<br>2月に講演会を予定<br>男女共同参画市民講座<br>3～4回予定<br>女性問題相談<br>女性交流センターで相談員による女性問題相談を実施                      |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 13 西脇市                                     |  |
|--|--|
| 主管課： 教育委員会 生涯学習課                           |  |
| 所在地： 〒677-0015 西脇市西脇790-15                 |  |
| 電話： 0795-22-5996 FAX： 0795-22-6015         |  |
| e-mail： manavita@city.nishiwaki.hyogo.jp   |  |
| ホームページ： http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp |  |
|  | <b>職員数</b>   |
|  | 男女共同参画担当課(室) 4名(兼務4名)  |
|  | 男女共同参画センター等 -  |
| 条 例  | -  |
| 計 画  | 西脇市男女共同参画基本プラン H14.3 (H19.3改定) H14.4～H24.3   |
| 庁内連絡会議                                     | 西脇市男女共同参画推進本部  |
| 諮問機関                                       | 西脇市男女共同参画推進会議  |
| 活動拠点施設                                     | 生涯学習まちづくりセンター  |
| 主要事業                                       | 男女共同参画セミナー もっとすてきに“パートナー”<br>市民から公募した委員により、男女共同参画社会について啓発するためのセミナーを企画・運営する。<br>(4回程度/年)<br>川柳コンクール<br>男女共同参画に関する川柳を募集し、入賞作品を入権週間(12/4～10)等に市役所ロビー、市内公共施設に掲示し、啓発を実施 |

| 14 宝塚市   |  |
|--|--|
| 主管課： 総務部人権啓発室人権男女共同参画課                         |  |
| 所在地： 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号                      |  |
| 電話： 0797-71-1141 FAX： 0797-77-2171             |  |
| e-mail： m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp |  |
| ホームページ： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp    |  |
|  | <b>職員数</b>   |
|  | 男女共同参画担当課(室) 4名(専任2名・兼務2名)   |
|  | 男女共同参画センター等 指定管理者  |
| 条 例  | 宝塚市男女共同参画推進条例 H14.6.25 H14.6.27 H14.7.1  |
| 計 画  | 宝塚市男女共同参画プラン H18.5 H18.5～H28.3<br>個別事業は、H23.3まで  |
| 庁内連絡会議   | 都市経営会議   |
| 諮問機関   | 宝塚市男女共同参画推進審議会   |
| 活動拠点施設   | 宝塚市立男女共同参画センター<br>設置年月日：平成元年10月1日<br>開館日・時間：平日・土曜 9時～21時、日曜・祝日 9時～17時、第2日曜・年末年始休館<br>〒665-0845 宝塚市栄町2丁目1-2 ソリオ2 4階<br>電話：0797-86-4006 FAX：0797-83-2424<br>e-mail： elsenternpo-empower@tckyo.zaqr.jp<br>ホームページ： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/sankaku |
| 主要事業   | 男女共同参画プラン推進フォーラム<br>男女共同参画プランの市民への周知のために講演会等を開催<br>男女共同参画センターフェスティバル<br>センターを市民等へ周知するため、公開学習会、講演会等を開催<br>(企画運営は、市民による実行委員会で行う。)<br>啓発誌「エル・コンパス」発行<br>男女共同参画に関する啓発記事・図書情報・講座案内等を掲載(年3回、2,000部発行)  |

| 15 三木市  |  |  |     |              |               |             |               |
|---|--|--|-----|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 主管課： 市民ふれあい部人権推進課<br>所在地： 〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3階<br>電話： 0794-82-2000 内線5100 FAX：0794-89-2331<br>e-mail： jinken@city.miki.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(専任2名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>3名(専任2名・兼務1名)</td> </tr> </tbody> </table>   |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 3名(専任2名・兼務1名) | 男女共同参画センター等 | 3名(専任2名・兼務1名) |
|   | 職員数  |  |     |              |               |             |               |
| 男女共同参画担当課(室)  | 3名(専任2名・兼務1名)  |  |     |              |               |             |               |
| 男女共同参画センター等   | 3名(専任2名・兼務1名)  |  |     |              |               |             |               |
| 条 例   | 〔三木市人権尊重のまちづくり条例(H13.1.1)に包括〕  |  |     |              |               |             |               |
| 計 画   | 三木市男女共同参画プラン H16.3 H16.4～H22.3   |  |     |              |               |             |               |
| 庁内連絡会議  | (検討中)  |  |     |              |               |             |               |
| 諮問機関  | (検討中)  |  |     |              |               |             |               |
| 活動拠点施設  | 三木市男女共同参画センター(こらぼーよ)<br>設置年月日：平成14年9月2日 開館日・時間：月～金曜 9時～17時<br>〒673-0433 三木市福井1933-12 教育センター 3階<br>電話：0794-89-2331 FAX：0794-89-2331<br>e-mail： jinken@city.miki.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.miki.lg.jp/  |  |     |              |               |             |               |
| 主要事業  | 男女共同参画セミナー<br>・こころとからだの健康を含めた(各地区公民館の出前講座)・女性の心が元気になるための講座<br>・男の自立のための料理講座 ・親子で参加リズム体操セミナー<br>・DV防止セミナー ・デートDV防止セミナー ・話し方スキルアップセミナー<br>・親子で護身術セミナー ・親子で参加絵本カフェ<br>・本年度より三木市男女共同参画センター運営委員会と事業内容を協議し開催している。<br>情報誌の発行<br>本年度より、情報誌の作成は、情報誌編集グループが編集を行い、発行は年度末の予定。<br>女性のための相談室(平成21年4月1日より相談日の変更)<br>電話相談 火曜日10:00～12:00 木曜日13:00～16:00<br>面接相談(要予約) 火曜日13:00～16:00 木曜日10:00～12:00 |  |     |              |               |             |               |

| 16 高砂市   |   |  |     |              |          |             |
|--|---|--|-----|--------------|----------|-------------|
| 主管課： 生活環境部市民活動推進課<br>所在地： 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号<br>電話： 079-443-9133 FAX： 079-442-6082<br>e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td rowspan="2">2名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> </tr> </tbody> </table>  |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 2名(兼務2名) | 男女共同参画センター等 |
|  | 職員数   |  |     |              |          |             |
| 男女共同参画担当課(室)   | 2名(兼務2名)  |  |     |              |          |             |
| 男女共同参画センター等  |   |  |     |              |          |             |
| 条 例  | -   |  |     |              |          |             |
| 計 画  | たかさご男女共同参画プラン H12.1 H12.4～H23.3   |  |     |              |          |             |
| 庁内連絡会議   | たかさご男女共同参画プラン推進会議・幹事会   |  |     |              |          |             |
| 諮問機関   | たかさご男女共同参画プラン推進懇話会  |  |     |              |          |             |
| 活動拠点施設   | 高砂市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成13年<br>開館日・時間：月～金曜 8時30分～17時15分 土日祝日、年末年始は休み<br>〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号<br>電話：079-443-9133 FAX：079-442-6082<br>e-mail： cocot@city.takasago.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,html   |  |     |              |          |             |
| 主要事業   | 相談事業<br>・こころの相談：月曜日～金曜日 9:30～12:00,13:00～16:00<br>土日祝日・年末年始は休み ただし、面接相談は予約制<br>・女性のための法律相談：毎月第4月曜日 13:00～16:00(一人30分) ただし事前相談が必要<br>情報誌の発行<br>男女共同参画に関するトピックを掲載した情報誌「cocot」を市民との協働で作成<br>10月と4月の年2回、各5,000部発行<br>啓発事業<br>・男女共同参画週間事業：テーマ「未定」<br>・センターPR講座<br>・男の料理教室 : 開催日10月19日(月) 参加者20名<br>・パパと子供の料理教室：開催日7月26日(土) 参加者小学生の子どもと父親10組<br>講師 伊保漁協女性部、生活研究グループ員<br>・再就職支援センター<br>「女性のための再就職支援セミナー」 連続講座 2回 |  |     |              |          |             |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 17 川西市  |  |     |  |              |               |             |          |
|---|--|-----|--|--------------|---------------|-------------|----------|
| 主管課： 市民生活部 市民環境室 参画協働・相談課<br>所在地： 〒666-8501 川西市中央町12-1<br>電話： 072-740-1109 FAX： 072-740-1322<br>e-mail： kawa0178@city.kawanishi.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>2名(専任1名・兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>2名(兼務2名)</td> </tr> </tbody> </table>  | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | 2名(専任1名・兼務1名) | 男女共同参画センター等 | 2名(兼務2名) |
| 職員数   |  |     |  |              |               |             |          |
| 男女共同参画担当課(室)  | 2名(専任1名・兼務1名)  |     |  |              |               |             |          |
| 男女共同参画センター等   | 2名(兼務2名)   |     |  |              |               |             |          |
| 条 例   | (検討中)  |     |  |              |               |             |          |
| 計 画   | 川西市男女共同参画プラン H15.3 H15.4～H25.3   |     |  |              |               |             |          |
| 庁内連絡会議  | 川西市男女共同参画推進本部  |     |  |              |               |             |          |
| 諮問機関  | 川西市男女共同参画審議会   |     |  |              |               |             |          |
| 活動拠点施設  | 川西市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成14年6月9日<br>開館日・時間：平日 9時～22時 (第4日曜日及び12月29日～1月3日は休み)<br>〒666-0015 川西市小花1丁目8-1(ジョイン川西内)<br>電話：072-759-1856 FAX：072-759-1891<br>e-mail： kawa0017@city.kawanishi.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.kawanishi.hyogo.jp                                  |     |  |              |               |             |          |
| 主要事業  | 学習・啓発事業<br>・広報かわにし「男女共同参画特集」(年1回・8頁、全戸配布)<br>情報ライブラリー通信(年3回 2,000部)発行予定<br>・再就職支援、子育て支援等各種講座開催<br>・グループ活動助成金事業<br>女性のための相談事業<br>・面接・電話相談火・水・木曜日(専門相談員)12:00～15:00(各3回・1回50分・要予約)<br>電話相談 月・金曜日(カウンセリンググループ)10:00～12:00<br>男女共同参画職員研修会<br>全職員対象(管理職・一般職別)、DV・児童虐待等関連機関担当者研修 |     |  |              |               |             |          |

| 18 小野市  |   |     |  |              |          |             |       |
|---|---|-----|--|--------------|----------|-------------|-------|
| 主管課： 市民安全部 ヒューマンライフG 男女共同参画推進G<br>所在地： 〒675-1380 小野市王子町806-1<br>電話： 0794-63-1017 FAX： 0794-63-3690<br>e-mail： danjo@city.ono.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/17/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>   | 職員数 |  | 男女共同参画担当課(室) | 3名(兼務3名) | 男女共同参画センター等 | 指定管理者 |
| 職員数   |   |     |  |              |          |             |       |
| 男女共同参画担当課(室)  | 3名(兼務3名)  |     |  |              |          |             |       |
| 男女共同参画センター等   | 指定管理者   |     |  |              |          |             |       |
| 条 例   | 小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例 H14.9.20 H14.9.26 H14.10.1   |     |  |              |          |             |       |
| 計 画   | はーと・シップ プラン H14.3 H14.3～H24.3   |     |  |              |          |             |       |
| 庁内連絡会議  | 小野市男女共同参画推進本部   |     |  |              |          |             |       |
| 諮問機関  | 小野市男女共同参画推進市民会議   |     |  |              |          |             |       |
| 活動拠点施設  | 小野市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成17年4月1日<br>開館日・時間：原則年中無休 開館時間 9時～22時 窓口受付時間 9時～20時<br>休館日：毎月第4火曜日(祝・祭りと重なる場合は翌日)、及び12月31日～1月3日<br>〒675-1366 小野市中島町72番地 小野市うるおい交流館 エクラ内<br>電話：0794-62-6765 FAX：0794-62-2400<br>e-mail： danjo@ksks-arche.jp<br>ホームページ： http://www.ksks-arche.jp/danjo/                     |     |  |              |          |             |       |
| 主要事業  | フォーラム、啓発・就業支援セミナーの開催<br>(講演会)開催日：平成21年6月6日 講師 広岡守穂さん<br>演題：「妻が僕を変えた日～少子化の中の子育て～」<br>(セミナー)男女共同参画気づき講座、父子講座、男性講座、女性法律講座、再就職準備講座など<br>情報誌「はーと シップ」の発行 年2回全戸配布(約16,500部)<br>男女共同参画センター便り 年2回発行<br>「エクラ・ハートフル・パーティ」少子化対策「出逢いの場」支援事業<br>女性のための相談 毎週木曜日9:30～11:30電話相談、13:00～16:00面接相談(予約要)<br>特別啓発員派遣事業 |     |  |              |          |             |       |

| 19 三田市  |  |              |                 |
|---------|--|--------------|-----------------|
| 主管課：    | まちづくり部 市民協働室 まちづくり協働センター   |              |                 |
| 所在地：    | 〒669-1528 三田市駅前町2番1号   |              |                 |
| 電話：     | 079-563-8000   |              |                 |
| e-mail： | machizukuri_u@city.sanda.lg.jp   |              |                 |
| ホームページ： | http://www.city.sanda.lg.jp  |              |                 |
|         |  |              | 職員数             |
|         |  | 男女共同参画担当課(室) | } 4名(専任1名・兼務3名) |
|         |  | 男女共同参画センター等  |                 |
| 条 例     | -  |              |                 |
| 計 画     | 第3次三田市男女共同参画計画   | H18.3        | H18.4～H23.3     |
| 庁内連絡会議  | -  |              |                 |
| 諮問機関    | 三田市男女共同参画推進委員会   |              |                 |
| 活動拠点施設  | 三田市まちづくり協働センター(センター内に、人権・男女共同参画プラザを設置)<br>設置年月日：平成17年9月15日<br>開館日・時間：年末年始(12月29日～1月3日)以外<br>センター 10時～22時、プラザ 10時～17時、行政 10時～18時<br>〒669-1528 三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階<br>電話：079-563-8000 FAX: 079-563-8001<br>e-mail: machizukuri_u@city.sanda.lg.jp<br>ホームページ: http://www.city.sanda.lg.jp |              |                 |
| 主要事業    | 男女共同参画週間記念事業(講演会)<br>定員：150人<br>情報紙の発行<br>男女共同参画に関する啓発記事を掲載(年2回、全戸配布)<br>男女共同参画啓発講座・セミナーの開催<br>女性のための相談事業(面接・電話相談)<br>毎週火曜10:30～12:30<br>毎週木曜13:30～17:30<br>第2・4土曜10:30～17:30 いずれも祝日・年末年始は除く   |              |                 |

| 20 加西市  |  |              |             |
|---------|--|--------------|-------------|
| 主管課：    | 自治参画課  |              |             |
| 所在地：    | 〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アスティア<br>かさい3階 加西市男女共同参画センター  |              |             |
| 電話：     | 0790-42-0105 FAX: 0790-42-0133   |              |             |
| e-mail： | danjo@city.kasai.lg.jp   |              |             |
| ホームページ： | http://www.nehime-net.jp/  |              |             |
|         |  |              | 職員数         |
|         |  | 男女共同参画担当課(室) | } 3名        |
|         |  | 男女共同参画センター等  |             |
| 条 例     | (検討中)  |              |             |
| 計 画     | かさい男女共同参画ゆめプラン   | H14.2        | H14.4～H24.3 |
| 庁内連絡会議  | -  |              |             |
| 諮問機関    | -  |              |             |
| 活動拠点施設  | 加西市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成15年3月27日<br>開館日：年末年始(12月28日～1月4日)以外の日<br>開館時間：9時～22時<br>〒675-2312 加西市北条町北条28-1 アスティアカさい3階<br>電話：0790-42-0105 FAX: 0790-42-0133<br>e-mail: danjo@city.kasai.lg.jp<br>ホームページ: http://www.nehime-net.jp/sankaku/   |              |             |
| 主要事業    | 男女共同参画啓発事業<br>男女共同参画講演会 12月開催<br>男女共同参画「男女ともに築こう家庭と地域」討論会 7月5日開催<br>男女共同参画週間事業<br>啓発映画上映 6回・座談会<br>男女共同参画啓発映画上映<br>年間を通して啓発映画上映 6回<br>講座の開催<br>日本の歴史講座、男の料理・女性のための健康講座 外<br>再就職をめざすために必要な知識習得 女性のための就職支援講座 年3回<br>パンフレット作成、市広報誌への掲載<br>市広報誌に啓発PRを常時掲載<br>ファミリーサポートクラブ事業<br>交流会、研修会 |              |             |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 21 篠山市  |   |  |     |              |          |             |      |
|---|---|--|-----|--------------|----------|-------------|------|
| 主管課： 市民生活部人権推進課男女共同参画係<br>所在地： 〒669-2397 篠山市北新町41<br>電話： 079-552-6926 FAX： 079-552-5764<br>e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務2名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>上記兼務</td> </tr> </tbody> </table>  |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 3名(兼務2名) | 男女共同参画センター等 | 上記兼務 |
|   | 職員数   |  |     |              |          |             |      |
| 男女共同参画担当課(室)  | 3名(兼務2名)  |  |     |              |          |             |      |
| 男女共同参画センター等   | 上記兼務  |  |     |              |          |             |      |
| 条 例   | -   |  |     |              |          |             |      |
| 計 画   | 篠山市男女共同参画プラン H14.3 H14.4～H24.3  |  |     |              |          |             |      |
| 庁内連絡会議  | 篠山市男女共同参画推進本部 篠山市男女共同参画推進庁内会議   |  |     |              |          |             |      |
| 諮問機関  | (検討中)   |  |     |              |          |             |      |
| 活動拠点施設  | 篠山市男女共同参画センター・フィフティ<br>設置年月日：平成15年4月<br>開館日・時間：月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始は休館)<br>〒669-2397 篠山市北新町41 市役所第2庁舎3階<br>電話：079-552-6926 FAX：079-552-5764<br>e-mail： jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html |  |     |              |          |             |      |
| 主要事業  | 篠山市男女共同参画推進研修<br>各自治会選任の「篠山市男女共同参画推進員」の研修会(男女共同参画週間)<br>篠山市男女共同参画セミナーの開催<br>女性のための相談室 毎週 月・水・金曜日 8:30～17:15 面接・電話相談   |  |     |              |          |             |      |

| 22 養父市   |  |  |     |              |          |             |      |
|--|--|--|-----|--------------|----------|-------------|------|
| 主管課： 市民生活部人権推進課<br>所在地： 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675<br>電話： 079-662-6142 FAX： 079-662-7491<br>e-mail： jinkensuishin@city.yabu.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>1名(専任1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>事業委託</td> </tr> </tbody> </table>   |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 1名(専任1名) | 男女共同参画センター等 | 事業委託 |
|  | 職員数  |  |     |              |          |             |      |
| 男女共同参画担当課(室)   | 1名(専任1名)   |  |     |              |          |             |      |
| 男女共同参画センター等  | 事業委託   |  |     |              |          |             |      |
| 条 例  | -  |  |     |              |          |             |      |
| 計 画  | 養父市男女共同参画プラン H19.3 H19.4～H24.3   |  |     |              |          |             |      |
| 庁内連絡会議   | 養父市男女共同参画推進本部  |  |     |              |          |             |      |
| 諮問機関   | (検討中)  |  |     |              |          |             |      |
| 活動拠点施設   | 養父市男女共同参画センター<br>設置年月日：平成19年4月1日<br>開館日・時間：月～金曜(土、日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休み)10時～17時<br>〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1219番地5 ショッピングタウンペア2階<br>電話：079-662-7765 FAX：079-662-7765<br>e-mail： sankaku-c@fureai-net.tv<br>ホームページ： http://www.city.yabu.hyogo.jp/ |  |     |              |          |             |      |
| 主要事業   | 相談事業<br>参画センターにおける総合相談窓口の開設<br>啓発事業<br>セミナー、フォーラムの開催<br>パンフレットの作成、情報誌の発行、市広報誌への掲載<br>男女共同参画推進員の設置  |  |     |              |          |             |      |

| 23 丹波市  |   |
|---|---|
| 主管課： 企画部 心の合併室<br>所在地： 〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地<br>電話： 0795-82-1001 FAX： 0795-82-5448<br>e-mail： kokoronogappei@city.tamba.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.tamba.hyogo.jp |   |
|   | <b>職員数</b>  |
|   | 男女共同参画担当課(室) 1名(兼務1名)   |
|   | 男女共同参画センター等 -   |
| 条 例   | -   |
| 計 画   | 丹波市男女共同参画計画 丹(まごころ)の里 ハーモニープラン H19.12 H20.4~H25.3   |
| 庁内連絡会議  | 丹波市男女共同参画推進本部   |
| 諮問機関  | -   |
| 主要事業  | 自治会に男女共同参画推進員設置<br>平成20年度から市内298自治会内に「男女共同参画推進員」の設置を依頼<br>自治会男女共同参画推進員を対象に研修会開催、自治会で年1回以上の住民学習会開催<br>自治会推進員を通じて男女共同参画についてきめ細かな周知・啓発・情報提供及び市民意識の収集<br>啓発事業<br>・男女共同参画週間に推進大会の開催<br>・市広報紙での男女共同参画特集号掲載<br>・男女共同参画推進リーダー養成講座 |

| 24 南あわじ市   |  |
|--|--|
| 主管課： 健康福祉部 少子対策課<br>所在地： 〒656-0192 南あわじ市広田広田1064<br>電話： 0799-44-3040 FAX： 0799-44-3036<br>e-mail： shoushitaisaku@city.minamiawaji.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp |  |
|  | <b>職員数</b>   |
|  | 男女共同参画担当課(室) 1名(兼務1名)  |
|  | 男女共同参画センター等 -  |
| 条 例  | -  |
| 計 画  | 南あわじ市男女共同参画計画 H20.3 H20.4~H30.3  |
| 庁内連絡会議   | 南あわじ市少子対策推進本部  |
| 諮問機関   | -  |
| 主要事業   | 女性の再チャレンジ<br>女性の再就職に役立つ情報コーナーの設置<br>職場の子育て環境改善事業<br>女性の働く環境の改善などを勉強するセミナーの開催 |

| 25 朝来市  |   |
|---|---|
| 主管課： 市民生活部人権推進共同参画課<br>所在地： 〒669-5292 朝来市和田山町東谷213番地1<br>電話： 079-672-6122 FAX： 079-672-4041<br>e-mail： jinken@city.asago.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.asago.hyogo.jp |   |
|   | <b>職員数</b>  |
|   | 男女共同参画担当課(室) 4名(専任1名・兼務3名)  |
|   | 男女共同参画センター等 -   |
| 条 例   | -   |
| 計 画   | 朝来市男女共同参画プラン H19.11.6 H20.4~H25.3   |
| 庁内連絡会議  | 朝来市男女共同参画推進本部   |
| 諮問機関  | -   |
| 主要事業  | 男女共同参画推進のため推進体制の充実<br>・朝来市男女共同参画推進本部(市長を本部長とし部長級を委員とし、全庁的にプランの推進)<br>・男女共同参画推進会議の設置(プランの推進状況の評価および調査・研究)<br>・男女共同参画推進委員の設置(市民、企業によるプランの推進や実践)<br>女性なやみ相談<br>・毎月第2水曜日 午後1時から4時まで 面接・電話相談<br>啓発事業<br>・市広報紙による継続的な啓発<br>・男女共同参画に関する講演会・学習会の開催<br>・出前講座による啓発事業<br>・市CATVによる啓発 |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 26 淡路市   |   |  |     |              |          |             |   |
|--|---|--|-----|--------------|----------|-------------|---|
| 主管課： 市民生活部市民課市民相談係<br>所在地： 〒656-2292 淡路市生穂新島8番地<br>電話： 0799-64-0001 FAX： 0799-64-2528<br>e-mail： awaji_shimin@city.awaji.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.city.awaji.hyogo.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>1名(兼務1名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 1名(兼務1名) | 男女共同参画センター等 | - |
|  | 職員数   |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画担当課(室)   | 1名(兼務1名)  |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画センター等  | -   |  |     |              |          |             |   |
| 条例   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 計画   | (検討中)   |  |     |              |          |             |   |
| 庁内連絡会議   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 諮問機関   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 主要事業   | -   |  |     |              |          |             |   |

| 27 宍粟市   |   |  |     |              |          |             |   |
|--|---|--|-----|--------------|----------|-------------|---|
| 主管課： 生活環境部 人権推進課<br>所在地： 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢65-3<br>宍粟防災センター2階 人権相談室<br>電話： 0790-63-0840 FAX： 0790-63-0841<br>e-mail： jinkensuishin-kk@city.shiso.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.shiso.lg.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>3名(兼務3名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 3名(兼務3名) | 男女共同参画センター等 | - |
|  | 職員数   |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画担当課(室)   | 3名(兼務3名)  |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画センター等  | -   |  |     |              |          |             |   |
| 条例   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 計画   | 宍粟市男女共同参画プラン(仮称)  |  |     |              |          |             |   |
| 庁内連絡会議   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 諮問機関   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 主要事業   | 宍粟市男女共同参画プラン策定事業<br>・宍粟市男女共同参画プラン(仮称)を策定し、男女共同参画の啓発・推進を行う<br>男女共同参画推進講演会(仮称)<br>・内容未定   |  |     |              |          |             |   |

| 28 加東市  |   |  |     |              |          |             |   |
|---|---|--|-----|--------------|----------|-------------|---|
| 主管課： 教育委員会 人権教育課<br>所在地： 〒679-0292 加東市下滝野1269番地2<br>加東市役所 滝野庁舎 2階<br>電話： 0795-48-3598 FAX： 0795-48-3705<br>e-mail： jinken-kyoiku@city.kato.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.kato.lg.jp/ | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男女共同参画担当課(室)</td> <td>4名(兼務4名)</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画センター等</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> |  | 職員数 | 男女共同参画担当課(室) | 4名(兼務4名) | 男女共同参画センター等 | - |
|   | 職員数   |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画担当課(室)  | 4名(兼務4名)  |  |     |              |          |             |   |
| 男女共同参画センター等   | -   |  |     |              |          |             |   |
| 条例  | -   |  |     |              |          |             |   |
| 計画  | 加東市男女共同参画プラン  |  |     |              |          |             |   |
| 庁内連絡会議  | (検討中)   |  |     |              |          |             |   |
| 諮問機関  | -   |  |     |              |          |             |   |
| 主要事業  | 男女共同参画セミナー<br>・男女共同参画のためのセミナーを開催<br>男女共同参画プランの概要版を全戸配布<br>情報誌の発行(夢きらめいて)<br>・人権問題の解決、男女共同参画の推進を広く啓発PRするために発行<br>・年2回(10月・3月) 各15,000部発行 全戸配布<br>男女共同参画プラン策定記念事業<br>・フォーラムを開催し男女共同参画の意識啓発を図る   |  |     |              |          |             |   |



| 29 たつの市  |  |
|--|--|
| 主管課： 市民生活部人権推進課<br>所在地： 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1<br>電話： 0791-64-3151 FAX： 0791-63-2594<br>e-mail： jinkensuishin@city.tatsuno.lg.jp<br>ホームページ： http://www.city.tatsuno.hyogo.jp/ |  |
|  | 職員数  |
|  | 男女共同参画担当課（室） 1名（兼務1名）  |
|  | 男女共同参画センター等 -  |
| 条 例  | -  |
| 計 画  | たつの市男女共同参画プラン H20.3 H20.4～H29.3  |
| 庁内連絡会議   | -  |
| 諮問機関   | -  |
| 活動拠点施設   | -  |
| 主要事業   | 女性コミュニティ活動支援事業<br>市内の女性による団体が自主的な地域活動をさらに高めるために実施する事業に対して補助金を交付することにより、団体がより活力を持って活動することを支援し、女性の社会参画の豊かなまちづくりを実践することに寄与する。<br>情報誌の発行<br>男女共同参画に係る啓発のための情報誌を発行<br>年1回、全戸配付<br>男女共同参画セミナー<br>男女共同参画推進のためのセミナーを開催 |

| 30 猪名川町   |   |
|---|---|
| 主管課： 総務部企画財政課<br>所在地： 〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1<br>電話： 072-766-8711 FAX： 072-767-2255<br>e-mail： kikaku@town.inagawa.lg.jp<br>ホームページ： http://www.town.inagawa.hyogo.jp |   |
|   | 職員数   |
|   | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）   |
|   | 男女共同参画センター等 -   |
| 条 例   | -   |
| 計 画   | 猪名川町男女共同参画行動計画(改訂版) H21.3 H21.4～H24.3   |
| 庁内連絡会議  | 猪名川町男女共同参画推進会議  |
| 諮問機関  | 猪名川町男女共同参画推進懇談会   |
| 主要事業  | 男女共同参画グループと協働により事業を実施<br>講演会を年3回開催<br>料理講習会を開催<br>その他、毎月1回定例活動<br>広報誌、ホームページによる啓発 |

| 31 多可町   |  |
|--|--|
| 主管課： 企画情報課 新生活創造室<br>所在地： 〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123<br>電話： 0795-32-4776 FAX： 0795-32-2349<br>e-mail： newlife@takacho.jp<br>ホームページ： http://www.takacho.jp/ |  |
|  | 職員数  |
|  | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）  |
|  | 男女共同参画センター等 -  |
| 条 例  | (検討中)  |
| 計 画  | 多可町男女共同参画計画 H20.3 策定 平成20年度～平成29年度   |
| 庁内連絡会議   | (検討中)  |
| 諮問機関   | (検討中)  |
| 主要事業   | 啓発講演会、セミナー<br>男女共同参画についての講演会やセミナーの開催を通じて意識啓発を図る。<br>・男女共同参画セミナー・講演会（2回程度）<br>・再就職支援セミナー開催（全4回）<br>広報誌を活用した啓発 |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 32 稲美町   |   |
|--|---|
| 主管課：生涯学習課（住民協働係）<br>所在地：〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1<br>電話：079-492-2340 FAX：079-492-6768<br>e-mail：syougaigakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp<br>ホームページ：http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/ |   |
|  | <b>職員数</b>  |
|  | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）   |
|  | 男女共同参画センター等 -   |
| 条 例  | -   |
| 計 画  | 稲美町男女共同参画プラン H14.3 H14.4～H24.3  |
| 庁内連絡会議   | 稲美町男女共同参画プラン推進委員会   |
| 諮問機関   | 男女共同参画プラン推進懇話会  |
| 主要事業   | 女性セミナー<br>一般の女性を対象にしたセミナー 年2回開催<br>女性法律相談<br>通常の法律相談とは別に、離婚問題やDVなどを取り扱う女性のみを対象にした法律相談<br>1回6人ずつを年2回開催<br>人権啓発講座<br>年7回開催する講座のうちの2～3回程度を、男女共同参画をテーマに開催 |

| 33 播磨町   |   |
|--|---|
| 主管課：生涯学習グループ<br>所在地：〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5-30<br>電話：079-435-0565 FAX：079-437-4193<br>e-mail：sgaku@town.harima.lg.jp<br>ホームページ：http://www.town.harima.lg.jp/ |   |
|  | <b>職員数</b>                                      |
|  | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名）                           |
|  | 男女共同参画センター等 -                                   |
| 条 例  | -   |
| 計 画  | 播磨町男女共同参画行動計画 H14.3 H14.4～H24.3                 |
| 庁内連絡会議   | -   |
| 諮問機関   | -   |
| 主要事業   | 播磨町同和教育研究協議会女性推進委員会及び各種女性団体と共同で、男女共同参画講演会を開催予定。 |

| 34 市川町  |                       |
|---|-----------------------|
| 主管課：総務課<br>所在地：〒679-2392 神崎都市川町西川辺165-3<br>電話：0790-26-1010 FAX：0790-26-1049<br>e-mail：soumu@town.ichikawa.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/ |                       |
|   | <b>職員数</b>            |
|   | 男女共同参画担当課（室） 2名（兼務2名） |
|   | 男女共同参画センター等 -         |
| 条 例   | -                     |
| 計 画   | -                     |
| 庁内連絡会議  | -                     |
| 諮問機関  | -                     |
| 主要事業  | 広報紙を利用した啓発事業          |

| 35 福崎町   |   |              |          |
|--|---|--------------|----------|
| 主管課：教育委員会 社会教育課<br>所在地：〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3 1 1 6 - 1<br>電話：0790-22-0560 FAX：0790-22-0630<br>e-mail：syakai@town.fukusaki.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/ |   |              |          |
|  |   | 職員数          |          |
|  |   | 男女共同参画担当課(室) | 1名(兼務1名) |
|  |   | 男女共同参画センター等  | -        |
| 条 例  | -   |              |          |
| 計 画  | -   |              |          |
| 庁内連絡会議   | -   |              |          |
| 諮問機関   | -   |              |          |
| 主要事業   | サルビアセミナー<br>5月～3月までの期間に9回の講座を行う。<br>趣旨：生きがいつくり、情報交換や出会いの場の提供等<br>内容：講演、実習、見学会など<br>講演「食品の裏側～食の本当の豊かさとは～」<br>講師 食品ジャーナリスト「食の裏側」 著者 阿部司氏 ほか<br>実習「色えんぴつ画に挑戦しよう！」 ほか |              |          |

| 36 神河町   |   |              |          |
|--|---|--------------|----------|
| 主管課：政策調整課<br>所在地：〒679-3116 神崎郡神河町寺前6 4<br>電話：0790-34-0969 FAX：0790-34-0691<br>e-mail：seisaku@town.kamikawa.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/ |   |              |          |
|  |   | 職員数          |          |
|  |   | 男女共同参画担当課(室) | 3名(兼務3名) |
|  |   | 男女共同参画センター等  | -        |
| 条 例  | -   |              |          |
| 計 画  | -   |              |          |
| 庁内連絡会議   | H21年度に設置予定  |              |          |
| 諮問機関   | -   |              |          |
| 主要事業   | 啓発事業<br>「毎月11日は人権を確かめる日」リーフレット等を活用した啓発活動<br>子育て学習センター事業<br>安心して子どもを生き育てるための両親支援<br>地域サロン事業<br>地域づくりへの男女共同参画を促進する<br>「ハートがふれあう地域づくり補助金」の活用 |              |          |

| 37 太子町   |   |              |             |
|--|---|--------------|-------------|
| 主管課：総務部企画政策課<br>所在地：〒671-1592 揖保郡太子町鶴1 3 6 9 - 1<br>電話：079-277-5998 FAX：079-276-3892<br>e-mail：kikaku@town.taishi.hyogo.jp<br>ホームページ：http://www.town.taishi.hyogo.jp |   |              |             |
|  |   | 職員数          |             |
|  |   | 男女共同参画担当課(室) | 1名(兼務1名)    |
|  |   | 男女共同参画センター等  | -           |
| 条 例  | -   |              |             |
| 計 画  | 太子町男女共同参画プラン  | H21.3        | H21.4～H26.3 |
| 庁内連絡会議   | -   |              |             |
| 諮問機関   | -   |              |             |
| 主要事業   | 男女共同参画推進事業<br>他の計画との整合性を図りつつ、プランに基づき男女共同参画の推進を図る<br>啓発事業<br>出前講座による啓発事業 |              |             |

第3部 市町の男女共同参画の取組状況

| 38 上郡町  |  |
|---|--|
| 主管課： 社会教育課 生涯学習係<br>所在地： 〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡4 5 9 - 1<br>電話： 0791-52-1125 FAX： 0791-52-2753<br>e-mail： syakai@town.kamigori.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.town.kamigori.hyogo.jp/ |  |
|   | <b>職員数</b>   |
| 男女共同参画担当課(室)  | 3名(兼務3名)   |
| 男女共同参画センター等   | -  |
| 条例  | -  |
| 計画  | -  |
| 庁内連絡会議  | -  |
| 諮問機関  | -  |
| 主要事業  | 男女共同参画学習セミナー事業<br>生涯学習講座のうちの1回を男女共同参画の講座とし、講師を招く。(詳細は未定) |

| 39 佐用町  |  |
|---|--|
| 主管課： 生涯学習課<br>所在地： 〒679-5301 佐用郡佐用町佐用2 5 8 5<br>さよう文化情報センター内(月曜日休館)<br>電話： 0790-82-3336 FAX： 0790-82-0313<br>e-mail： orihime@town.sayo.lg.jp<br>ホームページ： http://www.town.sayo.lg.jp/ |  |
|   | <b>職員数</b>   |
| 男女共同参画担当課(室)  | 1名(兼務1名)   |
| 男女共同参画センター等   | -  |
| 条例  | -  |
| 計画  | -  |
| 庁内連絡会議  | -  |
| 諮問機関  | -  |
| 主要事業  | 人権啓発事業を中心とした事業<br>・町広報誌による継続的な啓発<br>・男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 |

| 40 香美町   |  |
|--|--|
| 主管課： 町民課人権推進室<br>所在地： 〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870番地の1<br>電話： 0796-36-1111 FAX： 0796-36-3809<br>e-mail： choumin@town.mikata-kami.lg.jp<br>ホームページ： http://www.town.mikata-kami.lg.jp/ |  |
|  | <b>職員数</b>                                 |
| 男女共同参画担当課(室)   | 1名(兼務1名)                                   |
| 男女共同参画センター等  | -  |
| 条例   | -  |
| 計画   | 香美町男女共同参画行動計画 H19.3 H19.4～H29.3            |
| 庁内連絡会議   | -  |
| 諮問機関   | -  |
| 主要事業   | 男女共同参画推進事業<br>推進員による、男女共同参画の啓蒙に向けた取り組みを行う。 |

| 41 新温泉町   |   |
|---|---|
| 主管課： 総務課人権推進室<br>所在地： 〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2135-1<br>電話： 0796-82-3328 FAX： 0796-82-4644<br>e-mail： jinken@town.shinonsen.hyogo.jp<br>ホームページ： http://www.town.shinonsen.hyogo.jp |   |
|   | <b>職員数</b>  |
| 男女共同参画担当課(室)  | 1名(兼務1名)  |
| 男女共同参画センター等   | -   |
| 条例  | -   |
| 計画  | 新温泉町男女共同参画社会プラン H20.3 H19.3～H23.3                                   |
| 庁内連絡会議  | -   |
| 諮問機関  | -   |
| 活動拠点施設  | (検討中)   |
| 主要事業  | 男女共同参画プラン策定事業<br>策定されたプランに基づき、男女共同参画社会について啓発を図っていく。<br>広報紙を利用した啓発事業 |

## 2 県内市町における女性の公職参加状況

資料：市町男女共同参画施策推進状況調査（平成21年4月1日現在）

|      | 市町名   | 審議会等登用目標 1 |      |           | 審議会登用状況 2 |         |        | 議員  |         |        | 採用職員  |         |        | 職員数 3  |         |        | 管理職 4 |          |         |
|------|-------|------------|------|-----------|-----------|---------|--------|-----|---------|--------|-------|---------|--------|--------|---------|--------|-------|----------|---------|
|      |       | 目標値        | 目標年度 | 対象審議会女性比率 | 委員総数      | うち女性委員数 | 女性委員割合 | 議員数 | うち女性議員数 | 女性議員割合 | 採用職員数 | うち女性職員数 | 女性職員割合 | 職員数    | うち女性職員数 | 女性職員割合 | 管理職数  | うち女性管理職数 | 女性管理職割合 |
| 市    | 神戸市   | 35%        | H22  | 31.8      | 1,867     | 494     | 26.5   | 68  | 12      | 17.6   | 348   | 152     | 43.7   | 16,395 | 5,006   | 30.5   | 828   | 51       | 6.2     |
|      | 姫路市   | 30%        | H24  | 22.7      | 1,069     | 243     | 22.7   | 49  | 5       | 10.2   | 72    | 22      | 30.6   | 3,893  | 1,089   | 28.0   | 268   | 9        | 3.4     |
|      | 尼崎市   | 33.3%      | H23  | 32.8      | 740       | 243     | 32.8   | 42  | 10      | 23.8   | 84    | 40      | 47.6   | 3,282  | 984     | 30.0   | 239   | 14       | 5.9     |
|      | 明石市   | 30%        | H22  | 20.1      | 623       | 125     | 20.1   | 31  | 5       | 16.1   | 19    | 8       | 42.1   | 2,472  | 873     | 35.3   | 283   | 41       | 14.5    |
|      | 西宮市   | 35%        | H23  | 25.5      | 469       | 129     | 27.5   | 44  | 10      | 22.7   | 193   | 81      | 42.0   | 3,554  | 1,238   | 34.8   | 300   | 25       | 8.3     |
|      | 洲本市   | 30%        | H25  | 22.6      | 499       | 113     | 22.6   | 21  | 0       | 0.0    | 11    | 4       | 36.4   | 516    | 227     | 44.0   | 60    | 3        | 5.0     |
|      | 芦屋市   | 40%        | H23  | 35.9      | 516       | 185     | 35.9   | 21  | 5       | 23.8   | 56    | 23      | 41.1   | 939    | 438     | 46.6   | 126   | 17       | 13.5    |
|      | 伊丹市   | 40%        | H27  | 30.7      | 407       | 110     | 27.0   | 27  | 5       | 18.5   | 91    | 46      | 50.5   | 2,023  | 779     | 38.5   | 221   | 38       | 17.2    |
|      | 相生市   | 30%        | H24  | 15.4      | 240       | 27      | 11.3   | 16  | 1       | 6.3    | 13    | 2       | 15.4   | 315    | 107     | 34.0   | 59    | 7        | 11.9    |
|      | 豊岡市   | 50%        | H23  | 28.6      | 477       | 109     | 22.9   | 28  | 2       | 7.1    | 13    | 8       | 61.5   | 988    | 273     | 27.6   | 124   | 5        | 4.0     |
|      | 加古川市  | 50%        | H22  | 28.3      | 525       | 119     | 22.7   | 32  | 5       | 15.6   | 66    | 40      | 60.6   | 2,261  | 878     | 38.8   | 230   | 14       | 6.1     |
|      | 赤穂市   | 30%        | H21  | 18.8      | 466       | 88      | 18.9   | 24  | 3       | 12.5   | 15    | 5       | 33.3   | 913    | 441     | 48.3   | 143   | 26       | 18.2    |
|      | 西脇市   | 30%        | H23  | 20.5      | 229       | 34      | 14.8   | 18  | 1       | 5.6    | 25    | 14      | 56.0   | 652    | 362     | 55.5   | 91    | 9        | 9.9     |
|      | 宝塚市   | 40%        | H23  | 32.1      | 532       | 171     | 32.1   | 26  | 7       | 26.9   | 63    | 43      | 68.3   | 2,134  | 859     | 40.3   | 262   | 40       | 15.3    |
|      | 三木市   | 30%        | H22  | 27.6      | 490       | 135     | 27.6   | 20  | 3       | 15.0   | 26    | 17      | 65.4   | 983    | 427     | 43.4   | 122   | 22       | 18.0    |
|      | 高砂市   | 30%        | H22  | 15.8      | 278       | 44      | 15.8   | 24  | 4       | 16.7   | 19    | 5       | 26.3   | 1,159  | 503     | 43.4   | 200   | 48       | 24.0    |
|      | 川西市   | 40%        | H24  | 24.2      | 618       | 143     | 23.1   | 30  | 6       | 20.0   | 31    | 18      | 58.1   | 1,382  | 486     | 35.2   | 224   | 14       | 6.3     |
|      | 小野市   | 30%        | H23  | 29.2      | 304       | 91      | 29.9   | 18  | 0       | 0.0    | 29    | 20      | 69.0   | 547    | 229     | 41.9   | 124   | 26       | 21.0    |
|      | 三田市   | 30%        | H22  | 24.5      | 258       | 62      | 24.0   | 24  | 5       | 20.8   | 39    | 23      | 59.0   | 1,140  | 441     | 38.7   | 214   | 39       | 18.2    |
|      | 加西市   | 30%        | H23  | 14.6      | 206       | 30      | 14.6   | 18  | 2       | 11.1   | 48    | 31      | 64.6   | 718    | 345     | 48.1   | 112   | 20       | 17.9    |
|      | 篠山市   | 30%        | H23  | 21.0      | 375       | 63      | 16.8   | 20  | 4       | 20.0   | 6     | 1       | 16.7   | 480    | 146     | 30.4   | 78    | 10       | 12.8    |
|      | 養父市   | 30%        | H23  | 22.7      | 348       | 79      | 22.7   | 17  | 0       | 0.0    | 2     | 1       | 50.0   | 399    | 115     | 28.8   | 72    | 2        | 2.8     |
|      | 丹波市   | -          | -    | -         | 461       | 99      | 21.5   | 24  | 2       | 8.3    | 6     | 2       | 33.3   | 718    | 241     | 33.6   | 83    | 3        | 3.6     |
|      | 南あわじ市 | 33%        | H28  | 20.9      | 530       | 111     | 20.9   | 28  | 3       | 10.7   | 7     | 4       | 57.1   | 613    | 267     | 43.6   | 88    | 7        | 8.0     |
| 朝来市  | 30%   | H22        | 21.4 | 374       | 80        | 21.4    | 26     | 1   | 3.8     | 5      | 0     | 0.0     | 434    | 119    | 27.4    | 92     | 6     | 6.5      |         |
| 淡路市  | -     | -          | -    | 280       | 47        | 16.8    | 28     | 4   | 14.3    | 16     | 5     | 31.3    | 604    | 259    | 42.9    | 156    | 32    | 20.5     |         |
| 宍粟市  | -     | -          | -    | 279       | 51        | 18.3    | 25     | 2   | 8.0     | 22     | 16    | 72.7    | 766    | 326    | 42.6    | 97     | 5     | 5.2      |         |
| 加東市  | -     | -          | -    | 260       | 51        | 19.6    | 20     | 0   | 0.0     | 15     | 6     | 40.0    | 544    | 254    | 46.7    | 70     | 17    | 24.3     |         |
| たつの市 | 30%   | H23        | 17.1 | 463       | 77        | 16.6    | 28     | 0   | 0.0     | 17     | 10    | 58.8    | 917    | 334    | 36.4    | 175    | 15    | 8.6      |         |
| 阪神北  | 猪名川町  | -          | -    | -         | 304       | 81      | 26.6   | 16  | 2       | 12.5   | 6     | 3       | 50.0   | 260    | 71      | 27.3   | 52    | 6        | 11.5    |
| 東播磨  | 稲美町   | -          | -    | -         | 174       | 38      | 21.8   | 16  | 3       | 18.8   | 2     | 0       | 0.0    | 174    | 55      | 31.6   | 43    | 2        | 4.7     |
|      | 播磨町   | 40%        | H24  | 28.9      | 153       | 48      | 31.4   | 18  | 8       | 44.4   | 3     | 1       | 33.3   | 177    | 62      | 35.0   | 19    | 0        | 0.0     |
| 北播磨  | 多可町   | 40%        | H28  | 20.9      | 425       | 89      | 20.9   | 18  | 3       | 16.7   | 2     | 1       | 50.0   | 273    | 106     | 38.8   | 20    | 1        | 5.0     |
| 中播磨  | 神河町   | -          | -    | -         | 254       | 50      | 19.7   | 16  | 0       | 0.0    | 8     | 4       | 50.0   | 351    | 176     | 50.1   | 59    | 13       | 22.0    |
|      | 市川町   | -          | -    | -         | 183       | 21      | 11.5   | 14  | 0       | 0.0    | 3     | 3       | 100.0  | 143    | 73      | 51.0   | 20    | 2        | 10.0    |
|      | 福崎町   | -          | -    | -         | 204       | 27      | 13.2   | 16  | 1       | 6.3    | 3     | 1       | 33.3   | 102    | 38      | 37.3   | 13    | 0        | 0.0     |
| 西播磨  | 太子町   | -          | -    | -         | 166       | 29      | 17.5   | 16  | 3       | 18.8   | 6     | 2       | 33.3   | 196    | 81      | 41.3   | 25    | 1        | 4.0     |
|      | 上郡町   | -          | -    | -         | 247       | 37      | 15.0   | 12  | 0       | 0.0    | 3     | 0       | 0.0    | 167    | 57      | 34.1   | 38    | 4        | 10.5    |
|      | 佐用町   | -          | -    | -         | 259       | 32      | 12.4   | 21  | 3       | 14.3   | 4     | 1       | 25.0   | 373    | 113     | 30.3   | 23    | 0        | 0.0     |
| 但馬   | 香美町   | 40%        | H28  | 24.5      | 144       | 35      | 24.3   | 20  | 0       | 0.0    | 9     | 5       | 55.6   | 301    | 110     | 36.5   | 34    | 3        | 8.8     |
|      | 新温泉町  | 30%        | H21  | 18.4      | 355       | 56      | 15.8   | 19  | 1       | 5.3    | 3     | 1       | 33.3   | 319    | 143     | 44.8   | 43    | 10       | 23.3    |
| 合 計  | -     | -          | -    | 17,051    | 3,896     | 22.8    | 999    | 131 | 13.1    | 1,409  | 669   | 47.5    | 54,577 | 19,131 | 35.1    | 5,530  | 607   | 11.0     |         |
| 兵庫県  | 33.3% | H22        | 32.3 | 763       | 191       | 25.0    | 90     | 11  | 12.2    | 1003   | 321   | 32.0    | 33,843 | 9,216  | 27.2    | 955    | 42    | 4.4      |         |

備考：1 目標の対象となる審議会の範囲は市町により異なる。

2 対象となる審議会等は地方自治法（第202条の3）に基づき設置するものである。

地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

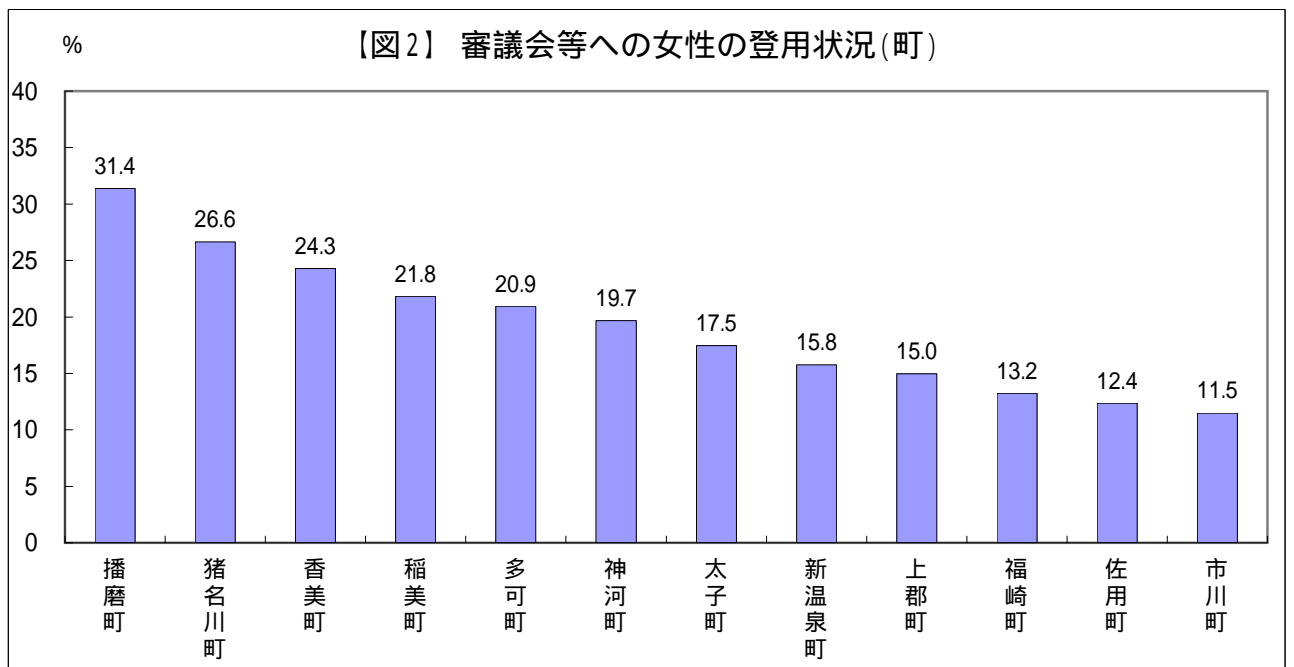
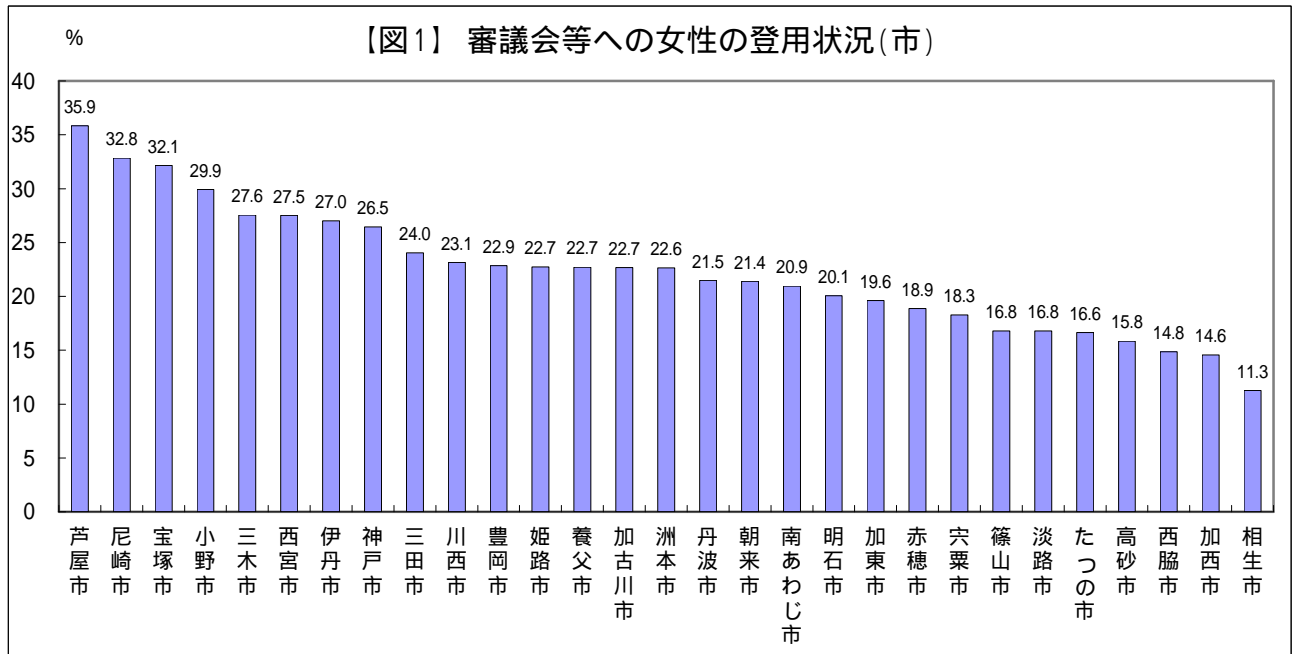
3 対象は正規職員である。

4 対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である。（ただし、公立学校の校長・教頭等は除く。）管理職は、本庁課長相当職以上としたが、市町により回答の基準が異なるため、管理職総数は大きく異なる。）

### 審議会等委員への女性の登用

県内各市町における審議会等への女性の登用状況について、単純平均でみると、市 23.6%、町 18.9% となっています（図1、2）。

このうち、29市町では、女性委員の登用率について数値目標を掲げ、登用推進に向け取り組んでいます。

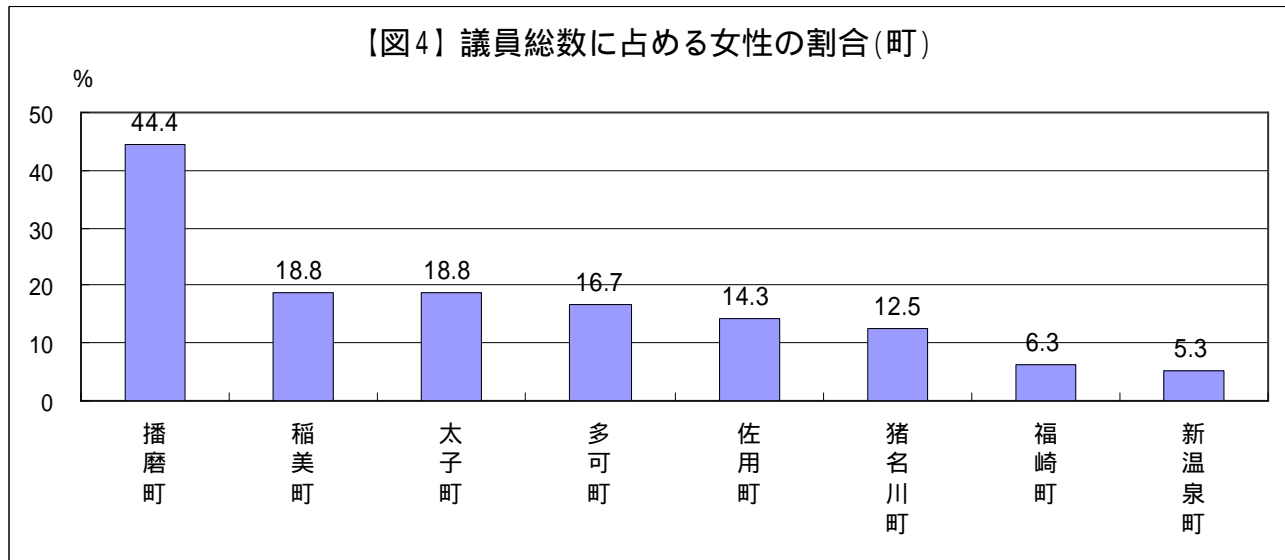
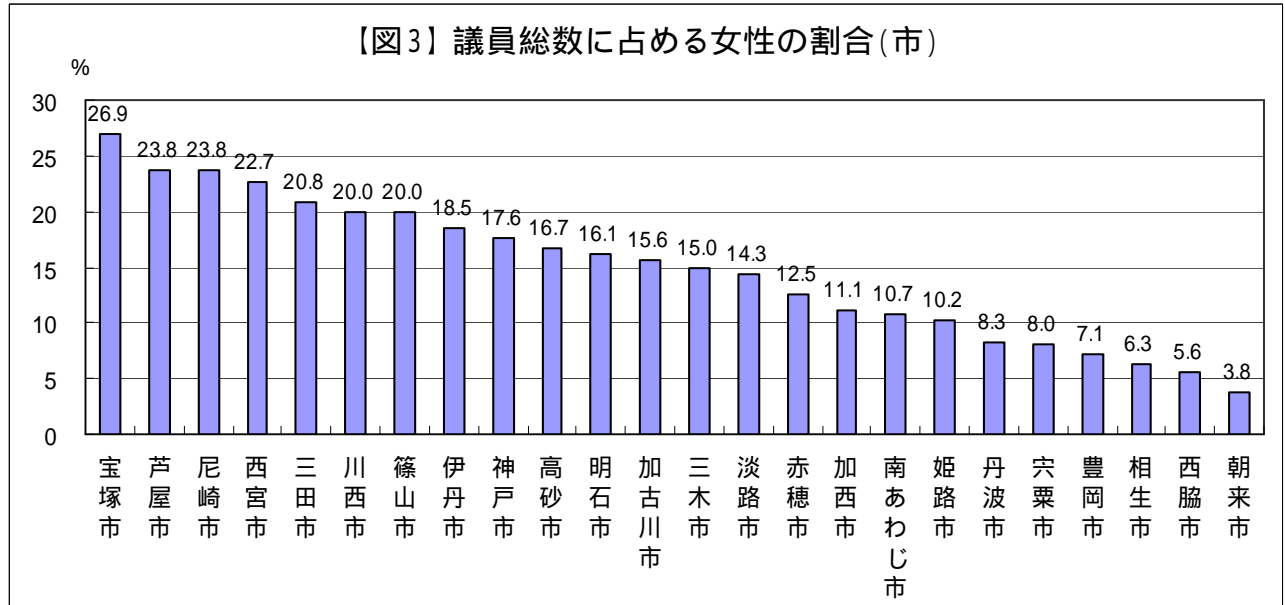


資料：兵庫県企画県民部調べ(平成21年)

対象は法令(法律、条例)設置の審議会等(平成21年4月1日現在)

## 地方議会への女性の参画

県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 13.4%、町 11.9%となっています。また、議員に占める女性割合が0%の自治体は5市4町です（図3、4）。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 21 年）

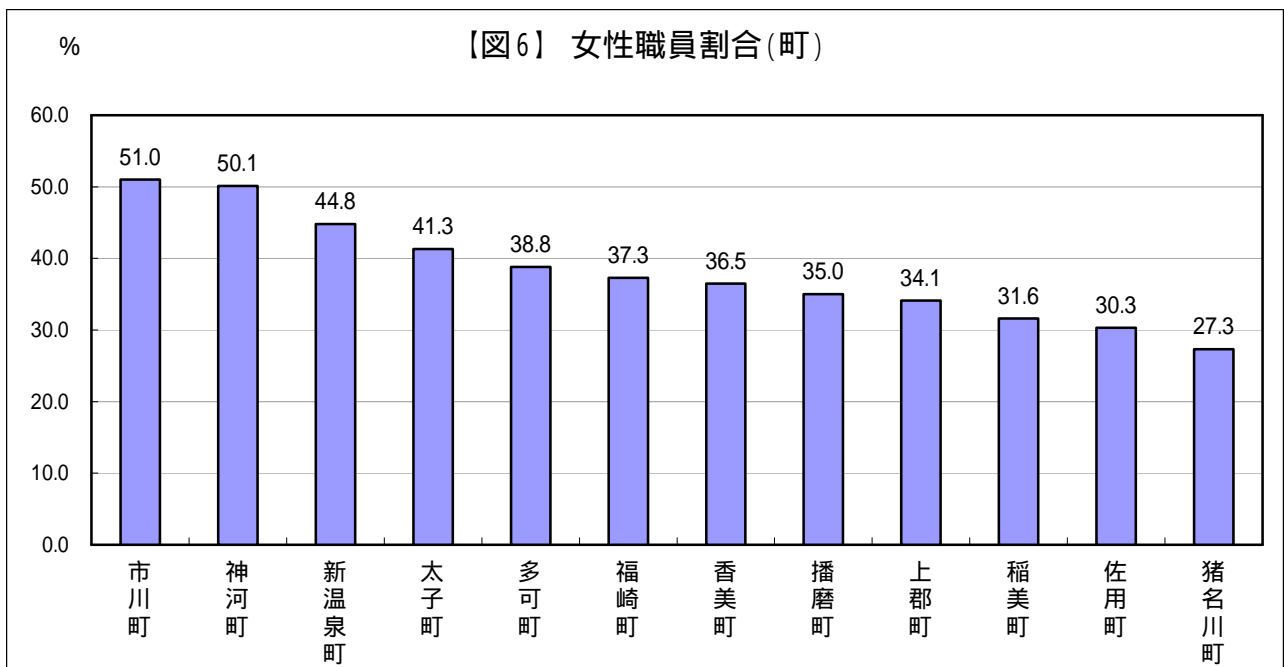
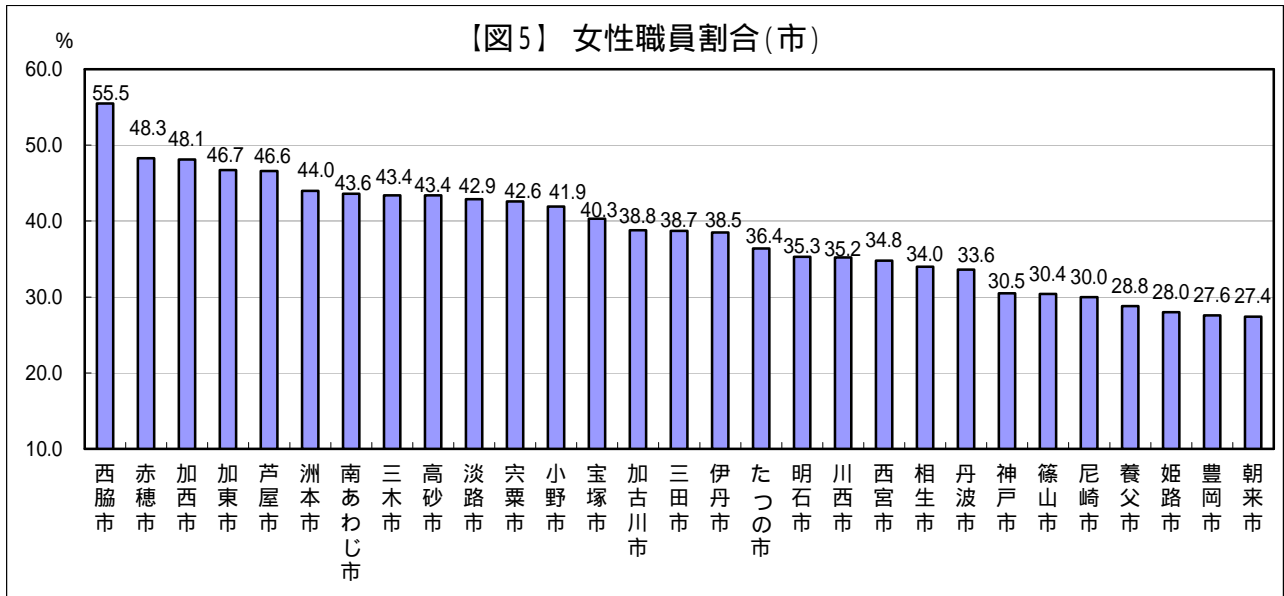
調査時点、平成 21 年 4 月 1 日現在

議員に占める女性の割合が 0%なのは、洲本市、小野市、養父市、加東市、たつの市、神河町、市川町、上郡町、香美町である。

### 職員に占める女性の割合

県内各市町の職員に占める女性の割合をみると、単純平均で市 34.9%、町 38.3%となっています（図5、6）。

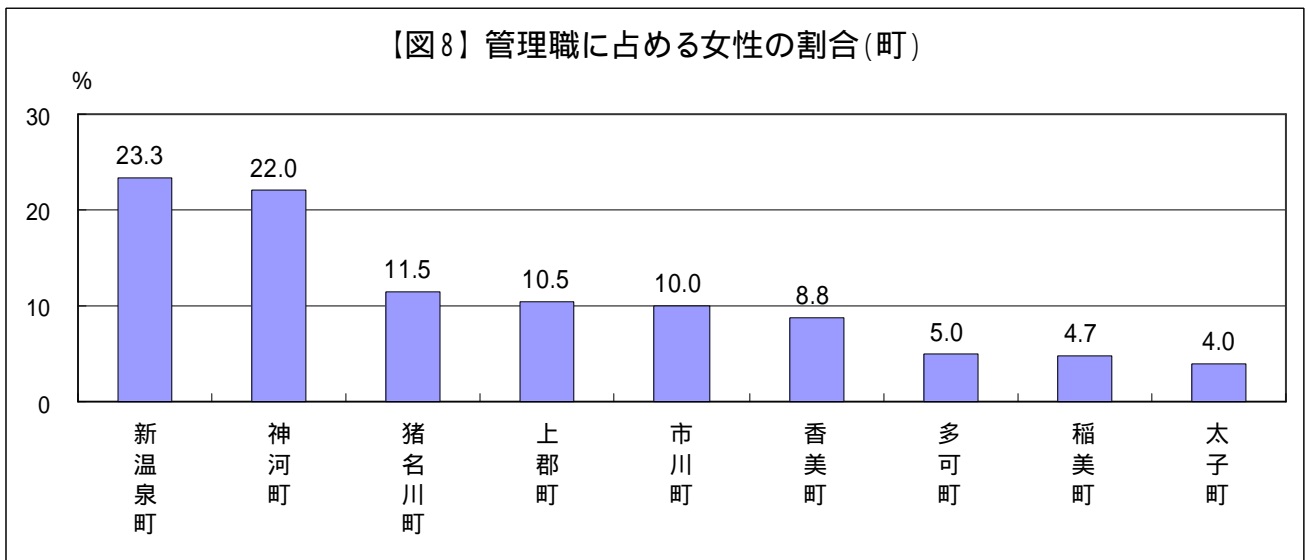
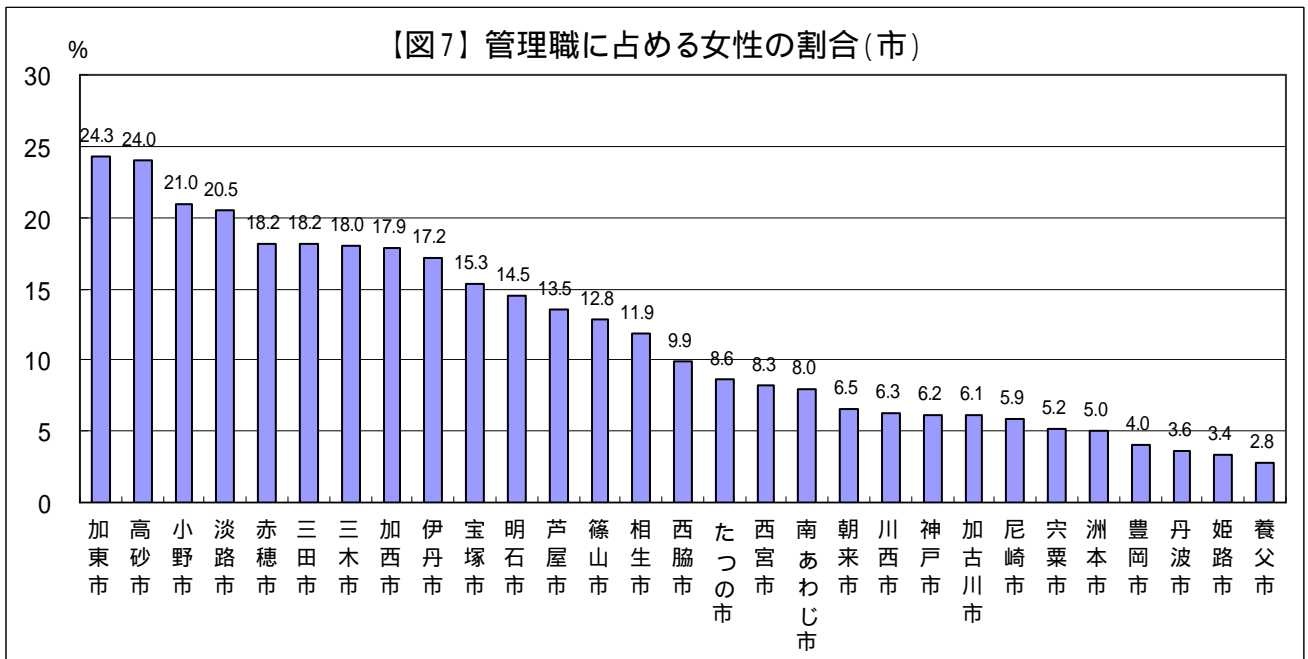
また、管理職（本庁課長職相当以上）に占める女性の割合をみると、単純平均で市 11.0%、町 10.8%で、管理職に占める女性割合が0%の自治体は3町あります（図7、8）。



資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 21 年）

調査時点、平成 21 年 4 月 1 日現在





資料：兵庫県企画県民部調べ（平成 21 年）

調査時点、平成 21 年 4 月 1 日現在

管理職に占める女性の割合が 0 %なのは、播磨町、福崎町、佐用町である。

3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

| 市町名  | 名称(愛称)・所在地   | 連絡先   | 開館日                                       |
|------|--|---|---|
| 神戸市  | 神戸市男女共同参画センター<br>(あすてっぷKOBÉ)<br>〒650-0016<br>神戸市中央区橋通3丁目4-3        | TEL 078-361-6977<br>FAX 078-361-6477<br><a href="http://www.city.kobe.lg.jp/life/communty/cooperation/asuteppu/index.html">http://www.city.kobe.lg.jp/life/communty/cooperation/asuteppu/index.html</a> | 火曜～土曜 9時～21時<br>日曜・祝日 9時～17時              |
| 姫路市  | 姫路市男女共同参画推進センター<br>(あいめっせ)<br>〒670-0012<br>姫路市本町68-290 イーグレひめじ3階   | TEL 079-287-0803<br>FAX 079-287-0805<br><a href="http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/">http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/</a>   | 9時～21時<br>年末年始(12/28～1/4)、臨時休館日を除く        |
| 尼崎市  | 尼崎市立女性・勤労婦人センター<br>(尼崎市女性センター・トレピエ)<br>〒661-0033<br>尼崎市南武庫之荘3-36-1 | TEL 06-6436-6331<br>FAX 06-6436-5757<br><a href="http://www.amagasaki-trepied.com/">http://www.amagasaki-trepied.com/</a>   | 月曜～土曜 9時～21時<br>祝日、年末年始を除く                |
| 明石市  | あかし男女共同参画センター<br>〒673-0886<br>明石市東仲ノ町6-1<br>アスピア明石北館7階             | TEL 078-918-5611<br>FAX 078-918-5617<br><a href="http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjyo/index.html">http://www.city.akashi.hyogo.jp/community/danjyo_ka/danjyo/index.html</a>       | 火曜～日曜 9時～22時                              |
| 西宮市  | 西宮市男女共同参画センター<br>(ウェーブ)<br>〒663-8204<br>西宮市高松町4-8<br>プレラにしのみや4階    | TEL 0798-64-9495<br>FAX 0798-64-9496<br><a href="http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/">http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/</a>   | 9時～22時<br>年末年始<br>(12/29～1/3)を除く          |
| 芦屋市  | 芦屋市男女共同参画センター<br>(ウィザスあしや)<br>〒659-0092<br>芦屋市大原町2-6 ラ・モール芦屋2階     | TEL 0797-38-2023<br>FAX 0797-38-2175<br><a href="http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women/">http://www.city.ashiya.hyogo.jp/women/</a>   | 平日・第1土曜<br>9時～17時30分<br>祝日、年末年始を除く        |
| 伊丹市  | 伊丹市女性交流サロン<br>〒664-0855<br>伊丹市御願塚6丁目1-1<br>伊丹市立女性・児童センター内          | TEL 072-772-7248<br>FAX 072-772-7248<br><a href="http://www.itami-danjo.jp/">http://www.itami-danjo.jp/</a>   | 9時～17時15分<br>火曜、祝日、年末年始を除く                |
| 相生市  | 相生市男女共同参画センター<br>〒678-0031<br>相生市旭1丁目19-33<br>相生市民会館内              | TEL 0791-23-7130<br>FAX 0791-23-7137<br><a href="http://www.city.aioi.hyogo.jp">http://www.city.aioi.hyogo.jp</a>   | 9時～17時15分<br>土日・祝日、年末年始を除く                |
| 加古川市 | 加古川市男女共同参画センター<br>〒675-0066<br>加古川市加古川町寺家町45<br>加古川産業会館JAビル3階      | TEL 079-424-7172<br>FAX 079-454-4190<br><a href="http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/">http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/</a>   | 月曜～金曜 9時～18時<br>祝日、年末年始<br>(12/29～1/3)を除く |

| 市町名 | 名称(愛称)・所在地  | 連絡先   | 開館日   |
|-----|---|---|---|
| 赤穂市 | 赤穂市女性交流センター<br>〒678-0233<br>赤穂市加里屋中洲 3-55<br>赤穂市民会館 3階            | TEL 0791-43-7800  | 火曜～日曜 9時～17時<br>年末年始<br>(12/29～1/3)を除く        |
| 宝塚市 | 宝塚市立男女共同参画センター<br>(エル)<br>〒665-0845<br>宝塚市栄町 2-1-2 「ソリオ2」4階       | TEL 0797-86-4006<br>FAX 0797-83-2424<br><a href="http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/sankaku/">http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/sankaku/</a>                               | 月曜～土曜 9時～21時<br>日曜・祝日 9時～17時<br>第2日曜、年末年始を除く  |
| 三木市 | 三木市男女共同参画センター<br>(こらぼーよ)<br>〒673-0433<br>三木市福井 1933-12 教育センター 3階  | TEL 0794-89-2331<br>FAX 0794-89-2331<br><a href="http://www.city.miki.lg.jp/">http://www.city.miki.lg.jp/</a>   | 月曜～金曜 9時～17時                                  |
| 高砂市 | 高砂市男女共同参画センター<br>〒676-8501<br>高砂市荒井町千鳥 1-1-1                      | TEL 079-443-9133<br>FAX 079-442-6082<br><a href="http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,411,html">http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/6,0,84,411,html</a> | 月曜～金曜<br>8時30分～17時15分<br>土日祝日、年末年始を除く         |
| 川西市 | 川西市男女共同参画センター<br>(パレットかわにし)<br>〒666-0015<br>川西市小花 1-8-1           | TEL 072-759-1856<br>FAX 072-759-1891<br><a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/</a>   | 平日 9時～22時<br>第4日曜、年末年始<br>(12/29～1/3)を除く      |
| 小野市 | 小野市男女共同参画センター<br>〒675-1366<br>小野市中島町72<br>小野市うるおい交流館 エクラ内         | TEL 0794-62-6765<br>FAX 0794-62-2400<br><a href="http://www.ksks-arche.jp/danjo/">http://www.ksks-arche.jp/danjo/</a>   | 9時～22時<br>第4火曜、年末年始<br>(12/31～1/3)を除く         |
| 三田市 | 三田市まちづくり協働センター<br>〒669-1528<br>三田市駅前町2番1号<br>三田駅前一番館キッピーモール6階     | TEL 079-563-8000<br>FAX 079-563-8001<br><a href="http://www.city.sanda.lg.jp">http://www.city.sanda.lg.jp</a>   | 10時～22時<br>年末年始<br>(12/29～1/3)を除く             |
| 加西市 | 加西市男女共同参画センター<br>〒675-2312<br>加西市北条町北条 28-1<br>アステアかさい3階          | TEL 0790-42-0105<br>FAX 0790-42-0133<br><a href="http://www.nehime-net.jp/sankaku/">http://www.nehime-net.jp/sankaku/</a>   | 9時～22時<br>月曜、年末年始<br>(12/28～1/4)を除く           |
| 篠山市 | 篠山市男女共同参画センター<br>(フィフティ)<br>〒669-2397<br>篠山市北新町 41<br>市役所第2庁舎3階   | TEL 079-552-6926<br>FAX 079-552-5764<br><a href="http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html">http://www.city.sasayama.hyogo.jp/danjo/index.html</a>                   | 月曜～金曜<br>8時30分～17時15分<br>祝日、年末年始を除く           |
| 養父市 | 養父市男女共同参画センター<br>〒667-0021<br>養父市八鹿町八鹿 1219 番地 5<br>ショッピングタウンペア2階 | TEL 079-662-7765<br>FAX 079-662-7765<br><a href="http://www.city.yabu.hyogo.jp/">http://www.city.yabu.hyogo.jp/</a>   | 月曜～金曜<br>10時～17時<br>祝日、年末年始<br>(12/29～1/3)を除く |

# 参 考 資 料

男女共同参画社会基本法施行10年を迎えて

- ・男女共同参画の推進に関する年表

男女共同参画社会づくり条例、規則

( 条例に基づく取組 )

- ・男女共同参画社会づくり協定制度の概要
- ・男女共同参画推進員制度の概要
- ・男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画推進体制 ( 推進本部、相談機関一覧 )

## 男女共同参画社会基本法施行 10 年を迎えて

平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されてから、この 10 年間で、社会経済情勢の変化に伴い、男女共同参画をめぐる状況も多様に変化してきました。

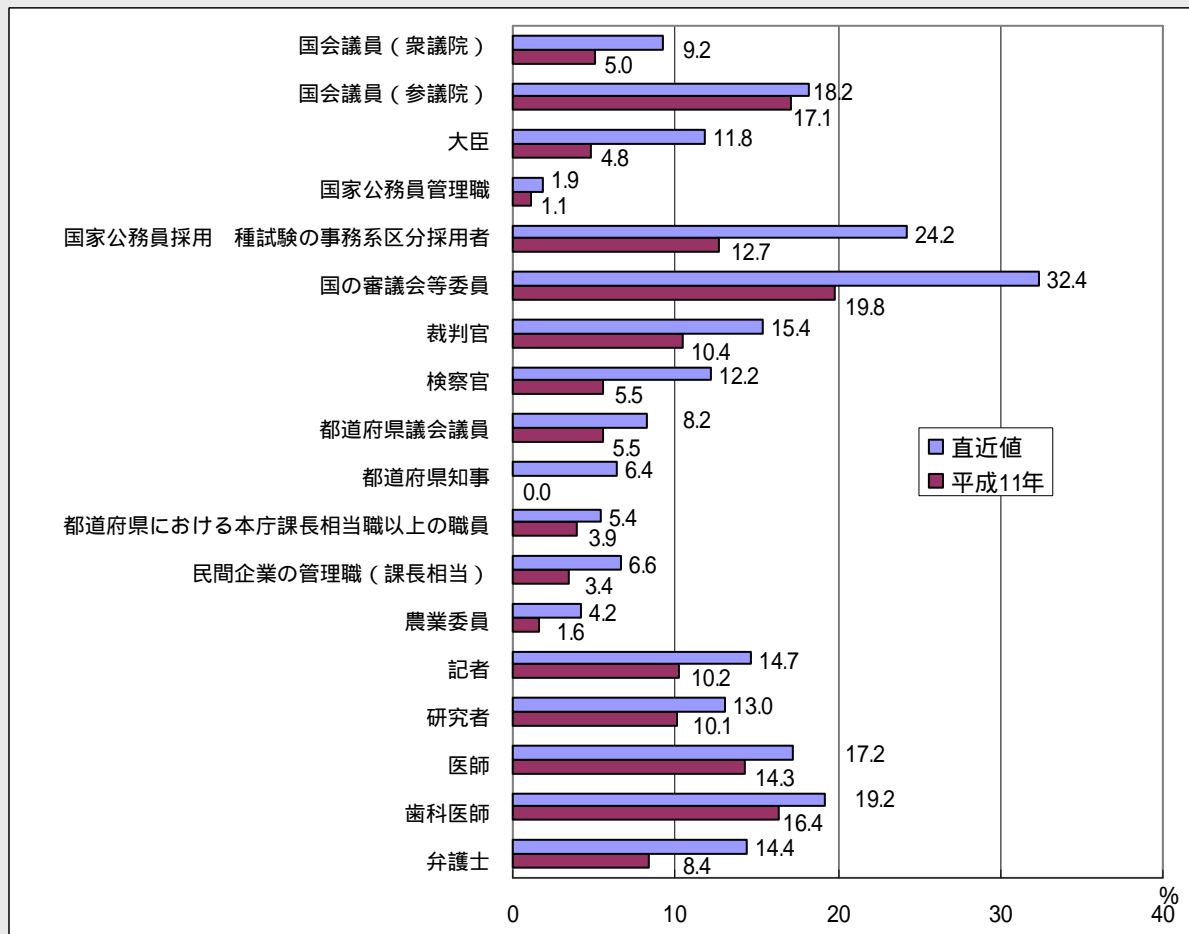
兵庫県では、同法第 14 条の規定に基づき平成 13 年 3 月に「ひょうご男女共同参画プラン 21」（計画期間：13 年度～22 年度）を策定するとともに、平成 14 年 4 月に「男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。平成 18 年度からは、プラン 21 後期実施計画として施策の実効性を高めるため 19 項目について数値目標を掲げ、男女共同参画社会づくりを総合的に推進しています。

男女が共にあらゆる活動に参加できる環境づくりを行うため、様々な分野において取組が進められる一方で、依然として働く場や家庭生活・地域生活といった生活の場で、意思決定過程への女性の参画が十分に進んでいない状況があり、男女共同参画の第 2 ステージとなる次の 10 年に向け、さらにその取組を加速させていく必要性が高まっています。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

### 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（10 年前との比較）(全国)

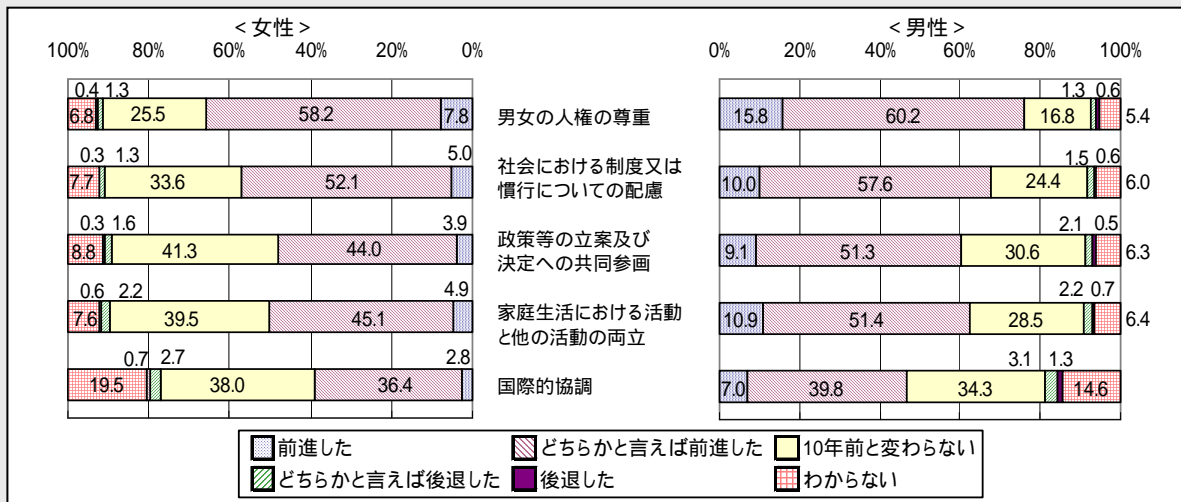
各分野で指導的地位にある女性の割合は 10 年前と比較すると緩やかにではありますが、それぞれ上昇しています。国では、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との目標をかかげています。



備考：「2020 年 30%」の目標のフォローアップのための指標より。直近値は原則平成 20 年、国会議員・大臣・都道府県知事は 21 年 5 月、国家公務員管理職は 19 年 1 月、医師及び歯科医師は 18 年 12 月、農業委員は 18 年 10 月のデータを使用。平成 11 年の医師及び歯科医師については 12 年 12 月のデータを使用。

男女共同参画社会基本法の理念の実現状況についての評価（10年前との比較・性別）（全国）

内閣府の「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成 21 年）によると、男女共同参画社会の実現状況については、10 年前より前進したという人が男女とも多いものの、女性の方がその割合は少なく、男性ほど進んでいると捉えていないという男女間の認識の差異があることが分かります。



備考：内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成 21 年）より作成

HDI 及び GEM における日本の順位の推移

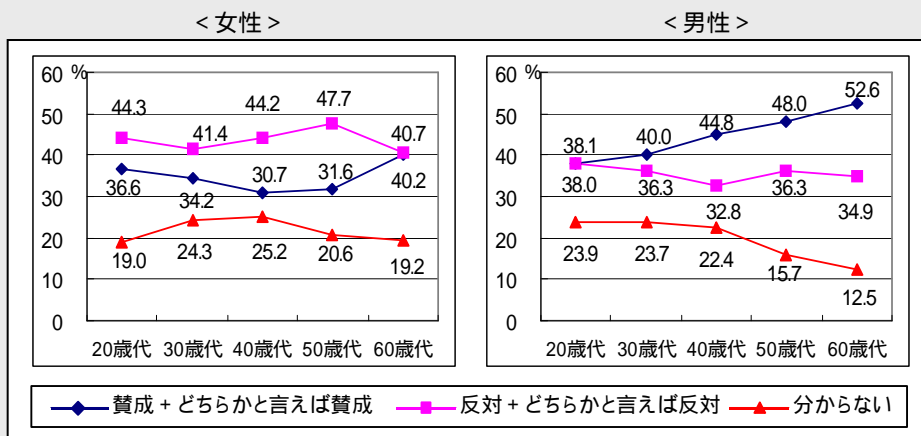
「長寿」「教育」「所得」の充足度を示す人間開発指数(HDI)は、国際的にみて高順位にありますが、政治及び経済活動への女性の参画を示すジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は、緩やかに上昇傾向にあるものの、順位は他国と比べて低く下降傾向にあります。（日本順位/測定可能国数）

| 報告書発行年 | 2001    | 2002    | 2003    | 2004    | 2005     | 2006    | 2007    | 2008     |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|
| HDI    | 9 / 62  | 9 / 173 | 9 / 175 | 9 / 177 | 11 / 177 | 7 / 177 | 8 / 177 | 8 / 179  |
| (値)    | (0.928) | (0.933) | 0.932   | (0.938) | (0.943)  | (0.949) | (0.953) | (0.956)  |
| GEM    | 31 / 64 | 32 / 66 | 44 / 70 | 38 / 78 | 43 / 80  | 42 / 75 | 54 / 93 | 58 / 108 |
| (値)    | (0.520) | (0.527) | (0.515) | (0.531) | (0.534)  | (0.557) | (0.557) | (0.575)  |

備考：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」より作成

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（性別・年代別）（全国）

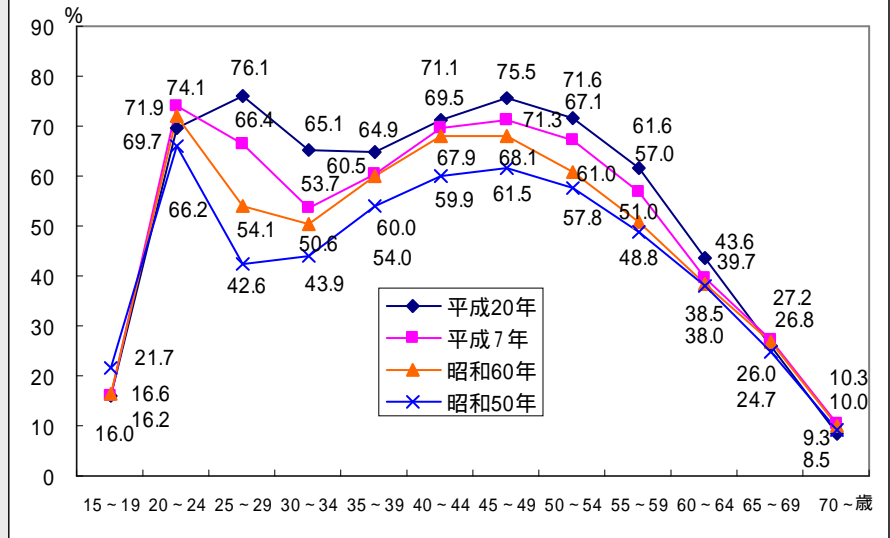
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方には、この 10 年間で「反対」「どちらかと言えば反対」とする人の割合が増加傾向にありますが、内閣府の「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成 21 年）によると、男性ではまだ「賛成」「どちらかと言えば賛成」と回答する人が多く、若い世代になると賛成、反対が拮抗している状況にあります。



備考：内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成 21 年）より作成

### 女性の年齢階級別労働力率の推移（全国）

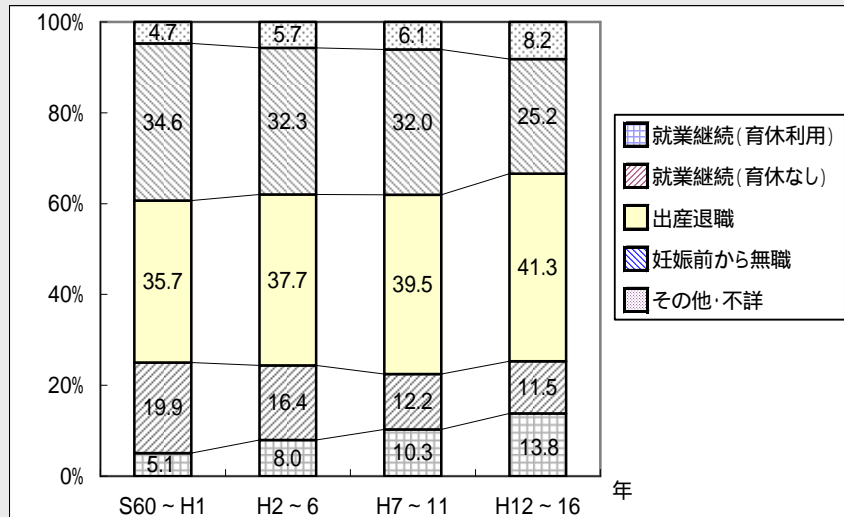
女性の労働力率は、結婚や出産、子育て期の就業中断で依然として「M字カーブ」を描いていますが、以前よりカーブが浅くなり、M字部分の底となる年齢階級は 30 年前の 20 歳代後半から 30 歳代後半へ変化しています。これは晩婚化で出産、子育てにかかわる年齢が高年齢化したこと、未婚有業者が増えたことが要因と考えられます。



備考：総務省「労働力調査」より作成。労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

### 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）

育児休業を取得している女性の割合は増加しているものの、出産退職している者の割合は減少しておらず、結婚・出産した女性が継続就業できる環境が整ってきているとは言えない状況にあります。

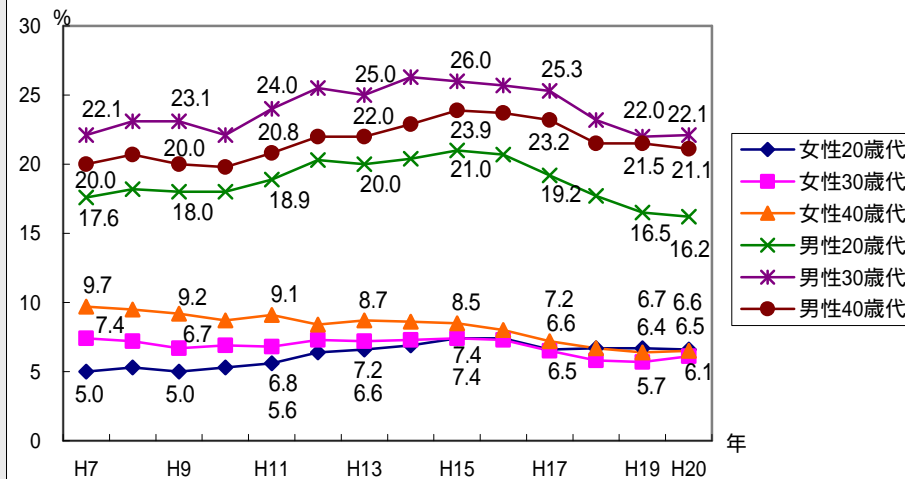


備考：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成  
〔1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計〕

出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用） - 第1子妊娠前就業～育児休業取得～第1子1歳時就業  
 就業継続（育休なし） - 第1子妊娠前就業～育児休業取得なし～第1子1歳時就業  
 出産退職 - 第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職  
 妊娠前から無職 - 第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職

### フルタイム労働者に占める週60時間以上働く者の割合の推移（性別・年代別）（全国）

週60時間以上働く30歳代、40歳の男性の割合は、10年前とほとんど変わらず、男性の長時間労働が、妻に家事分担が偏る一因となっています。



備考：総務省「労働力調査」より作成。フルタイム労働者とは週間就業時間が35時間以上の就業者（全産業、休業者を除く。）

男女共同参画の推進に関する年表

| 年           | 国際連合   | 日本  | 兵庫県  |
|-------------|--|---|--|
| 1945 年(S20) | * 国際連合誕生(10 月)                                       | * 婦人参政権確立   |  |
| 1975 年(S50) | * 「国連国際婦人年」<br>* 「国際婦人年世界会議」<br>(メキシコシティ)            | * 内閣総理大臣を本部長とする<br>「婦人問題企画推進本部」設置<br>* 総理府婦人問題担当室業務<br>開始                     |  |
| 1977 年(S52) |  | * 「国内行動計画」策定  | * 婦人対策室設置  |
| 1978 年(S53) |  |   | * 兵庫県婦人行動計画綱領制定  |
| 1979 年(S54) | * 「女子に対するあらゆる<br>形態の差別撤廃に関する<br>条約」(女子差別撤廃条約)<br>を採択 |   | * 婦人家庭室に名称変更   |
| 1980 年(S55) | * 「国連婦人の十年」中間年<br>世界会議開催(コペンハー<br>ゲン)                |   |  |
| 1981 年(S56) |  |   | * 婦人室に名称変更   |
| 1984 年(S59) |  |   | * 婦人・生活課設置   |
| 1985 年(S60) | * 「国連婦人の十年」最終年<br>世界会議開催(ナイロビ)                       | * 「国籍法」改正<br>* 「男女雇用機会均等法」成立<br>(昭和 61 年施行)<br>* 「女子差別撤廃条約」批准                 | * 「ひょうごの婦人しあわせプラ<br>ン」策定                                       |
| 1987 年(S62) |  | * 「西暦 2000 年に向けての新国<br>内行動計画」を策定  |  |
| 1990 年(H2)  |  |   | * 「新ひょうごの女性しあわせプラ<br>ン」策定                                      |
| 1991 年(H3)  |  | * 「育児休業法」公布<br>(平成 4 年施行)   | * 婦人・生活課を女性・生活課に<br>名称変更し、女性政策室を設置                             |
| 1992 年(H4)  |  |   | * 県立女性センター開設   |
| 1994 年(H6)  | * 国際家族年  | * 男女共同参画室設置   |  |
| 1995 年(H7)  | * 第 4 回世界女性会議<br>の開催(北京)                             | * 「育児休業法」改正<br>(介護休業制度の法制化)   |  |
| 1996 年(H8)  |  | * 男女共同参画審議会から<br>「男女共同参画ビジョン」答申<br>* 「男女共同参画 2000 年プラン」<br>策定                 | * 「新ひょうごの女性しあわせプラ<br>ン後期実施計画」策定<br>* 女性政策室を男女共生推進室<br>に改組      |
| 1997 年(H9)  |  | * 男女共同参画審議会設置<br>* 「男女雇用機会均等法」改正<br>* 「介護保険法」公布                               |  |
| 1999 年(H11) |  | * 「男女共同参画社会基本法」公<br>布、施行  |  |
| 2000 年(H12) | * 国連特別総会「女性 2000<br>年会議」開催(ニューヨーク)                   | * 「介護保険法」施行<br>* 「男女共同参画基本計画」策定   | * 男女共生推進室を男女共同参<br>画推進室に名称変更                                   |
| 2001 年(H13) |  | * 男女共同参画会議設置<br>* 男女共同参画局設置<br>* 「配偶者からの暴力の防止及<br>び被害者の保護に関する法<br>律」(DV防止法)施行 | * 兵庫県男女共同参画計画<br>- ひょうご男女共同参画プラン<br>21 - 策定                    |
| 2002 年(H14) |  |   | * 「男女共同参画社会づくり条<br>例」制定、施行<br>* 県立女性センターを県立男女<br>共同参画センターに名称変更 |



| 年          | 国際連合  | 日本   | 兵庫県   |
|------------|---|--|---|
| 2002年(H14) |   |  | * 男女共同参画推進室を課長(男女共同参画・ボランティア担当)に改組  |
| 2003年(H15) |   | * 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」<br>* 「次世代育成支援対策推進法」施行                                   | * 課長(男女共同参画・ボランティア担当)を男女共同参画課に名称変更<br>* 男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 策定   |
| 2004年(H16) |   | * 「少子化社会対策大綱」策定<br>* 「改正児童虐待防止法」施行<br>* 「改正DV防止法」施行<br>* 「改正児童福祉法」施行<br>* 「子ども・子育て応援プラン」決定 | * 男女共同参画課を男女家庭課に名称変更  |
| 2005年(H17) | * 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催(ニューヨーク)                     | * 男女共同参画推進本部決定「女性の再チャレンジ支援検討会議の設置について」<br>* 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定<br>* 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定  |   |
| 2006年(H18) | * 第34回女性差別撤廃委員会開催(ニューヨーク)<br>* 第50回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) | * 「男女雇用機会均等法」改正<br>* 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定  | * 「ひょうご子ども未来プラン」策定<br>* 兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 後期実施計画策定<br>* 第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - 新ひょうごアクション8 - 策定<br>* 「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定<br>* 県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 |
| 2007年(H19) |   | * 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定   |   |
| 2008年(H20) |   | * 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法」施行<br>* 「女性の参画加速プログラム」策定<br>* 「次世代育成支援対策推進法」改正          | * 男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組  |
| 2009年(H21) |   |  | * 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 策定<br>* 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定<br>* ひょうご仕事と生活センター開設<br>* 男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更   |

## 男女共同参画社会づくり条例（兵庫県条例第11号）（平成14年3月27日公布）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条 - 第8条）

#### 第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策（第9条 - 第22条）

#### 第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備（第23条 - 第25条）

#### 第4章 雑則（第26条）

#### 附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

兵庫県では、男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会や男女共同参画社会基本法の制定等国内の動向を踏まえて、様々な取組を進めてきたところであるが、あらゆる形態の暴力等の人権侵害、人為につくられた性別観や性別による固定的な役割分担を前提とした制度や慣行が依然として存在している。

こうした中で、少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人一人が真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが強く求められている。

阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。

この貴重な教訓を生かし、すべての県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかななければならない。

このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

#### （基本理念）

第2条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、県民一人一人が互いの人権を尊重しつつ、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、自発的かつ自律的に男女共同参画社会の形成のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して当該活動に取り組むことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成の促進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(団体の責務)

第6条 県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動を行う団体(以下「団体」という。)は、その活動が男女共同参画社会の形成と密接な関係にあることを自覚し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力しなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会づくりに関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(県民等の理解を深めるための措置)

第11条 県は、男女共同参画社会の形成に関する県民、事業者及び団体の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の場における取組)

第12条 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、雇用の場において、次の各号に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 職業生活における活動と家庭生活における活動との両立に向けた環境整備

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止

(3) 事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保

2 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に必要なと認めるときは、事業者に対し、前項各号に掲げる取組の状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した状況を取りまとめ、公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者との協定)

第13条 知事は、事業者が事業活動において男女共同参画社会の形成を促進するために行う自主的な取組を促進するため、前条第1項各号に掲げる事項について、事業者と協定を締結することができる。

(個人で営む事業における男女の共同参画の推進)

第14条 県は、個人で営む事業において、家族従事者が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の推進)

第15条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができる環境整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画社会の形成に関する教育の推進)

第16条 県は、学校教育及び社会教育における男女共同参画社会の形成に関する教育を推進するものとする。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第17条 県は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、構成員の数について、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市町等に対する支援)

第19条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関して市町が実施する施策及び県民、事業者又は団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の適切な策定及び実施に資するため、県民、事業者、団体又は市町の意見を県の施策に反映させるよう必要な施策を講ずるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 男女共同参画社会づくりのための基盤の整備

(推進体制の整備)

第23条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第 24 条 県民が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動並びに当該活動を行う者相互の協力及び連携を支援するため、県に、男女共同参画推進員を置く。

(県民からの申出の処理)

第 25 条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。

2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。

3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。

4 申出処理委員は、第 2 項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。

#### 第 4 章 雑則

第 26 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

|           |  |
|-----------|--|
| 男女共同参画審議会 | 男女共同参画社会づくり条例(平成 14 年兵庫県条例第 11 号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務 |
|-----------|--|

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 53 号及び第 54 号を次のように改める。

(53) 男女共同参画審議会

(54) 削除

別表第 1 青少年愛護審議会の項の次に次のように加える。

|           |       |     |          |
|-----------|-------|-----|----------|
| 男女共同参画審議会 | 会 長   | 日 額 | 15,500 円 |
|           | 副 会 長 | 日 額 | 13,000 円 |
|           | 委 員   | 日 額 | 12,500 円 |

別表第 2 青少年愛護審議会の委員の項の次に次のように加える。

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 男女共同参画審議会の委員 | 職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額 |
|--------------|-----------------------|

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 追加(平成 20 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(報酬の額の特例)

7 当分の間、別表第 1 の規定にかかわらず、月額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 10(監査委員(議会の議員の中から選任された委員に限る。)の報酬の額にあつては、100 分の 25)を乗じて得た額を減じて得た額とし、日額で支給する委員会の委員等の報酬の額は、同表に規定する額から、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額を減じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

男女共同参画社会づくり条例施行規則（兵庫県規則第 80 号）（平成 14 年 9 月 30 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年兵庫県条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（申出の方法）

第 2 条 条例第 25 条第 2 項の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。ただし、申出処理委員が申出書を提出できない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となる事項

2 前項ただし書の規定による申出があつたときは、申出処理委員は、当該申出に係る同項各号に掲げる事項を聴取し、これを書面に記録するものとする。

（人権を侵害された旨の申出に係る申出期間）

第 3 条 条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出は、当該申出に係る人権の侵害があつた日から起算して 1 年以内に行わなければならない。ただし、申出処理委員が 1 年を経過したことについて正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（調査）

第 4 条 申出処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を当該申出を行った者（以下「申出者」という。）及び当該申出に係る関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該申出が条例第 25 条第 4 項の人権を侵害された旨の申出である場合であつて、相当な理由があると認めるときは、当該関係者に対し、通知しないことができる。

2 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の規定により、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求め、又は同条第 4 項の規定により、資料の提出及び説明を求めるときは、書面によるものとする。

3 申出処理委員は、調査を終了したときは、その結果を当該申出に係る申出者及び関係者に対し、書面により通知するものとする。

（調査をしない場合）

第 5 条 申出処理委員は、申出が次の各号のいずれかに該当する事項に係るものである場合は、当該申出について調査をしないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁判又は決定により確定した事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定による紛争の解決の援助又は同法第 14 条第 1 項の規定による調停の対象となる事案に関する事項
- (4) 条例又はこの規則の規定に基づく申出処理委員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申出処理委員が調査をすることが適当でないことと認める事項

2 申出処理委員は、前項の場合においては、申出について調査をしない旨及びその理由を、当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（助言、指導、勧告その他の行為等）

第 6 条 条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為及び条例第 25 条第 4 項の助言、是正の要望その他の行為は、書面により行うものとする。

2 申出処理委員は、前項の行為を行ったときは、その内容を当該申出に係る申出者に対し、書面により通知するものとする。

（措置状況の報告）

第 7 条 申出処理委員は、条例第 25 条第 3 項の助言、指導、勧告その他の行為を行った場合において、必要

があると認めるときは、当該関係者に対し、講じた措置の状況について、相当の期限を設けて報告を求めることができる。

(申出の処理状況の報告等)

第8条 申出処理委員は、毎年、申出の処理状況に関する報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 申出処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

(表面)

|  |   |
|--|---|
| <p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="text-align: left; padding-left: 20px;"> <p>氏名</p> <p>任期</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">上記の者は、男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)第25条第1項の規定に基づく申出処理委員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日交付</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>兵庫県知事</span> <span>印</span> </div> | <p>↑</p> <p>5.5</p> <p>センチメートル</p> <p>↓</p> |
| <p>← 9センチメートル →</p>  |   |

(裏面)

|   |
|---|
| <p style="text-align: center;">男女共同参画社会づくり条例(抜粋)</p> <p>(県民からの申出の処理)</p> <p>第25条 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての改善の提案の申出及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害についての県民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、県に、申出処理委員を置く。</p> <p>2 県民は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策若しくは男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について改善の提案がある場合又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、申出処理委員に申し出ることができる。</p> <p>3 申出処理委員は、前項の規定により県が実施する施策についての改善の提案の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、説明を求め、県が保存する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、指導、勧告その他の行為を行うものとする。</p> <p>4 申出処理委員は、第2項の規定により人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望その他の行為を行うものとする。</p> |
|---|

## 男女共同参画社会づくり協定制度の概要

兵庫県では、事業者の事業活動における男女共同参画社会づくりに向けた自主的な取組を促進するため、県と事業者が協定を締結する制度を定めています。

「仕事と家庭、地域活動の両立に向けた職場環境づくり」「女性の活躍支援」「セクシュアル・ハラスメントの防止」など、男女共同参画社会づくりに向けた職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が協定締結事業所の取組内容をPRするとともに、必要な情報提供等を通じて、それぞれの取組を支援するものです。

平成21年7月末日現在、396社2団体と県が協定を締結しています。

### 協定締結事業所一覧（396社2団体）

| 締結年月日 |                        | 事業所名  |
|-------|------------------------|---|
| 14年度  | 【H15.1.29 締結】<br>15社   | (株)アシックス、川崎重工業(株)、(株)神戸風月堂、(株)コベルコ科研、生活協同組合コープこうべ、第一コンピューターサービス(株)営業本部、(株)大丸神戸店、(株)ノーリツ、(株)フェリシモ、(株)ポレ・ポレ、モロゾフ(株)、(株)夢工房、(株)ラジオ関西、(株)ロック・フィールド、(株)ワールド  |
| 15年度  | 【H15.7.5 締結】<br>7社     | 伊藤ハム(株)、(株)ウーマンライフ新聞社神戸支局、(株)神戸新聞社、日本放送協会神戸放送局、日本山村硝子(株)、兵庫トヨタ自動車(株)、宮内法律事務所  |
|       | 【H15.11.26 締結】<br>8社   | エム・シーシー食品(株)、千鳥屋宗家(株)、関西電力(株)神戸支店、日本生命保険相互会社(北大阪支社、神戸支社、明石支社、阪神支社、姫路支社)   |
| 16年度  | 【H16.7.3 締結】<br>14社1団体 | (株)アクティブライフ、大阪ガス(株)(導管事業部兵庫導管部、リビング事業部兵庫リビング営業部、エネルギー事業部兵庫エネルギー営業部)、(株)関西スーパーマーケット、関西電力(株)姫路支店、資生堂販売(株)神戸支社、(株)電通西日本、ニッセイ同和損害保険(株)、阪神測建(株)、菱井商事(株)、兵庫県経営者協会、広畑印刷(株)、富士通テン(株)、P & Gジャパン(株)   |
|       | 【H16.10.22 締結】<br>5社   | ISRグループ、(株)エス・アイ、セコム損害保険(株)神戸支店、日本イーライリリー(株)、三菱電機(株)神戸製作所・電力システム製作所   |
|       | 【H17.2.18 締結】<br>7社    | 共栄印刷(株)、(株)さくらケーシーエス、(有)サント・アン、白鶴酒造(株)、フジッコ(株)、(株)ポピンズコーポレーション、三ツ星ベルト(株)  |
| 17年度  | 【H17.7.2 締結】<br>5社     | アクサ生命保険(株)神戸支社、オリバーソース(株)、(株)シービット、(株)ホテルプラザ神戸、(株)マニックス   |
|       | 【H17.11.11 締結】<br>12社  | 石原薬品(株)、ウオクニ(株)、クリーンテックス・ジャパン(株)、(株)神戸デジタル・ラボ、(株)神戸ポートピアホテル、コカ・コーラウエスト(株)、(株)シャルレ、(株)そごう神戸店、田崎真珠(株)、兵庫ヤクルト販売(株)、松谷化学工業(株)、UCC 上島珈琲(株)   |
|       | 【H18.2.23 締結】<br>8社    | (株)協同病理、小泉製麻(株)、(株)神戸クルーザー、(株)神戸製鋼所、(株)東芝姫路工場、(株)日本旅行神戸支店、バンドー化学(株)、六甲バター(株)  |
| 18年度  | 【H18.7.3 締結】<br>9社     | (株)大城工業所、(株)神島組、木原建設(株)、窪田工業(株)、(株)山陽百貨店、(株)ソネック、ニシカワ食品(株)、(株)プランナーズインターナショナル、古野電気(株)   |
|       | 【H19.2.8 締結】<br>27社    | (株)尼京建設、(株)大浦組、(株)大野建設、(株)オカモト・コンストラクション・システム、オリエンタル・テクノ(株)、(株)共友建設、麒麟麦酒(株)近畿圏統括本部神戸統括支社、(株)国木建設、京阪神建設(株)、(株)コマドメ建設、(株)サクシード三晶建設、(株)新神野建設、(株)新龍建設、(株)大永建設、建部工業(株)、特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷、長野運輸(株)、(株)羽衣組、(株)ヒメフジ、(株)兵庫建設、(株)廣田工務店、(株)福吉組、(株)富士土木興業、前田建設(株)、(株)マルイチ、丸正建設(株)、港建設(株) |
| 19年度  | 【H19.7.11 締結】<br>20社   | (株)アジェル、淡路土建(株)、(株)金田土木、(株)アース建設、(株)阿野建設、光洋建設(株)、(株)神鋼環境ソリューション、第一生命保険相互会社(神戸支社、明石支社、姫路支社)、大栄環境(株)、常田設備(株)、(株)ディスプレイミワボシ、常盤興業(株)、(株)巴建設、(株)中田工務店、兵神機械工業(株)、(株)本城根組、(株)ミヤケ建設、(株)安井工務店  |
|       | 【H19.10.25 締結】<br>13社  | 生田建設(株)、石井建材(株)、(株)カンキョウ、神プレ建設(株)、(株)大設、ダイニチ・コンストラクション(株)、徳山土木(株)、(株)中西組、平錦建設(株)、福井建設(株)、(株)藤本組、(株)宮本建設、(株)モノボリス森下組   |
|       | 【H20.1.22 締結】<br>1団体   | (社)兵庫県測量設計業協会   |
|       | 【H20.1.29 締結】<br>10社   | 芦屋都市管理(株)、(株)酒井園芸、(株)神和商事、(株)永瀬、(社)福西谷会、(株)光建設、双葉産業(株)、三菱重工業(株)高砂製作所、三菱電機(株)高周波光デバイス製作所、山村倉庫(株)   |
|       | 【H20.3.25 締結】<br>13社   | (有)アオイ、(株)岩山組、(株)大給組、(株)鍵田組、(株)榎谷建設、晃進建設(株)、(株)さくら緑化、(有)集楽園、大喜建設(株)、(株)ダイセン、(有)高砂カッター、タカヤマ土木道路(株)、(株)森長組  |



| 締結年月日    | 事業所名  |
|----------|---|
| 20<br>年度 | <p>【H20.7.7 締結】<br/>19社</p> <p>(株)アーステック、(株)アイム、(有)うりた重機興業、(株)海成工業、(株)光邦建設、(株)サンコム、神姫バス(株)、(株)神名工務店、セントラルマイクロメーション(株)、(有)但馬建設、(株)芳賀建設工業、(株)福島組、福田土木工業(株)、富士通周辺機(株)、(株)平成建設、(株)松本組、(株)マルヤマ建設、(株)夢舞台、吉野建設(株)</p>  |
| 20<br>年度 | <p>【H20.11.17 締結】<br/>47社</p> <p>(株)朝日測量設計事務所、朝日テック(株)、(株)淡路開発コンサルタント、(株)泉建設、泉建設(株)、(株)アイデア、(株)岩本建設、(株)オーシスマップ、(株)金谷建設興業、(有)関工建設コンサルタント、(株)関西開発測量事務所、(株)神崎測量設計、(株)河南測量設計、(有)光建、(有)国際体育研修所、(株)コスモ、(株)コンサルタント関西、(株)新光測量設計、新日本設計(株)、(株)西播設計、全淡建設(株)、(株)ソクチ、園田コンサル(株)、(株)第一測量、(有)高島測量設計、(株)中央開発コンサルタント、(株)司工務店、(株)テクセル、(株)ニコス、(株)日進サーベ、(有)二星測量、日本機動建設(株)、(株)はまつ組、(株)播磨設計コンサルタント、廣川建設(株)、(有)ヒロ測量、(株)福本測量設計事務所、(株)藤岡組、(株)ホクト、北斗測量設計(株)、(有)マッシュ、松本建設(株)、ミツヤ設計(株)、南あわじ調査設計(株)、明洋測量設計(株)、八幡建設測量(株)、(有)ヤマト測量</p>  |
| 20<br>年度 | <p>【H21.1.23 締結】<br/>29社</p> <p>(有)アイ・サブラ、(株)秋義建設、栄興電機工業(株)、(有)エルデ企画、(株)大林、(株)柏原測量、(株)加東測量、北垣建設(株)、(株)楠田建設、(株)国実コンサルタント、(有)倉本測量、(有)鍵友建設、(株)下村測量設計事務所、(株)昭和測量設計、(株)清流建設、高柴商事(株)、(有)田村土建、(有)トライテック、内藤建設(株)、西村建設工業(株)、(株)阪神開発、(有)氷上測量、(株)平野住建、(株)ふじ、(株)ホソノテック、(株)宮本技建、(株)メイセイコンサルタント、(株)山本設計、(株)吉岡建設</p>   |
| 20<br>年度 | <p>【H21.3.26 締結】<br/>55社</p> <p>(株)アメニティー・カンパニー、伊藤建設(株)、(株)ウエダ建設、内海建設(株)、(有)オオタニ、(株)大山土建、(株)かすが、桂建設(株)、(株)鎌田組、(株)関西エンジニアリング、関西技術工業(株)、(株)関西コンサルタント、(有)岸本工業、木下建設(株)、近畿測量(株)、邦設備工業(株)、(株)鶏北測量設計、幸進建設(株)、広洋測量設計(株)、(株)小林工務店、(株)コーワ測量設計、(株)坂本建設、崎塩興業(株)、三協建設(株)、(株)三和技工、(有)新栄建測、(株)新土木開発コンサルタント、進路工業(株)、西部造園土木(株)、袖長建設(有)、大日建設(株)、竹田テント装備(株)、(株)武仲、(株)田村組、中央測量設計(株)、(株)テイ建設、(株)東洋建設工業、日栄建設工業(株)、(株)パスコ神戸支店、(株)ハマサカ建設コンサルタント、(株)平野組、藤原建設(株)、鳳鳴建設(株)、堀建設(株)、松田土木工業(株)、三宅建設(株)、(株)宮本商店、(株)森津工務店、(株)ヤス測量設計、山本工業、(有)有建、(株)ユウテック、(有)ユウビ建設、(有)吉田建設、(株)緑栄</p>   |
| 21<br>年度 | <p>【H21.5.27 締結】<br/>1社</p> <p>(株)ローソン</p>  |
| 21<br>年度 | <p>【H21.7.28 締結】<br/>72社</p> <p>(株)アアク設計、(株)ISエンジニアリング、(有)合橋測量、(株)秋田組、(株)朝日コンサル、(有)アスピー開発、(株)アーバンクリエイイト、(株)イスズベーカー、板家建設(株)、(株)上野組、(株)宇鷹建設、(株)内山測量設計、栄和測量設計(株)、(株)エルクコンサルタント、(有)岡田測量設計、(株)カイヤマグチ、(株)カネヘイ、(株)和技研、協同建設(株)、日下部建設(株)、黒田測量設計(株)、グローリー建設(株)、(株)建設コンサルタント大誠、孔明建設(株)、幸陽測量設計(株)、(株)コフジ建設、(株)小堀組、(株)古来造園土木、(株)斉藤鐵工所、三永建設興業(株)、(有)三協技建、(株)サン コンサルタント、三和建設(株)、(株)ジオテクノ関西、伸栄開発(株)、清和建設(株)、宗和建設(株)、(有)ダイキ開発、大喜建設(株)、(株)太陽測量、(有)大量建設、大和リース(株)神戸支店、(株)高山組、(株)タツミ測量設計事務所、(有)典座、東英建設(株)、(株)永川組建設、(株)西田土木、(株)西塚測量設計事務所、原田建設(株)、(株)ハリマテック、播磨土工建工業(株)、(株)ハンワ、(株)福原組、福松建設(株)、(有)平成開発設計、(株)前川技研、(株)マサル建設、(有)松岡調査測量、松本工業(株)、(株)丸尾計画事務所、(有)水野屋運輸建設、宮下設備工業(株)、(株)宮本組、(株)宮本工務設計事務所、(株)宮本土建、(株)基泰組、(株)八嶋組、安井測量設計(株)、山崎仲川建工(株)、(株)山本測量事務所、若鈴コンサルタンツ(株)兵庫営業所</p> |

## 男女共同参画推進員制度の概要

地域や企業、労働組合で男女共同参画に取り組むキーパーソンとして、男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置しています(根拠:男女共同参画社会づくり条例第24条)。

### 1 推進員の活動内容

- ・男女共同参画に関する情報収集・提供を行うこと
- ・ひょうご男女共同参画プラン21の普及啓発を図ること
- ・男女共同参画に関する行政施策の推進に協力すること
- ・男女共同参画に関する各種相談等に対して専門機関等を紹介すること
- ・その他男女共同参画社会づくりに向けた活動に関すること

### 2 推進員設置数(平成21年9月1日現在)

#### (1) 推進員(地域)

単位:人

|    | 第 期(H14~H15) | 第 期(H16~H17) | 第 期(H18~H19) | 第 期(H20~H21) |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 男性 | 39           | 36           | 51           | 49           |
| 女性 | 144          | 156          | 196          | 153          |
| 合計 | 183          | 192          | 247          | 202          |

#### (2) 推進員(企業・労働組合)

単位:人

|      | 第 期(H14~H15) | 第 期(H16~H17) | 第 期(H18~H19) | 第 期(H20~H21) |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 企業   | 72           | 72           | 176          | 397          |
| 労働組合 | 67           | 66           | 67           | 64           |
| 合計   | 139          | 138          | 243          | 461          |

## 男女共同参画申出処理制度の概要

男女共同参画に関する人権侵害についての申出や、県が実施する施策等についての改善の提案に対して、3人の申出処理委員が調査などを行い、必要に応じて助言や勧告などを行います(根拠:男女共同参画社会づくり条例第25条)。

### 1 調査の対象となる申出

#### (1) 人権侵害に係る申出

- ・私人間の男女共同参画に関する人権侵害事案で、直接具体的な被害や不利益などを被り、相手方に改善等を求めるもの

(例) 配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的取扱 など

#### (2) 県の施策についての提案

- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への提案
- ・県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への提案

### 2 申出の処理方法

- ・申出処理委員が、申出内容について関係者から説明を受けるなど、必要な調査を行います。
- ・必要があると認めるときは、県の施策については、助言、指導、勧告を、私人間の人権侵害事案については、助言、是正の要望等を行います。
- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの私人間の人権侵害事案については必要に応じて、配偶者暴力相談支援センター(県立女性家庭センター)等の関係機関に引き継ぐこともあります。

### 3 申出方法

原則、書面で受け付けています。郵送またはファクスにより申出処理委員事務局に送付してください。匿名での申出や電話での申出は受け付けていません。

【問い合わせ先】兵庫県企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室内 申出処理委員事務局  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL/FAX 078-360-9001(申出処理委員事務局専用)

### 4 申出処理状況一覧(平成14年10月1日~平成21年8月末)

| 申出処理内訳  |      | 件数 | 備 考  |                                     |  |  |
|---------|------|----|--|-------------------------------------|--|--|
| 調査対象事案  | 人権侵害 | 17 | 平成14年度 3件<br>平成15年度 5件<br>平成16年度 3件<br>平成17年度 2件 | 平成18年度 3件<br>平成19年度 0件<br>平成20年度 1件 |  |  |
|         | 県の施策 | 2  | 平成14年度 1件  | 平成20年度 1件                           |  |  |
|         | 小 計  | 19 | 平成14年度 4件<br>平成15年度 5件<br>平成16年度 3件<br>平成17年度 2件 | 平成18年度 3件<br>平成19年度 0件<br>平成20年度 2件 |  |  |
| 調査対象外事案 |      | 9  | 平成14年度 3件<br>平成15年度 1件<br>平成16年度 3件<br>平成17年度 0件 | 平成18年度 1件<br>平成19年度 0件<br>平成20年度 1件 |  |  |
| 合 計     |      | 28 | 平成14年度 7件<br>平成15年度 6件<br>平成16年度 6件<br>平成17年度 2件 | 平成18年度 4件<br>平成19年度 0件<br>平成20年度 3件 |  |  |

## 男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」(以下「男女共同参画プラン」という。)の着実な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランに係る行政施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現のために実施すべき施策の協議に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を総括し、これを代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、知事を、副本部長は、企画県民部県民文化局に係る事務を担当する副知事を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部会議)

第4条 本部は、本部の事務の円滑な実施を図るため、本部会議を開く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 本部の運営を円滑に行うため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって構成する。
- 3 事務局長は、局務を掌理する。
- 4 事務局長は、企画県民部県民文化局長を、事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 事務局長は、必要に応じ、ワーキンググループを設けることができる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民文化局青少年課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年8月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別表1)

男女共同参画推進本部構成員

| 区 分  | 職 名   |
|------|---|
| 本部長  | 知事  |
| 副本部長 | 副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者)  |
| 本部員  | 副知事(企画県民部県民文化局に係る事務を担当する者を除く)<br>防災監<br>理事(男女家庭・少子対策・消費者行政担当)<br>理事(技術担当)<br>理事(へき地医療支援担当)<br>会計管理者<br>企画県民部長<br>政策参事<br>健康福祉部長<br>産業労働部長<br>農政環境部長<br>環境担当部長<br>県土整備部長<br>まちづくり担当部長<br>公営企業管理者<br>病院事業管理者<br>教育長<br>人事委員長<br>警察本部長<br>神戸県民局長<br>阪神南県民局長<br>阪神北県民局長<br>東播磨県民局長<br>北播磨県民局長<br>中播磨県民局長<br>西播磨県民局長<br>但馬県民局長<br>丹波県民局長<br>淡路県民局長<br>東京事務所長 |

(別表2)

男女共同参画推進本部事務局構成員

| 区 分  | 職 名   |
|------|---|
| 事務局長 | 企画県民部県民文化局長   |
| 事務局員 | 企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室長<br>企画県民部企画財政局総務課長<br>企画県民部管理局人事課長<br>企画県民部管理局職員課長<br>健康福祉部社会福祉局総務課長<br>産業労働部政策労働局総務課長<br>農政環境部農政企画局総務課長<br>県土整備部県土企画局総務課長<br>出納局会計課長<br>企業庁管理局総務課長<br>病院局企画課長<br>教育委員会事務局総務課長<br>人事委員会事務局総務課長<br>警察本部警務部警務課長<br>神戸県民局県民室長<br>阪神南県民局県民室長<br>阪神北県民局県民室長<br>東播磨県民局県民室長<br>北播磨県民局県民室長<br>中播磨県民局県民室長<br>西播磨県民局県民室長<br>但馬県民局県民室長<br>丹波県民局県民室長<br>淡路県民局県民室長 |

## 女性問題に関する相談機関一覧

### 【県関係機関】

| 機 関 名          | 電話番号             | 相 談 時 間 |             |
|----------------|------------------|---------|-------------|
| 兵庫県立男女共同参画センター | 078 - 360 - 8551 | 月～土     | 9:30～16:30  |
| 兵庫県立女性家庭センター   | 078 - 732 - 7700 | 毎日      | 9:00～21:00  |
| 阪神北県民局         | 0797 - 83 - 3101 | 毎月第2金   | 13:00～16:00 |
| 東播磨県民局         | 079 - 421 - 1101 | 毎月第4金   | 13:00～16:00 |
| 北播磨県民局         | 0795 - 42 - 5111 | 毎月第2金   | 13:00～16:00 |
| 中播磨県民局         | 079 - 281 - 3001 | 毎月第3水   | 13:00～16:00 |
| 西播磨県民局         | 0791 - 58 - 2100 | 毎月第3木   | 13:00～16:00 |
| 但馬県民局          | 0796 - 23 - 1001 | 毎月第3金   | 13:00～16:00 |
| 淡路県民局          | 0799 - 22 - 3541 | 毎月第3金   | 13:00～16:00 |

### 【兵庫県警関係機関】

| 機 関 名                   | 電話番号             | 相 談 時 間 |                                |
|-------------------------|------------------|---------|--------------------------------|
| 性犯罪被害110番<br>「レディースライン」 | 078 - 351 - 0110 | 月～金     | 9:00～17:00<br>FAX・留守番電話は24時間対応 |
| ストーカー・DV相談電話            | 078 - 371 - 7830 | 毎日      | 24時間                           |

### 【県内市町機関】

| 機 関 名            | 電話番号                         | 相 談 時 間      |  |
|------------------|------------------------------|--------------|--|
| 神戸市男女共同参画センター    | 078 - 361 - 8361             | 火～土          | 10:00～15:00 (12:00～13:00 除く)                                 |
| 神戸市配偶者暴力相談支援センター | 078 - 382 - 0037             | 火～日          | 9:00～17:00   |
| 姫路市男女共同参画推進センター  | 079 - 287 - 0801             | 火<br>水金      | 10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)<br>10:00～18:00 (12:00～13:00 除く) |
| 尼崎市立女性・勤労婦人センター  | 06 - 6436 - 8636             | 月水金          | 10:00～20:00<br>(12:00～13:00、16:00～18:00 除く)                  |
| あかし男女共同参画センター    | 078 - 918 - 5614             | 火土<br>水木金    | 9:00～11:30、13:00～16:00<br>9:00～11:30                         |
| 西宮市男女共同参画センター    | 0798 - 64 - 9499             | 月木           | 10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)                                 |
| 芦屋市男女共同参画センター    | 0797 - 38 - 2022             | 第1土<br>第2～5金 | 13:00～16:00  |
| 伊丹市立女性・児童センター    | 072 - 772 - 7248             | 木            | 13:00～17:00  |
| 加古川市こども課         | 079 - 427 - 9768<br>(女性問題相談) | 月金           | 9:00～17:00   |
|                  | 079 - 427 - 9293<br>(女性相談)   | 月～金          | 9:00～17:00   |
| 赤穂市女性交流センター      | 0791 - 43 - 7800<br>(女性相談)   | 火～金          | 13:00～16:00  |
| 宝塚市立男女共同参画センター   | 0797 - 86 - 3488             | 月火木金         | 10:00～16:00 (12:00～13:00 除く)                                 |
| 三木市男女共同参画センター    | 0794 - 89 - 2354             | 火            | 10:00～12:00  |
|                  |                              | 木            | 13:00～16:00  |
| 高砂市男女共同参画センター    | 079 - 443 - 9134             | 月～金          | 9:30～16:00   |
| 川西市男女共同参画センター    | 072 - 759 - 1857             | 月金           | 10:00～12:00  |
|                  |                              | 火水木          | 12:00～15:00  |
| 小野市男女共同参画センター    | 0794 - 63 - 8250             | 木            | 9:30～11:30   |
| 三田市まちづくり協働センター   | 079 - 563 - 8000             | 火            | 10:30～12:30  |
|                  |                              | 木            | 13:30～17:30  |
|                  |                              | 第2・4土        | 10:30～17:30  |
| 篠山市男女共同参画センター    | 079 - 552 - 6926             | 月・水・金        | 8:30～17:15   |
| 養父市男女共同参画センター    | 079 - 662 - 7765             | 火木金          | 10:00～18:00  |

## 平成 2 1 年度 ひょうご男女共同参画白書

平成 2 1 年 9 月発行

兵庫県企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL : 078-341-7711 ( 内線 2801、2802 )

FAX : 078-362-3957

E-mail : [seishonen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seishonen@pref.hyogo.lg.jp)

2 1 企 P 4 - 0 0 3 A 4